

緑にかこまれた健康な文化都市



第四次北本市総合振興計画

後期基本計画

「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に向けて

北本市は、平成21年3月に第四次北本市総合振興計画中期基本計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいりました。

この間、圏央道桶川北本インターチェンジの供用開始、江崎グリコ（株）新工場の誘致など本市を取り巻く環境は大きく変化してきております。

このたび、平成24年度からの4年間において取り組むべき基本施策を見据え、第四次北本市総合振興計画後期基本計画を策定いたしました。

策定にあたりましては、社会・経済動向の調査並びに北本市市民意識調査の実施、第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議の開催、北本市議会への照会、パブリックコメントの実施、北本市総合振興計画審議会の開催を通じ、広く市民のみなさまから多くの貴重な御意見をいただきました。

新たに策定した計画に基づき、今後も「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に向けた市政運営を行い、市民の皆様にとずっと暮らしつづけたいまちとして誇れるまちづくりを進めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、多くの方からの御支援・御協力に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

平成24年3月



北本市長 石津 賢治

目次

第Ⅰ部 序論

第1章 計画策定の趣旨	3
第2章 将来都市像とまちづくりの目標	5
第3章 まちの動向	9
第4章 社会情勢の認識	12
第5章 市民意向	14

第Ⅱ部 後期基本計画

第1章 未来につなぐ夢のある学びのまち	19
第1節 生涯学習の推進	20
第2節 学校教育の充実	22
第3節 青少年の健全育成	28
第4節 社会教育の充実	30
第5節 文化・スポーツ活動の推進	32
第6節 文化財の保護・活用	36
目標指標	38
第2章 心かよう健やかなまち	39
第1節 地域福祉の推進	40
第2節 保健・医療の充実	42
第3節 子育て支援の充実	44
第4節 高齢者福祉の充実	46
第5節 障がい者（児）福祉の充実	48
第6節 社会保障制度の充実	50
目標指標	53
第3章 緑輝くうるおいのまち	55
第1節 バランスある土地利用の推進	56
第2節 豊かな住環境と都市景観の形成	58
第3節 資源循環型の環境にやさしいまちづくり	60
第4節 公園・緑地の整備	62
目標指標	66
第4章 快適で安心・安全なまち	67
第1節 市街地の整備	68
第2節 道路・交通体系の整備	70
第3節 上・下水道、河川の整備	72
第4節 防犯・交通安全の推進	76
第5節 防災・消防の充実	78
目標指標	81
第5章 「業」を耕す活力のまち	83
第1節 総合的な産業の振興	84
第2節 農業の振興	86
第3節 商業・サービス業の振興	88
第4節 工業の振興と新たな企業の誘致	90
第5節 観光・交流産業の振興	92
第6節 就労対策	94
目標指標	96

第6章 みんなでつくる参加と交流のまち	97
第1節 暮らしと参加・交流の場としての地域コミュニティづくり	98
第2節 平和と人権を尊重するまちづくり	100
第3節 男女共同参画社会の推進	102
第4節 国際化への対応	104
第5節 消費生活における安心の確保	106
目標指標	108
第7章 計画の推進に向けて	109
I 都市経営体制の確立	
第1節 市民参加の促進と協働体制の強化	110
第2節 行財政改革の推進、地方分権化社会にふさわしい自治体制づくり	112
第3節 柔軟な行財政執行体制の整備と内部管理の充実	114
第4節 広域行政の推進	120
II 計画の進行管理	
第1節 総合振興計画の適切な進行管理	122
第2節 計画の実施・達成度評価や数値目標の評価による計画管理の充実	123
目標指標	124
第8章 地域別主要施策	126

資料編

1 第四次北本市総合振興計画基本構想	133
2 北本市総合計画審議会規則	144
3 後期基本計画諮問	145
4 後期基本計画答申	146
5 第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議設置要綱	148
6 第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会等の設置に関する要綱	149
7 国・県への要請	151
8 第四次北本市総合振興計画後期基本計画期間内に策定する計画一覧	152
9 策定経過	153

第 I 部 序 論

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

平成18年を初年度とする第四次北本市総合振興計画は、地方分権社会にふさわしい行政改革の視点により、市民と行政との協働の視点を踏まえたまちづくりの指針として策定されました。

総合振興計画は、基本構想、基本計画という構成をもってその取り組みを示しており、社会情勢の厳しい変化をふまえつつ、基本構想に示すまちづくりを引き続き進めていくため、平成24年度を初年度とする新たな基本計画を策定します。

第2節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」と、別に定める「実施計画」で構成します。

1 基本構想

基本構想は、将来都市像等とまちづくりの目標を定めるとともに、それを達成するための施策の大綱と地域別まちづくりの方向を定めたものです。

計画期間は平成18年（2006）度から平成27年（2015）度までの10年間とします。

2 基本計画

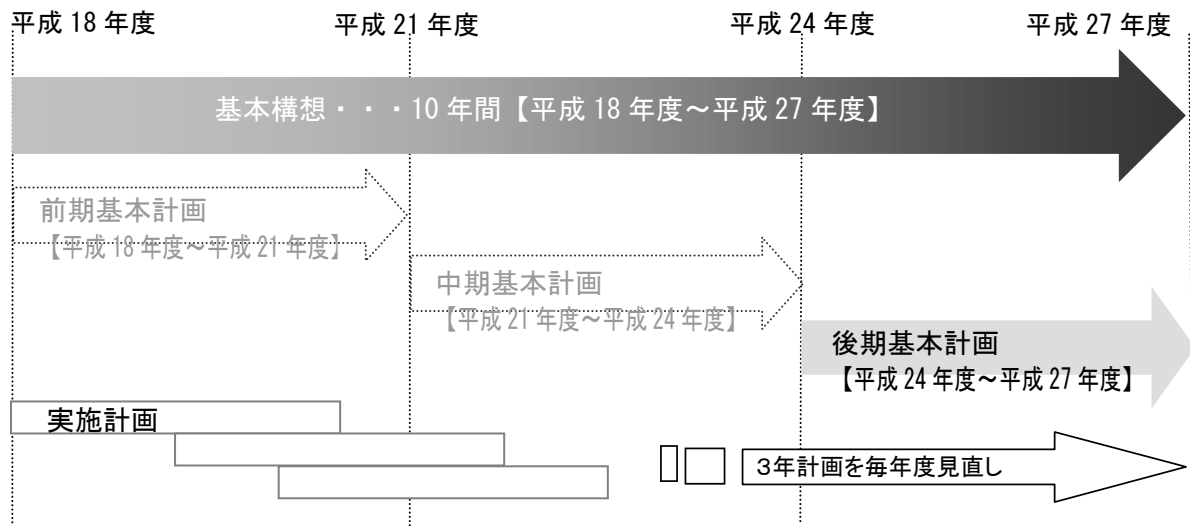
基本計画は、基本構想を実現するための基本施策・事業を体系的に明らかにするものであり、基本構想の計画期間を前期・中期・後期に区分した4年計画として、3年ごとに見直し期間を設けて策定します。

後期基本計画の期間は平成24年（2012）度から平成27年（2015）度までの4年間とします。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示した基本施策・事業を具体化するものであり、計画期間を3年間とし、毎年度ローリング方式により改定します。

■計画期間の考え方



第2章 将来都市像とまちづくりの目標

1 将来都市像

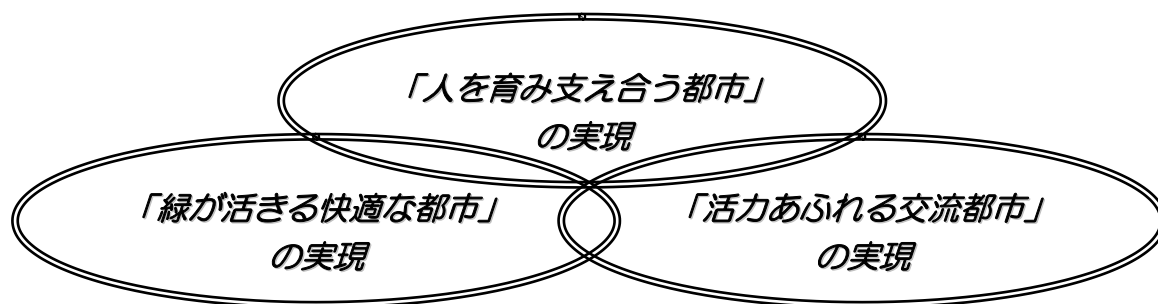
緑にかこまれた健康な文化都市

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、誰もが“ずっと暮らし続けたいまち きたもと”といえる、次のようなまちの姿を表したものです。

- 市民が安心して北本に住み、学び、働き、遊び、充実した生活を送っています。
- 様々な人が北本に集い、交流しています。
- 環境と共生した産業が展開し、まちの活力と魅力につながっています。
- 誰もが健康でそれぞれの個性と能力を発揮し、将来の夢を育み、夢の実現に向け自分を磨いています。
- 一人ひとりの市民がまちづくりに魅力を感じ、故郷として誇りを持っています。

2 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、市民と行政の協働を基本理念に次の3つの目標に取り組みます。



◆「人を育み支え合う都市」の実現

未来につなぐ夢のある学びのまち
心かよう健やかなまち

(生涯学習・教育)
(保健・医療・福祉)

◆「緑が活きる快適な都市」の実現

緑輝くうるおいのまち
快適で安心・安全なまち

(環境・景観)
(都市・生活基盤)

◆「活力あふれる交流都市」の実現

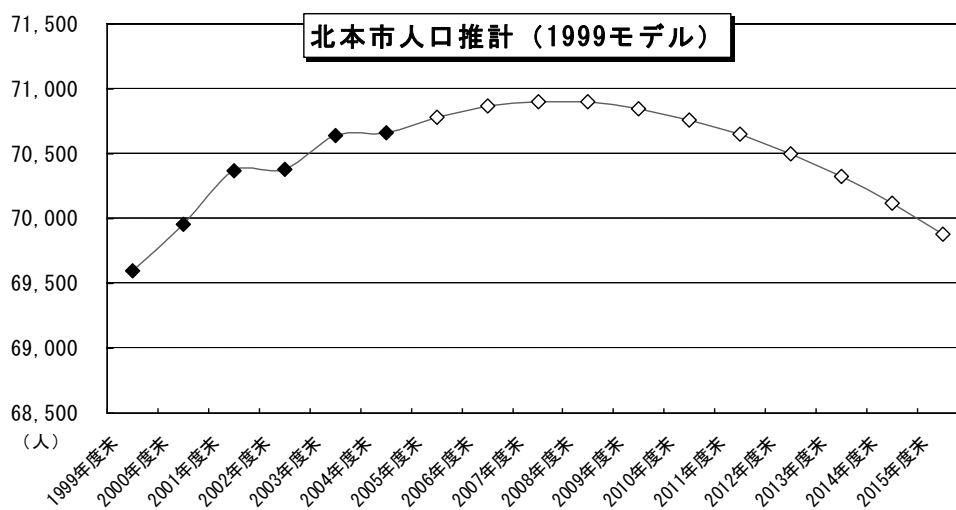
「業」を耕す活力のまち
みんなでつくる参加と交流のまち

(産業)
(市民自治)

3 将来人口

平成27年の目標人口 71,000人

	将来(平成27年)	
	人口	構成比
0～14歳(年少人口)	8,300	11.7%
15～64歳(生産年齢人口)	43,500	61.3%
65歳以上(高齢人口)	19,200	27.0%
合計	71,000	100.0%



4 土地利用構想

◆土地利用の基本的な考え方

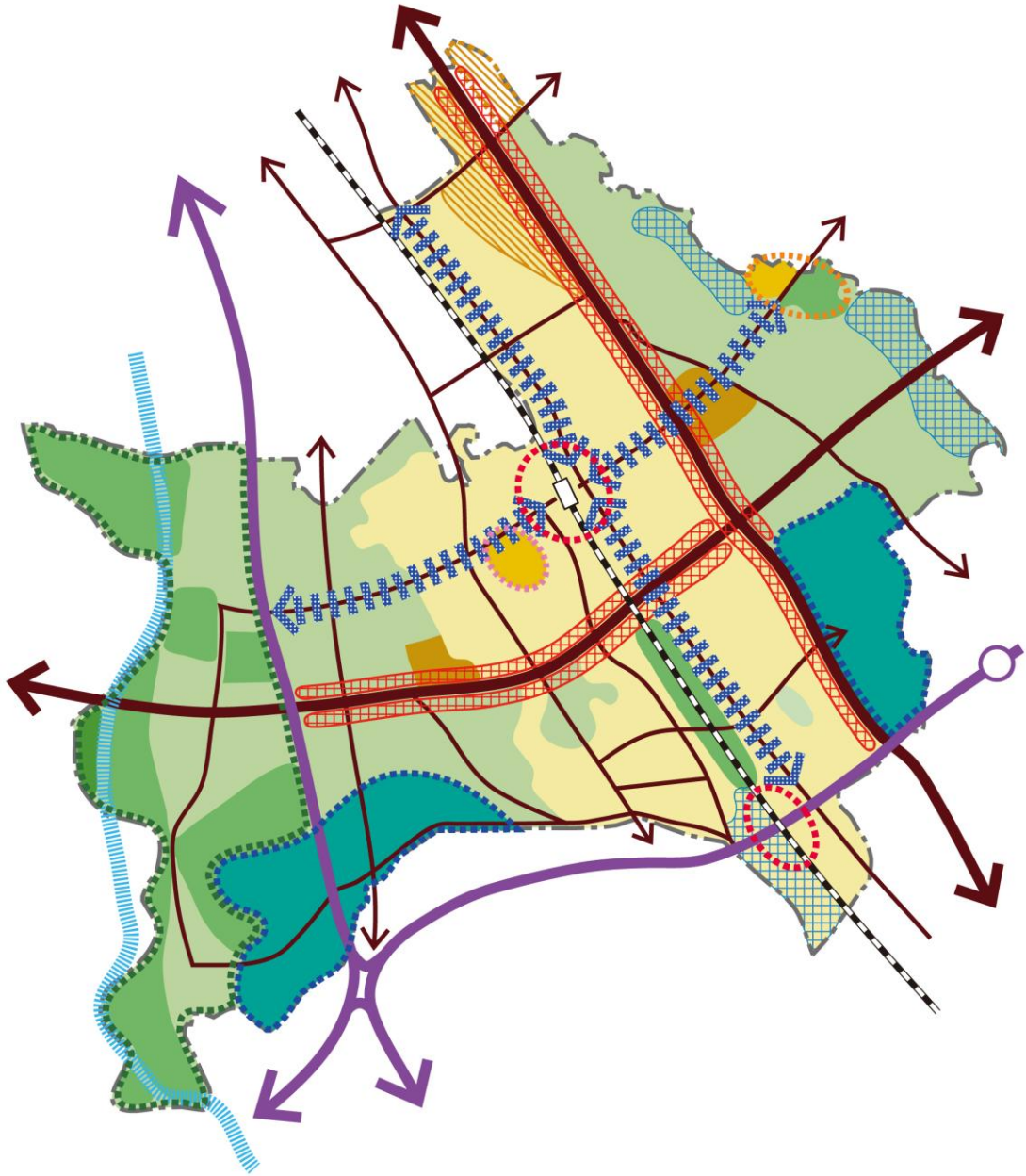
- ・コンパクトシティの考え方に立ち、『暮らし続けたいくなるまち』としてのレベルアップを図ります。
- ・昼夜間人口構造の変化、世帯数の増加、交流人口の拡大を見込み、既存の開発用地や都市施設の活用を軸に、安全・快適・活力を備えた効率的な土地利用を目指します。
- ・市の活力維持に資する一層の土地の有効利用の推進、地域の良好な自然資源の保全と活用を進めます。
- ・健康で文化的なまちを目指す上では、まちの景観の重視、土地利用の適正化、環境や人にやさしいまちづくりなど、質重視の視点を強化します。






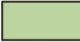








◆土地利用別整備方針

- ・土地利用別の整備方向は次のように定めます。

区 分	整備方向
住宅地	・美しい景観を重視し、緑や花を育てるなど、快適でゆとりある住宅環境の整備を推進します。
商業・業務地	・北本駅周辺を中心市街地として、駅前空間の交流や道路沿道の有効活用などをふまえた賑わいづくりとともに、新駅（構想）周辺に「まちの駅」的な機能の導入を検討します。
工業地	・圏央道のインパクトを効果的に吸収するために、工業導入促進のための条件整備を進めます。
農地	・優良農地の保全や観光農業等の推進を図るとともに、今後の動向を見極め、適正な土地利用に努めます。
公園・緑地	・景観、健康づくり、レクリエーション、防災、交流の場等多面的な利用を推進します。
複合的な開発地	・交通利便性向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。
住宅環境誘導地	・市街化調整区域で住宅が集中しており、既存の住宅地の環境整備に努めます。
土地利用誘導地	・市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。
公共施設利用地	・市役所、文化施設、教育施設等の用地として、環境整備の充実に努めます。
沿道サービス地	・国道 17 号及び南大通線については、沿道型サービス施設の誘導を図ります。

土地利用構想図



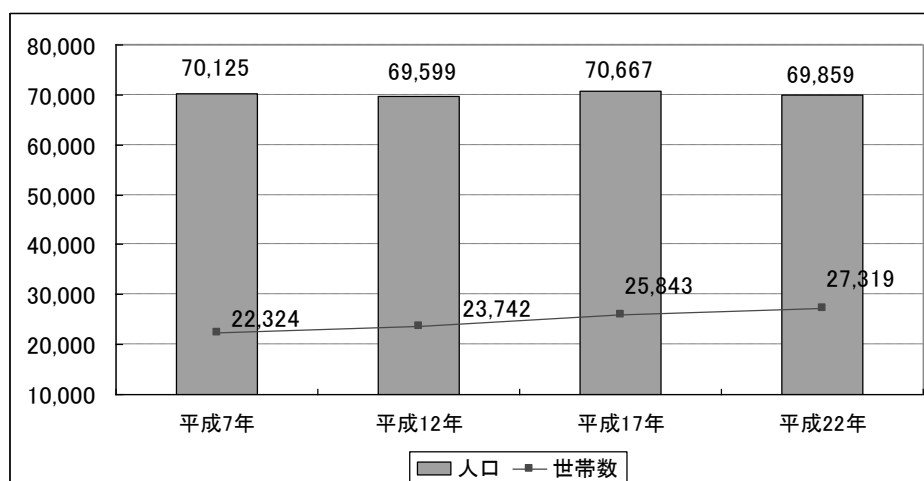
- | | | |
|---|--|--|
|  住宅地 |  公共施設利用地 |  広域幹線道路 |
|  商業・業務地 |  公園・緑地 |  都市幹線道路 |
|  工業地 |  農地 |  地区幹線道路 |
|  複合的な開発地 |  行政・文化拠点 |  都市軸 |
|  沿道サービス地 |  健康・スポーツ拠点 | |
|  土地利用誘導地 |  環境保全・交流ゾーン | |
|  住宅環境誘導地 | | |

第3章 まちの動向

1 人口・世帯の状況

本市の人口は平成22年現在で69,859人(住民基本台帳)、平成7年(70,125人)から約0.4%減少しています。一方、平成22年現在の世帯数は27,319世帯で、平成7年(22,324世帯)から22.4%の増加となっています。人口の減少に対し世帯数が増加しています。

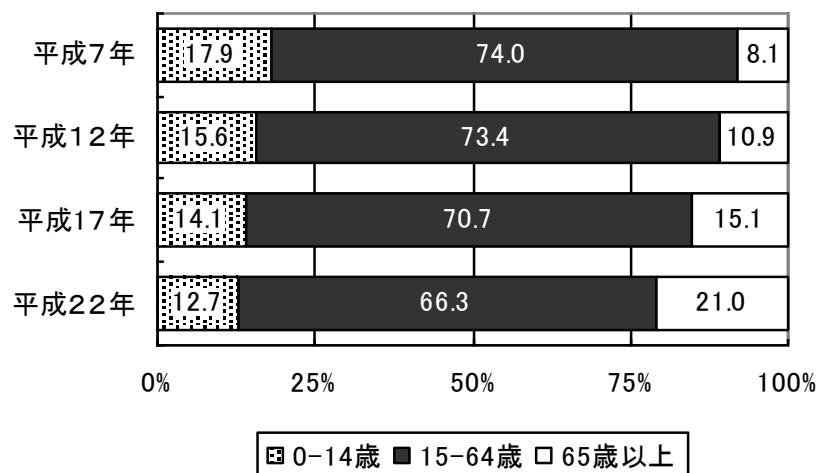
■人口・世帯の動向 (単位：人)



資料：埼玉県統計年鑑(住民基本台帳値)

年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)の年齢の3区分別に見ると、平成22年現在でそれぞれ12.7%、66.3%、21.0%となっており、平成7年以降、少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口動向



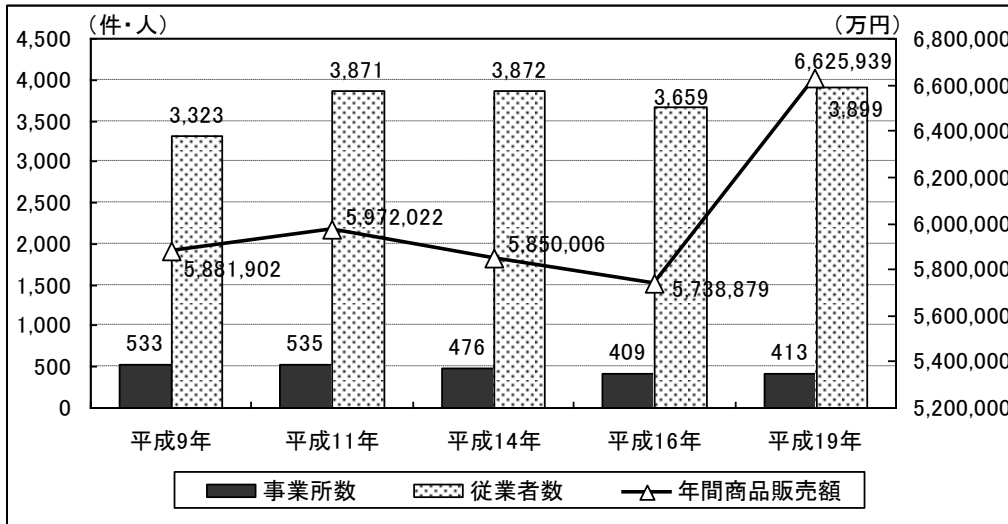
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県ホームページ)

2 産業の状況

① 商業

平成 19 年現在の商品販売額は、6,625,939 万円で、従業者数は 3,899 人、事業所数は 413 件となっています。年間商品販売額の増加が顕著となっています。

■小売業年間額、従業者数、事業所数

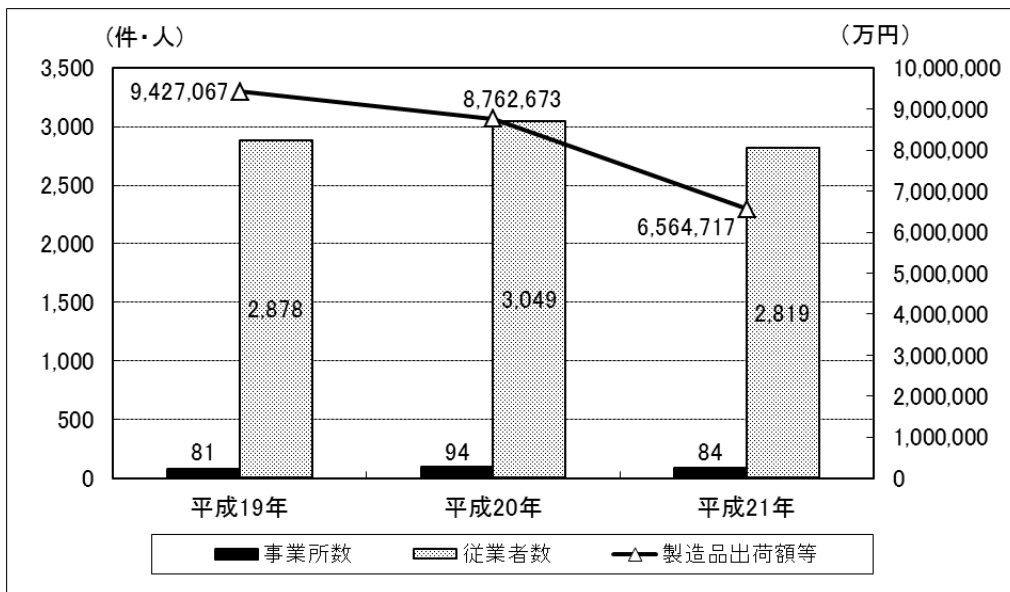


資料：商業統計調査

② 工業

平成 21 年現在の製造品出荷額等は約 6,564 億円、従業者数は 2,819 人、事業所数は 84 件となっています。製造品出荷額等をはじめ、いずれの指標も減少傾向となっています。

■製造品出荷額等、従業者数、事業所数

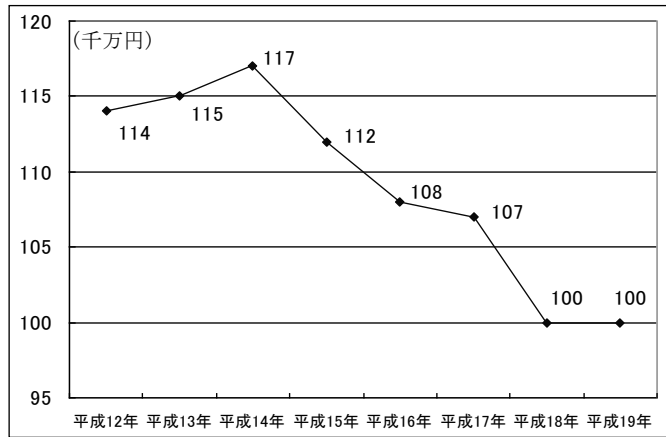


資料：工業統計調査

③ 農業

平成19年現在の農業産出額は100千万円で、平成12年から平成14年では増加傾向にありましたが、それ以降減少しています。

■ 農業産出額の推移

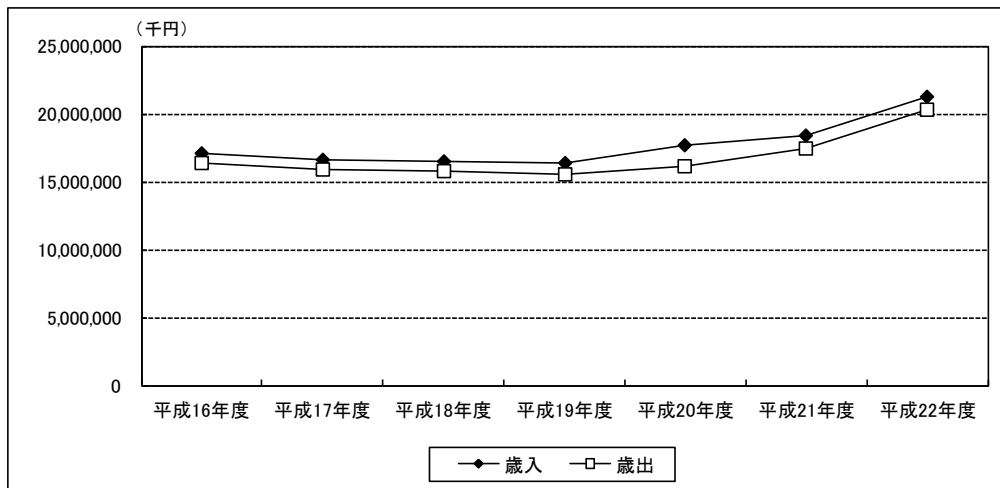


資料: 農林業センサス

3 財政

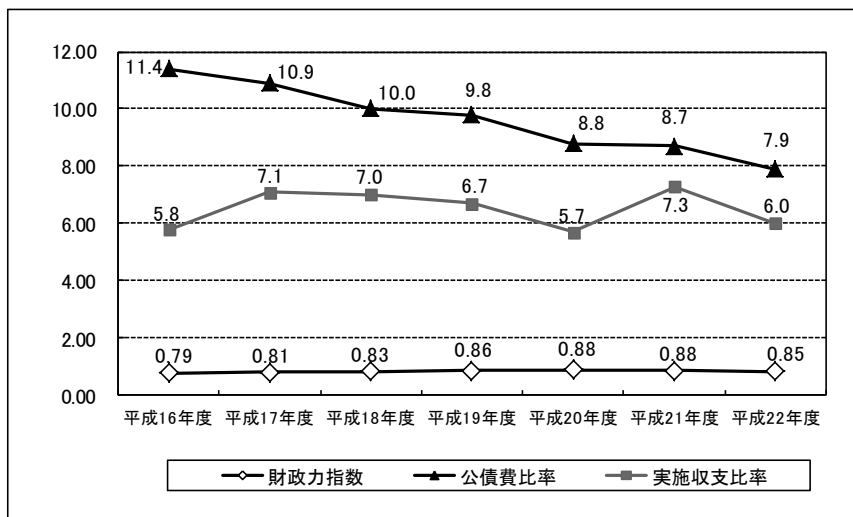
本市の歳入・歳出額は、近年増加傾向となっています。また、財政力指数(自主財源の高さを示す)はやや上昇、公債費比率(一般財源における借入金返済額の割合)は減少しています。

■ 歳入・歳出額の推移



資料: 市町村決算カード

■ 財政力指数・公債費比率の推移



資料: 市町村決算カード

第4章 社会情勢の認識

(1) 少子高齢化と人口減少

日本の総人口（厚生労働省、推計人口）は、平成16年（2004年）の1億2,778万人をピークとして減少期に突入しています。今後は、少子化・長寿化の進行と併せて、生産年齢人口も大幅に減少すると予測されています。また、地域・家族のセーフティネット機能の減退、高齢化に伴う社会保障に関わる費用の急速な増大など、大きな変化もみられ、中規模・高機能な社会保障の実現をめざした、社会保障と税制を含めた一体的な改革が進められています。

こうした抜本的な制度改革を進めていくとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することなどによって、少子化の流れに歯止めをかけるとともに、高齢者がいつまでも安心して健康やかに過ごせる社会をつくっていくことが求められています。

(2) 環境・エネルギー問題

世界的に人口は増加してきており、化石燃料の大量消費などにより、二酸化炭素等の温室効果ガスは近年、増加傾向にあります。さらに、地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が生じているとされています。平成17年（2005年）には「京都議定書」が発効し、地球温暖化防止を主目的とした地球環境への負荷低減が、世界共通の課題として掲げられました。また、平成22年には生物多様性への国際的な取組を進めるために、「名古屋議定書」や「愛知目標」が採択されました。このように、環境との共生を進める取組は、重要な課題となっています。

(3) 災害に対する危機管理の強化

阪神・淡路大震災以降、地震・台風・ゲリラ豪雨・猛暑などの自然災害、振り込め詐欺など、これまでにない多種多様な犯罪、食の安全性への疑問の発生、さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災は、国民生活や日本経済などあらゆる場面で想定を超える事態となっています。いまだ途上にある被害からの復旧・復興や、長期化する原発事故の影響などもあり、今回の大震災をふまえて見直すべき防災対策の視点が数多くあります。

(4) 国民意識の変化

家族や結婚、就労に関する価値観の多様化により、ワークシェアリング、在宅開業など生活様式や就労形態も多様になっています。また、経済社会の成熟化に伴い、経済的な「ものの豊かさ」から家族との交流や自然とのふれあい、健康志向の高まりなど「こころの豊かさ」を重視する人が増えています。今後も市民の多様なニーズに応えられるよう、きめ細かな対応が求められます。

(5) 高度情報化

高度な情報通信技術と交通網の発達により、個人でも地球規模のネットワークで活動することが可能となり、「人」「もの」「情報」の交流は、さらに活発化していると考えられます。身近な地域社会においても公共料金等のコンビニ支払いやオンラインショッピング、ネットバンク決済の浸透等により、電子化や簡便化が進んでいます。一方、こうした社会システムの急速な転換に迅速に対応できない情報弱者への支援、地域による情報格差の発生、個人情報の保護も課題となっています。

(6) 厳しい景気変動

わが国の経済は、急速に経済成長を遂げている新興国等の台頭や世界規模での金融危機などの状況のもと、国際的な競争力の低下が危惧されています。国内経済は、経済のグローバル化が進む中で世界経済の動向の影響を大きく受け、自治体財政にも税収減などの影響が生じています。さらに、東日本大震災は、国内、外に深刻な影響を及ぼし、米国の大手投資銀行・証券会社の破綻に端を発した世界的な金融危以降回復基調にあった景況は、再度厳しいものとなっており、健全、効率的な地域・行政運営が必要となっています。

(7) 地方分権と行政改革

平成12年(2000年)の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)の施行を契機として地方分権改革が進められており、自主的で自立した政策の立案及び推進体制の構築が急務となっています。また、平成22年6月には地方分権をさらに進めるために「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、それ以降も地域主権戦略会議において、義務付け、枠付けの見直しや出先機関、一括交付金の扱い等が検討されており、こうした情勢をふまえた行政の取り組みが必要です。

(8) 市民参画の高まり

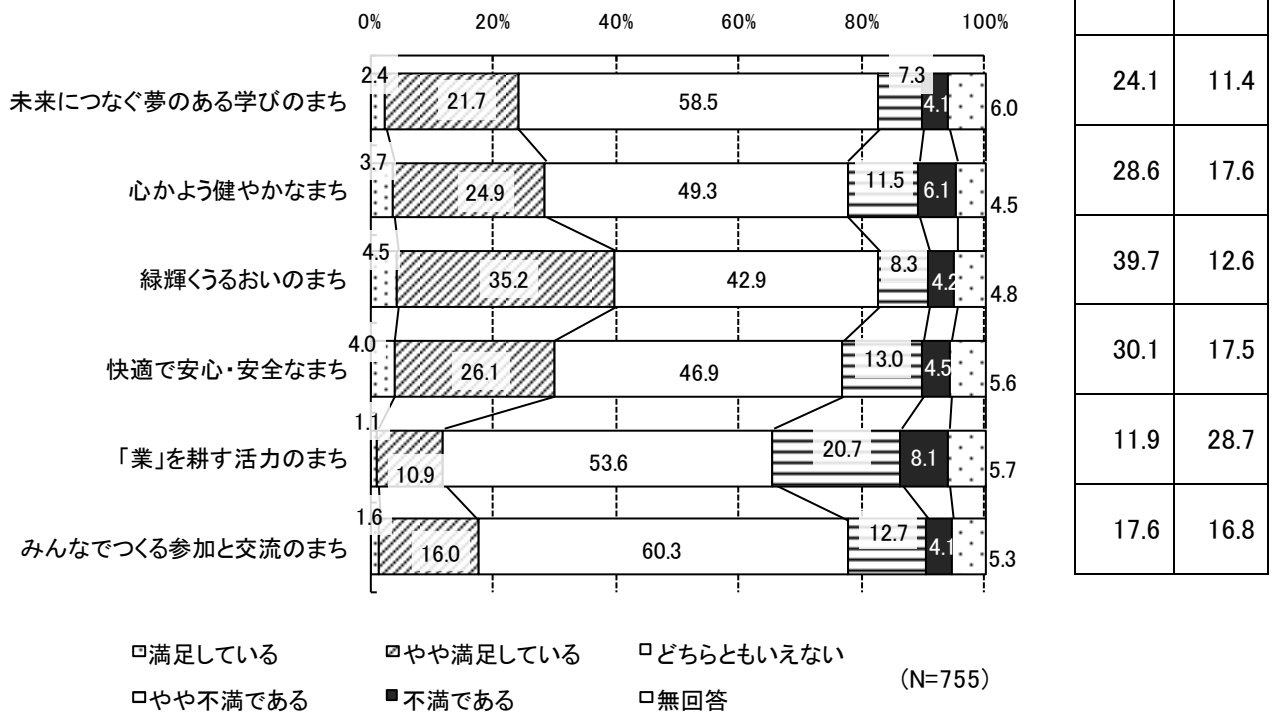
地方分権や地域主権改革の推進、新しい公共の考え方の浸透などを背景として、財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、市民参加条例や市民協働条例などの参加・協働のための条例を制定する自治体、さらにはより広く自治全般を位置づける自治基本条例を制定する自治体が増えています。また、福祉や環境、まちづくり、防災等の分野では、市民のボランティアやNPO活動、コミュニティ活動が始まっており、適正な規模の行政経営と行政サービス向上のためには、こうした一人ひとりの力を発揮した市民参画を一層進め、地域のあらゆる情報を共有していくことで、誇りと愛着、パートナーシップを深めることが必要となっています。

第5章 市民意向

平成23年度に実施した市民意識調査の結果に基づき、第四次北本市総合振興計画における6つの施策体系についての市民意向をみると、満足度（「満足している」＋「やや満足している」）は「緑輝くうるおいのまち（環境・景観の整備）」が最も高く、次いで「快適で安心・安全なまち（都市・生活基盤の整備）」、「心かよう健やかなまち（保健・医療・福祉の充実）」となっています。

一方、満足度が不満度（「やや不満である」＋「不満である」）を下回っているのが、「『業』を耕す活力のまち（産業の振興）」となっています。

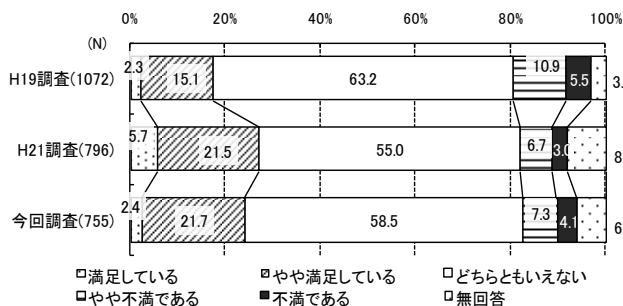
■施策体系の満足度



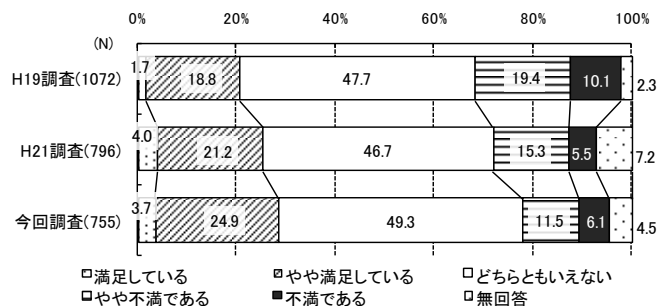
資料：平成23年度市民意識調査

(過去の調査(平成19年度、21年度調査)結果比較)

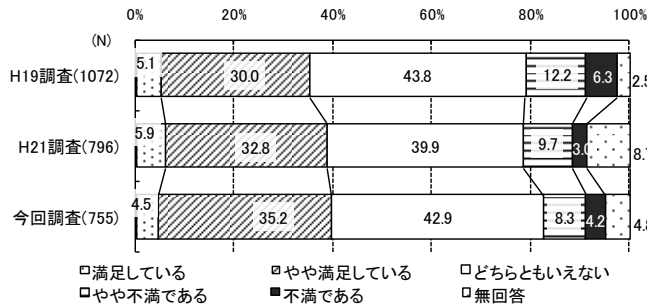
■未来につなぐ夢のある学びのまち



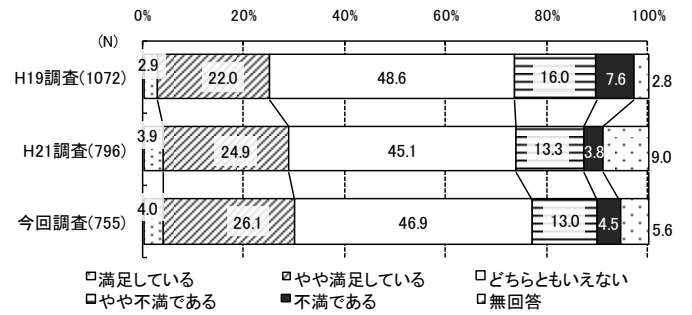
■心かよう健やかなまち



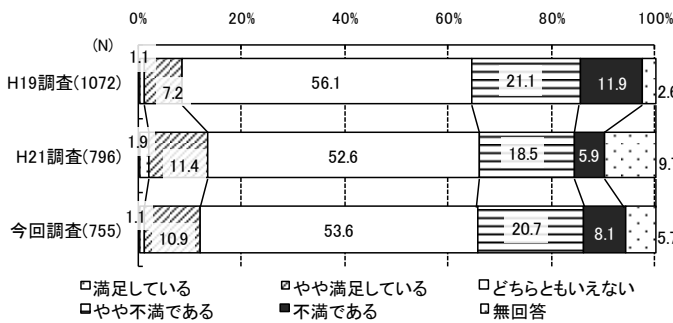
■緑輝くろのいのまち



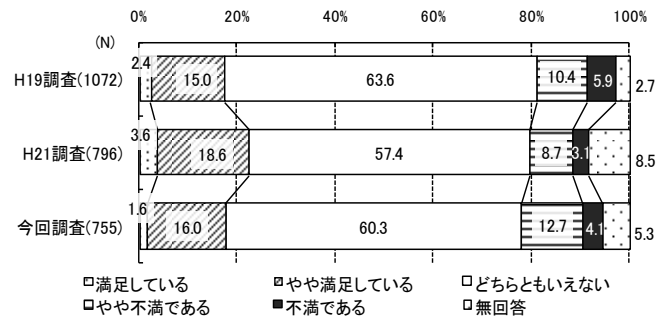
■快適で安心・安全なまち



■「業」を耕す活力のまち



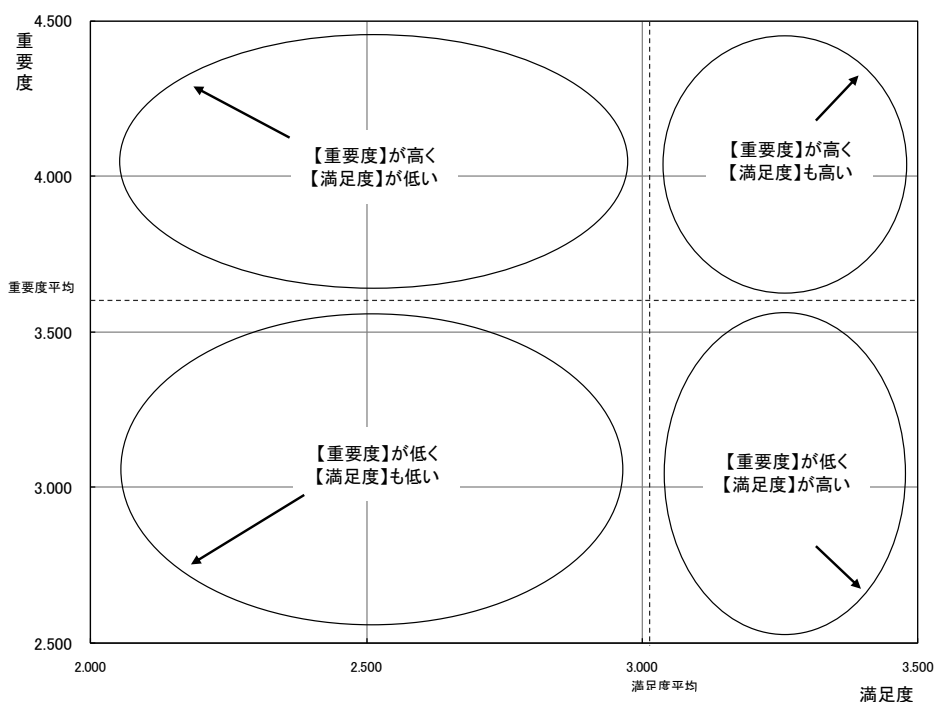
■みんなでつくる参加と交流のまち



■施策のニーズ度

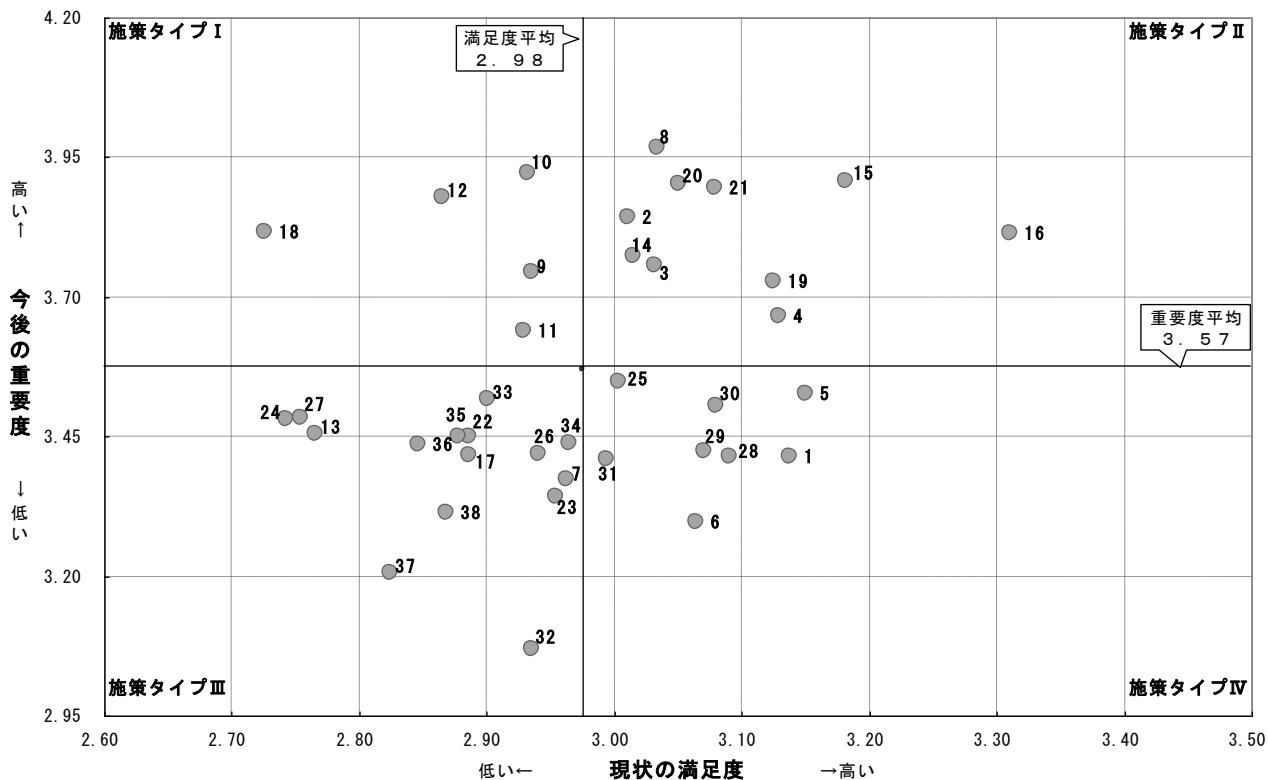
(散布図による把握)

第四次北本市総合振興計画に位置づけている 38 施策の満足度及び重要度の結果を基に、【満足度】を横軸に、【重要度】を縦軸にとり、38 施策をプロットした散布図は、左下に位置するほど【重要度】が低く【満足度】も低い項目となり、逆に右上に位置するほど【重要度】が高く【満足度】も高い項目になります。また、左上に位置するのは【重要度】が高く【満足度】が低い項目であることから【ニーズ度】の高い項目となります。



(満足度・重要度散布状況)

【全体】



〈施策タイプⅠ〉	〈施策タイプⅡ〉
9 子育て支援の充実 10 高齢者福祉の充実 11 障害者(児)福祉の充実 12 社会保障制度の充実 18 道路・交通体系の整備	2 学校教育の充実 3 青少年の健全育成 4 社会教育の充実 8 保健・医療の充実 14 豊かな住環境と都市景観の形成 15 資源循環型の環境にやさしいまちづくり 16 公園・緑地の整備 19 上・下水道、河川の整備 20 防犯・交通安全の推進 21 防災・消防の充実
〈施策タイプⅢ〉	〈施策タイプⅣ〉
7 地域福祉の推進 13 バランスある土地利用の推進 17 市街地の整備 22 総合的な産業の振興 23 農業の振興 24 商業・サービス業の振興 26 観光・交流産業の振興 27 就労対策 32 国際化への対応 33 消費生活における安心の確保 34 市民参加の促進と協働体制の強化 35 行財政改革の推進、地方分権化社会にふさわしい自治体制づくり 36 柔軟な行財政執行体制の整備と内部管理の充実 37 広域行政の推進 38 総合振興計画の適切な進行管理	1 生涯学習の推進 5 文化・スポーツ活動の推進 6 文化財の保護・活用 25 工業の振興と新たな企業の誘致 28 暮らしと参加・交流の場としての地域コミュニティづくり 29 平和を尊重するまちづくり 30 人権を尊重するまちづくり 31 男女共同参画社会の推進

第II部 後期基本計画

第1章

未来につなぐ夢のある学びのまち

第1節 生涯学習の推進

現況と課題

本市では、平成12年度に第二次北本市生涯学習推進計画を策定し、いつでも、どこでも、だれでも学習できるような生涯学習の環境づくりに努めてきました。現在、女性や高齢者をはじめ、多くの市民が各種講座や市民主体の生涯学習活動に参加し、趣味や生きがいを見つけ、生活の知恵を磨き、市民一人「1学習、1スポーツ、1奉仕」の実践に努めています。

少子高齢化の進行、高度情報化、国際化等、社会情勢が著しく変化するなかで、地域の環境や福祉、青少年の育成のあり方が問われている今、個人の健康づくり、就業や職業生活に資する知識や技術の習得、心豊かな地域社会の構築に資する学習活動が求められています。

特に若者や働き盛りの世代を含むあらゆる層の人々が、個人でも参加しやすく、学習意欲を高めていけるような市民一人ひとりのニーズに即した学習環境づくりが重要です。また、自らの知識や技能をボランティア活動等に活かしたいという意向も、中高年者を中心に見られます。

今後は、市民がまちづくりに主体的に参加・参画し、互いに支え合い、協力し合う地域社会をつくるため、市民と行政のパートナーシップを基本とした、生涯学習によるまちづくりを推進することが必要です。

基本方針

「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動等で社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育等、生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進します。

市民大学きたもと学苑を生涯学習施策の中核として位置付け、各学習機関・施設のネットワーク化や学習情報の提供とともに、相談や指導体制を整備・充実します。

だれもが生きがいを持ち、働くことに意味を見出して充実した人生を送ることを支援するために、趣味的な学習にとどまらずに、環境、福祉、地域、職業等、現代的課題の学習、キャリア学習を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備に努めます。

主要施策

1 生涯学習推進体制の充実

(1) 生涯学習推進体制の充実

市民と行政の協働による生涯学習を推進します。

(2) 生涯学習関連施設のネットワーク化

文化センターを生涯学習の中心的な拠点施設として、公共施設相互のネットワーク化に努めます。

(3) 学習情報・相談体制の確立

学習者の多様なニーズに対応し、いつでも、どこでも、だれでも学習できるように、学習情報の提供、学習相談体制の確立、学習プログラムの開発等、他の関係機関、団体等と協働し、生涯学習を総合的に推進します。

2 学習機会の充実

(1) 市民大学きたもと学苑の充実

市民一人ひとりがライフスタイルに合わせて学習機会を選び、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑の充実を図ります。

(2) 学習機会提供の充実

市民一人ひとりの学習ニーズに対応し、多様な学習機会を提供できるような体制づくりを推進します。また、大学との連携による、専門的で高度な学習機会を提供します。

(3) 学習交流・交歓機能の充実

社会教育施設や学校を拠点として学習や活動を行っているサークル等が相互に連携・協力し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

3 生涯学習によるまちづくり

(1) 地域活動の支援

学習等の活動を行う市民相互の交流・情報交換の機会と場を提供し、地域コミュニティ活動や地域福祉活動を支援します。

(2) 学習ボランティア活動の推進

地域の特色を活かして、市民と行政が協働してずっと暮らし続けたいまちづくりを実現するため、学習ボランティアを育成し、地域の課題や問題解決方法等を学習する機会と場を提供します。

(3) 学習団体の育成・支援

市民が生涯を通じていつでも、どこでも、だれでも学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習社会の実現を図るため、学習団体の育成・支援を行います。

第2節 学校教育の充実

現況と課題

市内の小・中学校の児童生徒数は、平成23年5月1日現在、小学校（8校）3,661人、中学校（4校）1,830人となっています。学校教育は、生涯学習の基礎を培う場であるという認識に立ち、確かな学力と豊かな心、たくましい体の育成を目指す教育を一層充実し、将来の社会を担う子どもたちを育成していかなければなりません。

一方、子どもたちの規範意識や自律心の低下、いじめや不登校、学力や体力の問題等が顕在化し、人間関係の希薄さや、都市化、核家族化、価値観の多様化等に伴う家族の姿や地域社会との結び付きの変化から、子どもたちの社会性の問題が指摘されています。

これらの解決は学校だけでできるものではありません。各学校間の円滑な連携や、学校の教育力の向上とともに、学校と地域や家庭が連携・協力して、それぞれが責任を自覚し、役割を果たしながら、子どもたちへの教育を一体となって進めていくことが大切です。

そのためには、安心・快適な学校づくり、教職員の資質向上、子どもたち一人ひとりの個性を尊重した質の高い教育の提供等を具体化することや、地域の拠点としての開かれた学校づくりを進め、地域と家庭の教育力の向上を図ることが課題です。そして学校と地域と家庭で、子どもたちが健やかに育つ特色ある学校、信頼される学校づくりが求められています。

基本方針

幼児の可能性を伸ばす教育、家庭の教育力向上支援を充実するため、保護者への支援による就園促進、幼稚園運営の弾力化、保育所、幼稚園等と小学校の連携強化、幼児教育相談体制の整備等を図ります。

児童生徒の学習環境を向上させるため、安全・快適な学校環境づくりを推進します。

開かれた学校づくりを通して、信頼される学校づくり、特色ある学校づくりを推進するため、学校評価や学校応援団の充実、地域活動室の拡充等に取り組み、地域文化の拠点としての学校づくりを進めます。

教育に関する3つの達成目標（「学力」「規律ある態度」「体力」で児童生徒に確実に身に付けさせたい基礎的・基本的な内容）の実現に向けての取組みを充実させ、児童生徒が、社会の変化に対応し、自ら学び、考える力を育ていけるよう、指導方法の工夫・改善をたゆまず続けます。

地域や家庭と連携しながら、人権教育、ボランティア・福祉教育、環境教育、進路指導・キャリア教育等を充実させ、子どものよりよく生きる力を育みます。

教育センターを核に、研修等教職員の資質向上を図るとともに、教育相談、適応指導等の機能充実を図ります。

児童生徒の健全な心身の発達を目指し、給食施設・設備の改善、食材や調理の安全管理、食事内容の充実、地域と連携した運営体制づくり等、望ましい学校給食の展開を図ります。

児童生徒の心身の健康の保持増進を図り、自他の健康を大切にすることを高めるため、学校、家庭、地域、医療機関等と連携した健康教育の指導体制の充実を図ります。

児童生徒の学校内外での安全を守るため、交通安全指導や防犯指導を徹底するとともに、自然災害等への対応能力を高めるための防災指導を充実します。

障がいのある児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を受け、すべての子どもが交流しながら共に生きることの素晴らしさを実感できるようなノーマライゼーション^{*1}の理念に基づいた環境づくりを進めます。

主要施策

1 幼児教育の振興

(1) 幼稚園就園の促進

就園率の向上と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園就園奨励費補助事業を実施します。

(2) 私立幼稚園運営の支援

私立幼稚園運営に対して、助成金や情報面での支援を継続します。

(3) 保育所・幼稚園等と小学校の連携

子どもの発達や学びの連続性を確保するため、保育所、幼稚園等と小学校相互の理解を深め、連携を図ります。

(4) 幼児教育相談体制の整備

幼児の健やかな育成を目指し、地域の実態や要請を踏まえつつ、地域に開かれた就学相談体制を整備します。

2 教育環境の整備

(1) 学校環境の整備・学校緑化の充実

校舎の耐震化工事等の施設の安全対策、空調設備の充実、学校緑化の推進等、教育施設環境を改善し、学習環境の充実を推進します。

(2) 学校施設や設備の整備・充実

老朽化した学校施設・設備の改修を進め、学習環境の整備・充実を図ります。

(3) 学校施設の活用と整備

特色ある教育課程の実施、地域社会の実情等を総合的に踏まえた上で、地域活動等に学校施設の有効活用を図り、地域文化の拠点としての学校づくりを推進します。

*1 ノーマライゼーション

子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、社会の中で同じように生活し、活動する（できる）ことが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

(4) 学校評価の充実・学校選択制の改善

学校評価の充実を図るとともに、学校選択制の改善を行い、特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進します。

3 教育内容・方法の充実

(1) 学習指導方法の工夫・改善

教育に関する3つの達成目標の取組みを充実させるとともに外部からの指導者の活用、習熟度別指導、少人数指導等、指導方法の工夫・改善を一層進め、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

(2) 学校間の連携

小・中学校教育を効果的に体系付けるとともに、就学前から義務教育終了後までの学習や生活の連続性を確保するため、児童生徒や教職員の交流等、学校間の連携を推進します。

(3) 生徒指導・教育相談の充実

全教育活動を通して「心の教育」を進めるとともに、関係機関と連携し、生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

(4) 人権教育の推進

人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成します。そのために、全教職員の共通理解の下、組織的・計画的に人権教育を推進します。

(5) 健康教育の推進

健康・安全に留意して、社会の変化に対応し、主体的に生き抜く力を培うため「好ましい生活習慣づくり」、「たくましい体づくり」、「豊かな心づくり」に努めます。

(6) 食育の推進

児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るために、学校栄養職員の専門性を活かすとともに家庭、地域との連携・協力を推進します。

(7) ボランティア・福祉教育の推進

思いやりの心や感謝の心、社会に貢献する態度を養います。また、福祉社会の実現を目指して、共に豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を育成する教育を推進します。

(8) 環境教育の推進

環境への理解を深め、よりよい環境の創造のために主体的に行動する力を育み、本市の特色を活かした環境教育を推進します。

(9) 国際理解教育等の推進

小学校外国語活動や英語教育、国際理解教育の充実を図り、日本及び諸外国の文化・伝統等について、深く理解し、国際社会の一員として行動できる児童生徒を育成します。

(10) 情報教育の推進

コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報活用能力を高めるとともに情報モラルの育成を図る情報教育を推進します。

(11) 学校図書館教育の推進

学習情報センター、読書センターとしての学校図書館機能の充実を図り、主体的な学習態度や豊かな心と読書に親しむ態度を育成します。

(12) 進路指導・キャリア教育の充実

自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自分の意志と責任で主体的に進路を選択できるよう、家庭・地域と連携しながら進路指導・キャリア教育の充実を図ります。

(13) 小中一貫教育の推進

小・中学校相互での教員の兼務や児童生徒の交流を通して、不登校や学力向上の諸問題を総合的に捉え、解決を図ることによって、子どもたちの自立を促します。

4 教育センター活動の充実

(1) 教職員研修・研究活動の充実

多様化、複雑化する教育課題に対応するため、ニーズに応じた教職員の研修を計画的に推進し、実践的な指導力の向上を図ります。

(2) 教育相談の充実

小・中学生やその保護者を対象とした教育相談活動を充実するとともに、学校適応教室（ステップ学級）や言語指導教室（ことばの教室）等の充実を図ります。

(3) 施設・設備の充実

教職員研修、教育相談、適応指導、言語治療等の充実を図るため、施設・設備の充実と利用促進を進めます。

5 学校給食の充実

(1) 学校給食施設・設備の改善・充実

衛生管理基準や老朽化に対応し、学校給食施設・設備の改築・改修を進めるとともに調理設備機器の入れ替えを行います。また、中学校給食施設の整備を行います。

(2) 給食内容の充実

栄養的にバランスのとれた魅力ある給食とするため、献立や食事の内容を工夫します。また、安全な食材の確保や地産地消に努めます。

(3) 食事環境の改善

食器具の改善やランチルームの整備・活用等、食事環境の整備を推進し、豊かで楽しい給食活動を展開します。

(4) 衛生管理の改善・充実

食材や調理場の管理から食事指導まで、安全・衛生管理の改善・充実を図ります。

(5) 家庭・地域との連携

児童生徒の基本的な生活習慣や望ましい食習慣を育てるため、家庭や地域と連携を図りながら給食指導を進めます。

6 学校保健・体育の充実

(1) 保健教育の充実

各教科等との連携を図った指導計画を作成し、健康で安全な生活を営むための実践力を育てる保健教育を推進します。

(2) 健康管理の徹底

健康診断や健康観察を通じて成長期にある児童生徒の心身の健康管理の徹底に努めます。

(3) 児童生徒の体力向上の推進

児童生徒の自覚と自主的な取組みを促し、教科体育・保健体育及び部活動等の体育活動の充実を図るとともに、家庭や地域との連携・協力により児童生徒の体力向上を推進します。

(4) 学校環境衛生の充実

児童生徒がよりよい環境で学習活動に取り組めるよう、定期検査、臨時検査及び日常点検等の実施により、環境衛生の充実を図ります。

(5) 学校保健委員会の充実

学校、家庭、地域、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療関係者との連携・協力による組織的な活動の充実を図ります。

7 学校安全教育の充実

(1) 交通安全教育の充実

身近な交通環境における様々な危険に気付き、交通ルールやマナーを守り、的確な判断の下に安全に行動できる資質や能力を育成する教育を充実します。

(2) 防災教育の充実

地震等の自然災害や火災に対する児童生徒や教職員の認識・対応能力を高めるため、学校防災組織の活用、防災訓練の徹底等、学校防災教育の充実を図ります。

(3) 防犯教育の充実

地域や家庭との連携を図りながら、日常生活の様々な危険を予知・予測し、危険を回避して安全な行動をとることができる資質・能力を高め、自ら身を守る態度を育成します。

8 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための個別の指導計画・支援計画を立案します。そして、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育を推進します。

(2) 就学支援の充実

障がいのある児童生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けるために、適切な情報を提供できるよう就学支援委員会の充実を図ります。

(3) 教育内容・施設の充実

個々の障がいに応じた教育内容・方法の工夫や施設、設備、教材等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進します。また、必要に応じて小・中学校に特別支援学級や通級指導教室を設置し、特別教育支援員を配置します。

(4) 交流教育等の充実

人間尊重の精神を育て、心豊かで思いやりのある児童生徒を育成するため、交流及び共同学習を推進します。特別支援教育コーディネーターを核に、地域とも連携して、学校内や居住地域での交流を充実します。

9 地域に開かれ、地域の教育力を活用した教育の推進

(1) 地域活動室の活性化

各小・中学校に設置している地域活動室に、地域の文化的、福祉的な活動団体や学校応援団を迎え入れ、市民に対して学校をよく知ってもらうとともに、それらの方に学校教育への協力を願い、より開かれ、信頼される学校づくりを推進します。

(2) 学校応援団の充実

これまで学校に対する協力をいただいていた、学習支援、環境整備、下校の見守り、おやぢの会等の方たちを学校応援団として、地域の方にお問い合わせするコーディネーターを中心に組織し、学校教育に関する側面支援活動を充実します。

第3節 青少年の健全育成

現況と課題

青少年の健全育成をめぐっては、少年犯罪の低年齢化、粗暴化とともに、ひきこもり、ニート^{*1}等の問題をはじめ、出会い系サイト等の情報機器利用上の危険性が全国的に問題視されています。また、子ども同士の間関係の希薄化や家庭や地域における世代間の絆のあり方も問われています。

家庭は、子どもの情操や社会性を育む最も基礎的な場であり、すべての教育の原点です。しかし近年、核家族化、都市化、就業の不安定化等、家庭をとりまく環境の変化のなかで、家庭や家庭教育のあり方に様々な問題が見られます。これらはもはや個々の家庭だけのものではなく、社会全体でともに考えていくべき課題ともいえます。

地域社会は、子どもたちが大人や様々な年齢の人々と交流しながら、社会体験、自然体験等を豊富に積み重ねる場として重要な役割を担っていますが、近年は、地域社会における人間関係の希薄化や、地域社会が青少年に対する教育機能を十分に果たせていない状況がみられます。

青少年関係団体等の活動については、団体相互のネットワーク化を図り、青少年健全育成の体制づくりが必要です。また、より多くの市民が子どもや若者の生活や意識に関心を持ち、家庭、地域、学校をはじめ様々な人や機関が一層力を合わせて、青少年の健やかな育成を支援していくことが求められています。

基本方針

非行防止パトロール等を通して、地域の一員として子どもたちを育てていく地域活動を支援します。

地域の教育力を活かし、放課後の児童の安心・安全を確保するため、各小学校の放課後子ども教室を拡充します。

青少年育成関係団体を支援し、家庭、学校、地域との連携を図り、地域ぐるみで青少年健全育成を推進するための事業を展開します。

啓発事業を実施する等、家庭教育に関する学習機会を拡充し、家庭の教育力の向上を支援します。

*1 ニート

NEET (=Not in Employment, Education or Training)

労働や学習の意志がなく、労働市場に参入してこない若者たちを指す。

主要施策

1 青少年健全育成事業の推進

(1) 環境浄化活動の推進

青少年が健全に育つ環境を整えるため、市民の参加と協力を得ながら、非行防止パトロールや環境浄化活動等を推進します。

(2) 青少年健全育成事業の推進

青少年関係団体で行われている各種事業を支援し、青少年に活動の場と機会が確保できるよう努めます。

2 地域の教育推進体制の充実

(1) 地域の教育体制の整備

地域における青少年自然体験活動、生活体験活動、異年齢の交流活動等について様々な角度から支援し、地域の教育体制の整備に努めます。

(2) 放課後子ども教室の拡充

放課後の児童の安心・安全な活動場所を確保するため、放課後子ども教室の拡充を図ります。

(3) 青少年育成指導者の養成

青少年関係団体に対する指導者研修会を開催し、指導者の養成を行います。

(4) 青少年関係団体の支援・連携の促進

青少年関係団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を促進します。

3 家庭教育学習機会の充実

(1) 子どもの発達に応じた子育て支援の充実

妊娠期、就学時、思春期等、発達段階に応じた子育て講座を実施し、子育てを支援します。

(2) 家庭の教育力の向上支援

学校、社会教育施設、幼稚園等での家庭教育学級を充実させ、家庭の教育力の向上を図ります。

第4節 社会教育の充実

現況と課題

本市には、社会教育施設として、文化センター（中央公民館・中央図書館）のほか、市内8つの各コミュニティ圏域に地域学習センターがあります。文化センターは、教育的・文化的サービスの中核施設として、また、地域学習センターは、地域住民による生涯学習活動、地域コミュニティ活動、地域福祉活動の地域拠点施設として活用されています。しかし、いずれも施設の老朽化が進み、機能維持が課題となっており、災害時等の避難所となることも考慮した改修が必要となっています。

図書館は、市民の最も身近な生涯学習の場として重要な役割を果たしていますが、ますます多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、図書館資料のより一層の整備・充実を図るとともに、より多くの市民に利用してもらえよう親しみやすい図書館づくりに努める必要があります。

今後の社会教育には、情報化、高度技術化、グローバル化^{*1}等の時代変化、地域課題の多様化、市民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、施設・設備や学習プログラム、学習相談機能の充実が求められます。本市の未来を担う子どもたちを育むためにも、社会教育施設や市民大学きたもと学苑等の教育資源を活用しつつ、地域の指導者の育成や、地域コミュニティ委員会、学校等が連携し、地域ぐるみで人づくり・まちづくりを進めていくことが期待されます。

基本方針

生涯学習社会の構築を目指し、文化センター（中央公民館・中央図書館）、地域学習センター等の社会教育施設の機能充実やネットワーク化を図ります。また、情報化社会に対応した学習情報サービスに努めます。

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した学習機会の提供と内容の充実を図るとともに、学習情報の提供や学習相談機能を高めます。また、社会教育関係団体の育成に努めます。

市民大学きたもと学苑、社会教育施設等を活用し、家庭教育、学校教育、社会教育が連携・融合した生涯学習推進体制を整備します。

市民のニーズや社会の要請に応じた社会教育を推進します。また、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間等の能力を活用しつつ、社会教育の充実に努めます。

*1 グローバル化

資本や労働力の移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

*2 指定管理者制度

地方公共団体が指定する法人やその他団体等が地方公共団体に代わり公の施設の管理運営を行う制度。

主要施策

1 社会教育施設の充実

(1) 公民館等の施設の充実

機能的でより利用しやすい施設づくりを目指し、指定管理者制度^{*2}の導入を検討します。また、新耐震基準以前に建築された施設については、計画的に耐震診断を実施し、その結果を踏まえ耐震補強工事を行います。他の施設については、改修工事を実施し、避難所としての機能強化を図ります。

(2) 図書館の充実

高度化、多様化する市民の学習ニーズに適切に対応するため、各種資料の整備・充実を図るとともに、施設の管理運営形態のあり方等ソフト面に加えこども図書館設置によるハード面の整備を推進し、より良い読書環境の確保に努めます。

(3) インターネットによる情報の提供・利便性の向上

情報化社会に対応した市民サービスとして、インターネットの活用による情報提供及び予約サービスの充実を図り、利便性の向上に努めます。

(4) 施設間ネットワークの整備

文化センターを社会教育活動の中核施設として位置付け、施設間のネットワークを形成し、情報化社会に対応した効率的な施設運営に努めます。

2 社会教育活動の充実

(1) 学習機会の充実

市民一人「1学習、1スポーツ、1奉仕」を生涯学習活動の実践目標に、市民大学きたもと学苑の運営を充実し、更には、大学との連携により、社会の変化や多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実に努めます。

(2) 社会教育関係団体の育成

市民主体の生涯学習のまちづくりを目指し、社会教育関係団体の自主的運営の支援に努めます。

3 学校・社会教育の連携

(1) 市民大学きたもと学苑の充実

市民の学習活動を支援するとともに、学習成果を人づくり、まちづくりに活かすため、市民大学きたもと学苑の充実を図ります。

(2) 学校教育と社会教育の連携・融合

学校教育及び社会教育が保有する教育機能を最大限に相互活用するとともに、地域活動室の利用促進により、学校や地域の教育を担う人材、情報、施設・設備の交流・連携・融合を推進します。

(3) 家庭教育との連携

キャリア教育の充実を図るため、親の学習、PTA家庭教育学級等で理解を深めます。

第5節 文化・スポーツ活動の推進

現況と課題

本市では市民の芸術、文化活動に対する意欲も高く、北本太鼓かばざくら団、ピアノコンクール等様々な団体や個人による音楽会、文化講演会及び演劇鑑賞会等が活発です。

文化・スポーツ活動の環境整備を進めるとともに、子どもや若者の夢を育む創造的な文化・スポーツ機会の拡充も求められます。

また、引き続き福島県会津坂下町との姉妹都市交流事業を実施することにより、両市町の住民の相互理解を深め、文化や産業等の発展に結び付けていくことが求められます。

市民文化祭は毎年開催されて、すでに40回を超えました。今後とも、より幅広く、多くの市民が参加しやすい環境づくり、地域に根ざした文化の創造に結び付く活動を振興していくことが期待されます。

スポーツや健康づくりへの関心は年々高まり、年齢や性別に関わらず、様々な活動を展開しています。生涯にわたる豊かなスポーツライフの形成、世代間交流、地域活性化、青少年育成への貢献等、スポーツ活動への期待はますます高まりつつあります。

今後は、子どもから高齢者まで、市民が主体的・継続的にスポーツ活動を実践していけるよう、身近なスポーツ活動の場の確保や、スポーツ活動を推進するための支援の充実が求められます。加えて、これから定年を迎える世代が、その活力を新たな人づくり、地域づくりに活かしていけるような体制づくりも必要です。

基本方針

市民がいつでも、気軽にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ施設の充実を図ります。

市民の主体的なスポーツ・健康づくり活動を支援するため、情報提供、支援体制の充実等を進め、生涯スポーツの推進を図ります。

市民が優れた芸術、文化にふれ合う機会を増やすとともに、市民の自主的な芸術・文化活動の支援を図ります。また、地域に根ざした芸術・文化活動の振興を促進します。

教育、文化、スポーツ等の幅広い分野で、姉妹都市等との交流事業を推進します。

主要施策

1 芸術・文化活動の推進

(1) 芸術・文化施設の充実

既存の文化施設の計画的な修繕等により、更に利用しやすい施設にします。

(2) 芸術・文化事業の促進

市民と行政の協働による市民文化祭の開催、市民文芸誌の発行、北本音頭や市の木・市の花、自然を活かした北本らしい芸術・文化事業を促進します。

(3) 芸術・文化活動の顕彰

優れた芸術・文化活動を顕彰し、地域に根ざした芸術・文化活動の振興を促進します。

(4) 文化団体の育成・支援

市民主体のいきいきした芸術・文化活動を振興するため、文化団体の育成と支援を図ります。

(5) 啓発活動の充実

青少年関係団体、学習サークル等の情報を掲載した冊子「生涯学習情報誌」の継続発行等により、文化活動の啓発に努めます。

2 スポーツ施設の充実

(1) スポーツ施設の整備・充実

生涯スポーツの活動拠点である体育センター・総合公園等の指定管理者との連携を図り、市民サービスの向上に努めます。

(2) 学校体育施設開放の推進と民間体育施設活用の充実

市民に身近な学校体育施設の開放、民間のスポーツ施設の活用等、地域に根ざしたスポーツ活動の場の確保を促進します。

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション情報の提供

スポーツ施設の利用、指導者の確保、各種教室・講座やイベント等に関する情報を入手しやすくするため、市民団体とも連携し、インターネット等を活用した情報提供に努めます。

(2) スポーツ大会・教室の開催

各種スポーツ大会・教室の開催により市民の主体的・継続的なスポーツ活動を支援します。

(3) 相談、指導、支援体制の確立

市民大学きたもと学苑とも連携し、個人やグループのスポーツ・健康づくり活動を支援する人材を育成・確保します。スポーツ指導者講習会等の開催により、指導者のレベルアップを図ります。また、総合型地域スポーツクラブの支援に努め、地域に根ざしたスポーツの推進を図ります。

4 姉妹都市等の交流の促進

(1) 交流事業の促進

教育、文化、スポーツ等に関する姉妹都市交流事業を推進します。

(2) 交流事業の支援

民間の交流事業を促進するため、情報提供等に努め、幅広い交流を支援します。

◆学校及び社会教育施設等位置図



番号	施設名称	所在地
1	文化センター(中央公民館・中央図書館)	本町 1-2-1
2	南部公民館・集会所(南部学習センター)	二ツ家 1-127
3	東部公民館・集会所(中央地域学習センター)	本宿 2-33
4	西部公民館・集会所(西部学習センター)	荒井 3-95
5	北部公民館・集会所(東間深井学習センター)	深井 4-155
6	中丸公民館・集会所(中丸学習センター)	中丸 10-419
7	堀の内集会所	石戸宿 3-128
8	視聴覚ライブラリー(東部公民館内)	本宿 2-33
9	体育センター	古市場 1-156
10	学習センター(公団地域学習センター)	栄 13
11	勤労福祉センター(東地域学習センター)	宮内 1-120
12	コミュニティセンター(本町西高尾学習センター)	本町 8-156-3
13	野外活動センター	高尾 9-143

第6節 文化財の保護・活用

現況と課題

市内には、石戸蒲ザクラ、多聞寺のムクロジ、石戸城跡等、先人たちの生活の証である有形・無形の文化財が数多く残されています。しかし、その一部は都市化と生活様式の変化等により、消滅と散逸、風化が深刻な問題になっており、埋蔵文化財の発掘調査及び民俗資料の収集、資料調査等を継続し、保存に努める必要があります。

平成16年度の文化財保護法の改正により、「文化的景観」「民俗技術」「登録制度の拡充」等、地域の文化財が内包する多面的な価値が認められるようになりました。今後は、新たな視点をもって文化財の価値を見つめ、魅力と重要性を発信していくことが求められています。

市民の学習ニーズに応えるためにも、文化財をはじめとする地域の歴史や文化を学ぶ環境づくりが重要です。地域学習の拠点となり、収集資料を望ましい環境で保存するための郷土資料館等の整備は長年の課題であり、文化財を活かしたまちづくりの展開が必要です。

基本方針

多様な文化財を保護・継承するため、各種文化財の調査・研究を行い、資料の収集と保存等に努めます。また、文化財保護の意識を高めるため、多様な普及・啓発事業を推進します。

文化財の保存、公開、展示する施設の整備を検討するほか、市内に点在する文化財のネットワーク化等、文化財を活かしたまちづくりを推進します。

主要施策

1 文化財の保護・継承

(1) 文化財保護意識の啓発

文化財保護推進のため、市民が文化財への理解を深める多様な啓発事業を実施するとともに、日常において文化財を身近に感じられるような展示等を工夫します。

(2) 指定文化財の保存・管理

国、県、市指定文化財は、今後も、北本の魅力を示すものとして保存・管理に努め、市民や市外の人々に広く公開します。

(3) 文化財の調査・研究

各種文化財、民俗事例を調査し、データの蓄積と研究を推進します。

(4) 文化財の収集・保存

消滅、散逸が懸念される文化財を収集し、保存のための整理作業を推進するとともに、収蔵施設の確保に努めます。

(5) 市史資料の収集・整理

北本の歴史を体系化していく上で、必要な収集資料のデータベース化や映像の保存等を進めます。

(6) 伝統文化の継承

郷土芸能大会の開催、伝承活動の育成・支援等を通じ、郷土芸能の保存と後継者の育成を図ります。

2 文化財の活用

(1) 郷土資料館の検討

文化財の調査・保存・啓発の拠点として、郷土資料館の建設計画を検討します。

(2) 重要遺跡の整備・活用

遺跡やその他の文化財を、北本の歴史や魅力を語る資源として保全・活用するため、重要遺跡や散策路等の史跡整備を図ります。

第 1 章の目標指標

指 標	現 状	平成 27 年度目標	節
市民大学きたもと学苑の講座数	117 講座	120 講座	1
小・中学校校舎の耐震化	55.10%	100%	2
「教育に関する 3 つの達成目標」における基礎学力定着度	93.1%	95%	2
体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合	66.7%	80%	2
地域活動室活用推進のボランティア登録者数	4,509 人	5,000 人	2
放課後子ども教室	3 校	8 校	3
人財情報バンク登録者数	107 人	130 人	4
市民 1 人当たりの公民館年間利用回数	6.5 回	7.0 回	4
市民 1 人当たりの図書資料年間貸出点数	3.9 冊	4.2 冊	4
出前講座	15 件/年	20 件/年	4
社会教育施設の耐震診断実施	—	2 施設	4
市民 1 人当たりの社会体育施設(学校体育施設開放を含む)年間利用回数	4.52 回	4.70 回	5
市指定文化財数	44 件	50 件	6
小中学校学習支援講座数	12 講座	18 講座	6

第2章

心かよう健やかなまち

第1節 地域福祉の推進

現況と課題

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法として改称・改正され、そのなかで地域福祉の推進が基本理念のひとつとして法的に位置付けられました。住み慣れた地域社会のなかで、市民一人ひとりが家族や近隣の人々等との社会関係を保ち、自らの能力を最大限に発揮し、誰もが自分らしく誇りを持って、地域社会の一員として生活を送ることができるような環境を整えていくことが求められています。

本市では、地域活動への参加意欲は徐々に高まっており、ボランティア活動等についても広がりを見せてきています。地域における福祉活動を更に推進するためにも、市民の地域活動への理解を促進し、誰もが参加できるボランティア等の主体的な地域福祉活動が定着するような環境を整備する必要があります。

このため、コミュニティ活動や生涯学習活動と連携し、福祉思想の普及・啓発に努め、地域の実情にあった福祉活動等を推進するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動の一層の充実を図ることが求められています。

また、地域の多様な福祉課題に対応するため、公的な福祉サービスと市民の主体的な地域福祉活動との連携を図り、福祉サービスを必要とするすべての人が地域社会の一員として生活できるよう、地域社会の形成とこれを支える体制づくりが求められています。

基本方針

広報活動やホームページ等を活用し、地域福祉に対する市民意識の啓発を図るとともに、福祉関係団体、NPO等の自主的な活動が一層活発化するよう、各種団体の育成・支援に努め、身近な地域におけるケアシステムの確立を目指します。

主要施策

1 地域福祉計画の策定

地域社会における市民福祉の向上のため、市民や関係団体の参画を得て、必要とする施策や事業を総合的・計画的に進めるための指針となる地域福祉計画を策定します。

2 福祉意識の高揚

広報活動やホームページ等を活用し、地域福祉に対する市民意識の啓発を図ります。

3 福祉団体等の育成・強化

(1) 社会福祉協議会の充実

社会福祉協議会の一層の充実に向けて、組織運営等の支援に努めます。

(2) 民生委員・児童委員活動の支援

民生委員・児童委員が、地域の社会福祉の推進役として円滑に活動できるよう支援に努めます。また、民生委員・児童委員と行政との情報交換・連携に努めます。

(3) ボランティア・NPO活動の支援

社会福祉協議会が中心となって行うボランティア活動を支援します。また、NPO活動についても、その支援と連携を図ります。

4 権利擁護体制の整備

(1) 権利擁護制度の普及・啓発

認知症や障がい等により、判断力に問題を抱える人が安心して生活が送れるよう、権利擁護制度の普及・啓発を図ります。

(2) 権利擁護支援体制の充実

成年後見制度^{*1}等を活用する際の相談・支援体制の充実に努めます。

(3) 虐待防止等相談体制の充実

虐待の早期発見と防止を図るため、虐待等に関する相談体制の充実に努めます。

5 福祉サービスの提供体制の充実

電算システムを活用し、福祉サービスを統合して提供する体制の充実に努めます。

6 地域ケアシステム^{*2}の確立

住み慣れた地域での生活を支援するため、市民を中心に福祉専門スタッフ、関連機関等との連携を図りながら、地域ケアシステムの確立を図ります。

***1 成年後見制度**

精神上の障がい等により判断能力が不十分な人について、福祉サービスを含む契約の締結等を代行する代理人等を選任したり、本人が誤った判断によって契約を締結したりした場合に、それを取り消せるようにすること等により、これらの人を不利益から守る制度。代理人(後見人等)は、家庭裁判所が選任し、監督する。

***2 地域ケアシステム**

在宅で介護や生活支援を必要とする人一人ひとりに対して、最も適した保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供し、支えるしくみ。

第2節 保健・医療の充実

現況と課題

高脂血症、高血圧や糖尿病等をはじめとした生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。その原因となっているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、日常生活の中で予防が可能なことから、過食、運動不足、喫煙等といった好ましくない生活習慣を断ち、バランスの取れた食生活、適度な運動、禁煙等を実践することが求められています。

また、認知症や寝たきり等の要介護者も増加することが予測されるため、誰もが自立した生活を送ることができる環境づくりが必要です。そのためには、生活習慣病を予防し、自立した生活を営むことができるよう、日ごろからの健康づくりを推進することが重要課題となります。

一方、出生率が低下するなか、子育てを取り巻く問題が多様化、深刻化しています。このような状況のなかで、健やかな子を産み育てるためには、様々な支援が必要です。

更に、市民が安心して適切な医療が受けられるようにするためには、病院と診療所の役割分担を行い、効率のよいシステム化を進める必要があります。救急医療については、第二次救急医療制度として病院群輪番制により運営しており、小児救急については小児二次救急医療体制の整備を図っています。

現代の社会環境の複雑多様化は、市民生活における精神的ストレスを増大させており、ライフステージに応じたこころの健康づくりとこころの健康問題への対応が必要です。

基本方針

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健康に過ごすことができるよう、保健・医療体制の充実を図るとともに、生活習慣病予防の観点から市民の健康づくりを支援します。

主要施策

1 健康づくり対策の推進

(1) 健康づくり事業の充実

生涯にわたる健康づくりのために、健康日本21計画^{*1}を踏まえて、医療機関との連携を図り、市民の健康づくりを支援します。

(2) 精神保健対策の推進

「こころの健康生活」を維持するために、精神保健事業の充実を図り、こころの健康について、市民意識の啓発に努め、相談体制の整備を図ります。

2 母子保健対策の推進

(1) 妊産婦保健の充実

妊娠から出産に至るまで、安心して過ごし出産できるよう、妊産婦・母親への支援を含めた、健康診査、健康相談等を充実します。また、出産を扱う産科医療機関等の減少の問題については、県医療対策協議会の提言を踏まえ、県や近隣市町、医療機関等と連携し、対応を検討します。

(2) 乳幼児保健の充実

すべての子どもが健やかに育つよう、乳幼児の健康診査、健康相談等を推進します。

(3) 妊婦の健康診査や子ども医療費助成の要請

妊婦健康診査臨時特例交付金の継続や、子ども医療費助成の新設・拡充について国、県に要望します。

3 成人保健対策の推進

(1) 生活習慣病対策の推進

生活習慣の改善指導等の実施により健康管理を充実させ、将来の生活習慣病の予防に努めます。また、幅広く市民を対象に、健康増進法に基づく各種がん検診や健康教室、健康相談等を実施し、生活習慣病予防に努めます。

(2) 相談体制の充実

季節性インフルエンザや新型インフルエンザ等の感染症、熱中症等の疾病や健康問題について啓発を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

4 地域医療体制の充実

市民が安心して適切な医療が受けられるように、関係機関と連携を図り、地域医療体制及び小児救急医療体制の充実を図ります。

*1 健康日本 21 計画

すべての国民の健康を実現するため、新しい考え方による「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」として取り組まれており、平成 22 年度を目標に、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図るため、各分野の数値目標が定められている。

第3節 子育て支援の充実

現況と課題

本市における子どもや子育て期の家庭を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加等により、大きく変化してきています。とりわけ、1.20台で推移していた合計特殊出生率は、平成19年以降、1.10台で推移し、出生数も年々減少しています。少子化の急速な進行は、労働力人口の減少や経済成長への制約等、経済面に影響を与えるほか、子ども同士の交流の機会が減少することによる子ども自身の健全な成長への影響や地域社会の活力の低下等、今後の社会全体への様々な影響が懸念されています。

今後も少子化は進行すると推測され、その対策は広範に及ぶものと考えられます。そこで、北本市次世代育成支援行動計画の推進に努め、様々な子育て支援策や子育て環境整備を継続していくことが求められます。

基本方針

北本市次世代育成支援行動計画に基づき、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備・充実を図るとともに、次世代を担うすべての子どもたちが健やかに育つことができるような安心・安全の環境づくりに努めます。

主要施策

1 子どもが元気で健やかに育つ支援の充実

(1) 子どもと母親の健康の確保を図る支援の充実

子どもの成長段階に応じた母子の健康管理への支援や食育について推進するとともに、思春期保健対策や小児医療体制の充実を図ります。

(2) 要支援児童と家庭への支援の充実

障がいがある子どもと家庭への支援を行うとともに、児童虐待を防止する体制づくりやいじめ等による不登校対策等を含め、子どもの権利を守るための取組みを推進します。

2 子どもがたくましく心豊かに育つ支援の充実

(1) 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

地域に開かれた特色ある学校づくりや心と命の大切さを学ぶための環境づくりを進めるとともに、就学前教育について一層の充実を図ります。

(2) 子どもの人間性と社会性の向上を図る支援の充実

自然や文化等とふれ合い、様々な体験・交流をする機会を子どもたちに提供し、子どもの人間性と社会性の向上を図ります。

(3) 各種施設の活用と整備

子どもの居場所づくりや体験・交流拠点として既存の公共施設を活用するとともに、児童館を整備します。

3 子どもと子育て家庭が安心して暮らせる支援の充実

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと安心して外出できる環境を整備する等、子育ての視点に立った生活環境の整備を図ります。

(2) 子どもに安心・安全な生活環境の整備

交通安全対策や子どもを犯罪から守るための体制の整備等、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりを進めます。

(3) 経済的支援の推進

子育て家庭への経済的支援制度の充実を図ります。

4 仕事と子育てを両立できる支援の充実

(1) 保育サービスの充実

多様なニーズに対応した保育環境・サービスや放課後児童対策等の充実を図ります。

(2) 働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男性の育児・家事への参加を促進するとともに、仕事と子育てが両立できるよう市民意識の啓発を図ります。

(3) 仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス^{*1}の啓発

仕事と生活の調和に積極的に取り組む社会全体の運動としての啓発活動を進めます。

5 子どもと子育て家庭をみんなで応援する支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、身近な地域におけるサービス提供体制の確立を図ります。

(2) 地域における子育て支援のネットワークづくりの推進

子育てに関する地域活動の育成・支援を進め、地域における子育て支援ネットワークの形成を図ります。

(3) 要配慮家庭への支援の充実

ひとり親家庭等への支援を行うとともに、家庭内暴力や児童虐待等の問題を抱えた家庭を支援する体制の整備を図ります。

*1 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を保つことで、人々がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等において、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

第4節 高齢者福祉の充実

現況と課題

本市の高齢者（65歳以上）人口は、平成23年4月1日現在、15,258人で総人口の21.8%を占め、平成20年と比較して、1,891人増加しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、保健・医療との連携、福祉・介護サービス等の充実を図るとともに身近な生活地域を単位（日常生活圏域）としたネットワークを構築し、生活を支援するシステムづくりが求められています。

また、高齢者が豊かな知識や経験を活かし、生きがいをもって活動できるように、ボランティアの育成、シルバー人材センター等の充実を図る必要があります。

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、今後も介護予防と介護サービスを推進していく必要があります。

基本方針

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、高齢者の健康づくり、介護予防、生きがい対策の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、介護サービスの連携と充実を推進します。

主要施策

1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、総合的・計画的な高齢者施策を推進します。

2 健康づくり・介護予防と生きがい対策の充実

(1) 健康づくり・介護予防活動の推進

疾病予防、介護予防の視点から、関係機関等が連携し、事業を推進します。また、市民の健康づくりや介護予防活動の支援を行います。

(2) 生きがい対策の充実

高齢者が生きがいをもって働けるよう、就業機会の拡大を図るとともに、シルバー人材センターの一層の充実に向けて、組織運営等の支援に努めます。また、高齢者の社会参加等を推進し、生きがいづくりを支援するとともに、退職後の高齢者が地域社会へ参加しやすい基盤づくりに努めます。

(3) 地域活動の促進

高齢者に対する地域の活動等への参加を促進するため、老人クラブ活動を支援します。

3 保健・医療・福祉・介護サービスの連携と充実

(1) 総合的サービス体制の確立

電算システムを活用し、福祉サービスを統合して提供する体制の充実を図ります。

(2) 保健・医療サービスの充実

生活習慣病予防等の観点から高齢者の健康づくりを支援します。

(3) 地域包括支援センター^{*1}事業の推進・支援

地域包括支援センターの介護予防事業や相談事業を推進し、充実を図ります。

(4) 介護予防・生活支援の推進

高齢者の安心で健やかな生活の確保や、介護予防・生活支援のため、地域におけるサロン活動や人的支援を推進します。

(5) 介護サービスの充実

地域密着型の小規模多機能施設整備等を支援し、介護予防、介護サービスの供給量を確保するとともに、効果的で、質の高いサービスの供給を推進します。

(6) 地域包括ケアシステムの体制づくり

介護や医療のみならず、保険外サービスの確保も含めた生活支援が包括的・継続的に提供できるよう、地域のニーズの把握に努めながら関係機関が連携した地域づくりの推進を図ります。

(7) 居住空間の整備

高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅の整備を進めます。

*1 地域包括支援センター

地域の住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置される拠点施設で、主に介護予防事業のマネジメントや総合的相談、支援、権利擁護等を行う。

第5節 障がい者（児）福祉の充実

現況と課題

本市の障がい者（児）数（平成23年3月末現在）は、2,478人で、平成20年の2,257人と比較すると221人増加しています。

加齢に伴う身体障がいの発生や重複化、更には障がい者の高齢化、介護者の高齢化等、障がい者を取り巻く状況は変化してきています。平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がい者施策のあり方も障がい者の地域生活と就労を進め、自立の支援を基本とした考え方に、大きく転換してきています。

障害者自立支援法は、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとし、自立支援給付の対象者、内容、手続等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担を定めています。

このような状況を踏まえ、ケアマネジメントにより、障がい者のニーズに応じて社会資源を組み合わせ、サービスを提供できる体制づくりが必要です。

また、精神障がいについては、障害者自立支援法により身体障がい、知的障がいと同一に施策が行われることになり、施策面ではこれまでに比べ充実していくことが期待できます。しかし、精神障がいのある人は毎年増えてきているため、相談事業の推進、社会復帰を支援するための通所作業所を充実する必要があります。

基本方針

障がい者のニーズに対応した社会資源の活用等により、障がい者の自立支援を目的とした在宅・施設福祉サービスの充実に努めます。また、働く意欲や能力のある障がい者の雇用の促進等、障がい者の就労を支援します。

主要施策

1 障害者福祉計画及び障害福祉計画の推進

障害者基本法に基づき策定する障害者福祉計画に基づき、障がい者施策を総合的に実施するとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を策定し、国の基本方針に即した障害福祉サービスや地域生活支援事業等を提供できる体制を整備します。

2 福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの一元化

障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらず、障がい者の自立支援を目的とした在宅福祉・施設福祉サービスの充実を図ります。

(2) 地域の社会資源の活用

障がい者の身近な地域で、福祉的なサービスを利用できるよう、地域の実情に応じて社会資源を活用し、サービス拠点の充実に努めます。

(3) 居住空間の整備

障がい者が、地域で自立して生活するために、暮らしやすい住宅環境の整備と居住空間の確保を図ります。

3 社会参加の促進

(1) 雇用の拡大と就労の促進

働く意欲や能力のある障がい者の自立と社会参加を促進するため、雇用拡大に努めるとともに、地域活動支援センター、就労移行事業等を支援し、障がい者の就労を促進します。

(2) 地域生活の場の確保

保護者の高齢化も進んでいるなかで、障がい者が地域社会のなかで自立した生活を送れるよう、グループホーム・ケアホーム事業を支援します。

(3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がい者が障がいのない人と同様にスポーツ、レクリエーション、文化活動等を楽しめるよう、活動の場の確保等を支援します。

(4) コミュニケーション環境の整備

障がい者と障がいのない人とのコミュニケーション環境の整備を推進します。

(5) 意識の啓発

障がい者問題や地域での生活に対する理解を深めるため、市民意識の啓発を図ります。

第6節 社会保障制度の充実

現況と課題

国民健康保険の被保険者数（平成23年3月末現在）は、20,571人となっており、団塊の世代の大量退職等による他、保険脱退等により年々増加しています。また、医療技術・医療機器の高度化や疾病構造の変化等に伴う医療費の増加や低所得者層の加入割合の増加等により、国民健康保険の財政は大変厳しい状況となっています。国民健康保険財政の健全化を図るため、医療給付の適正化対策と国民健康保険税の適正な賦課及び徴収率の向上を図り、保険給付と負担のバランスを確保し、安定的な事業運営を行う必要があります。

後期高齢者医療制度の被保険者数（平成23年3月末現在）は、5,744人となっています。埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営していますが、高齢化の進展により被保険者は年々増加しています。この制度は、政府方針により廃止が決定していますが、新たな高齢者医療制度の創設時期が未定であるため、引き続き後期高齢者医療制度に対する理解を得るため普及・啓発に努めていく必要があります。

国民年金の被保険者数（平成23年3月末現在）は、16,722人で、このうち、第1号被保険者は10,028人、任意加入被保険者は180人、また、第3号被保険者は6,514人となっています。今後も高齢者の老後生活を支える国民年金制度について、パンフレットの配布等により、その理解を深めていく必要があります。

介護保険の第1号被保険者数（平成23年3月末現在）は、15,261人で、要介護（支援）認定者数は1,887人（第2号被保険者82人を含む）、この認定者中、介護（支援）サービス受給者数は1,491人（第2号被保険者56人を含む。）となっています。高齢化が全国的に進むなかで、本市においても平成27年には4人に1人が高齢者という超高齢化社会を迎え、介護保険の認定者数及び受給者数も、増えることが予測されます。このような状況のなか、予防を含めた介護保険制度の充実を図ることが重要です。

生活保護世帯数（平成23年3月末現在）は、469世帯、698人で、最近の傾向として高齢化の進展や平成20年末のリーマンショック以降の雇用環境の変化等により、世帯数、保護世帯人員とも増加傾向にあることから、引き続き、生活保護制度の円滑な実施と自立を支援することが必要です。

医療費の公費負担制度を継続するとともに、所得等の状況に応じた適正な負担を求める方法で運営していく必要があります。

基本方針

国民健康保険制度をはじめとする社会保障制度の円滑で適切な運営により、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に努めるとともに、社会保障制度に対する市民意識の啓発に努めます。

主要施策

1 国民健康保険制度の充実

(1) 国民健康保険制度の普及・啓発

国民健康保険制度に対する理解を得るための普及・啓発活動を充実します。

(2) 国民健康保険財政の安定・健全化

国民健康保険制度の維持のためには、制度に基づいた負担を被保険者に求めていくことが必要であることから、医療費に見合った賦課や徴収率の向上に努めます。

(3) 保健事業の充実

関係機関等と連携して、被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を推進します。

(4) 国、県への要請

国民健康保険財政基盤の強化及び国民健康保険制度の広域化推進について、国、県に要望します。

2 後期高齢者医療制度の普及・啓発

(1) 後期高齢者医療制度の普及・啓発

後期高齢者医療制度に対する理解を得るための普及・啓発活動を充実します。

(2) 保険料の徴収率の向上

後期高齢者医療制度の維持のため保険料の徴収率の向上に努めます。

3 国民年金制度の普及・啓発

(1) 国民年金制度の普及・啓発

国民年金制度の普及・啓発活動を充実します。

(2) 国への要請

事務処理に要する費用の超過負担の解消や、制度の改善・充実に要請します。

4 介護保険制度の充実

(1) 介護保険制度の普及・啓発

介護保険制度の普及・啓発活動を充実します。

(2) 介護保険財政の安定・健全化

安心な介護は、健全な保険財政により保証されるという観点から、財政の安定・健全化を推進するとともに、サービスの適正化に努めます。

(3) 介護保険サービス基盤の充実

介護保険サービスの量的確保と質的向上に努めます。また、地域密着型サービスは介護保険事業計画に基づき、適切な配置・誘致及び指定を図ります。

5 生活支援制度の充実

(1) 低所得者の生活支援

低所得者に対する生活相談の充実とともに、自立を促すための支援を行います。また、生活保護制度の適正な運用を図ります。

(2) 難病患者等の支援

難病患者に対して、手術をした際の助成制度を継続します。

6 医療費の公費負担制度の適正運営

食費等の実費負担や利用したサービス量、所得等に応じた利用者負担により、制度の適正な運営に努めます。

第2章の目標指標

指 標	現 状	平成27年度目標	節
地域福祉計画の策定	未策定	策定	1
赤ちゃん訪問等実施数	75%	100%	2
小児救急医療体制の充実	初期救急体制週6日、 二次救急体制週5日	初期・二次救急体制 週6日	2
保育所待機児童数	4人	0人	3
小規模多機能施設数 ^{*1}	1カ所	4カ所	4
老人クラブ会員数	2,272人	2,500人	4
グループホーム・ケアホーム利用者数	17人	26人	5
障がい者就労支援センターの設置	—	1カ所	5
特定健康診査の受診率	36.7%	65.0%	6

*1 小規模多機能施設

介護保険制度における地域密着型サービスのひとつとして、日帰り介護を中心としながら、訪問介護や短期宿泊等、様々なサービスを組み合わせて提供する施設。

第3章

緑輝くうるおいのまち

第1節 バランスある土地利用の推進

現況と課題

本市は、西部地域に荒川が流れ、雑木林等、魅力ある豊かな自然を残し、交通網として都心に通じるJR高崎線、国道17号及び中山道が市内を縦断しており、また首都圏40kmから45kmに位置する地理的利便性から、住宅都市として発展してきた経緯を持っています。

今後もこの自然と共存した豊かな住宅都市としての基盤を維持するためには、近年の人口減少、少子高齢化の急速な進展、環境に対する意識の高まり等社会経済情勢等の変化に対応するとともに、地区計画・建築協定や北本市まちづくり条例等を活用し、既存の住宅地の保全や環境整備を図り、市街化区域と市街化調整区域との調和に配慮し、快適で魅力ある住環境を創出することが必要です。

また、北本駅周辺等の商業地における商業・サービスの機能の拡充・活性化や新駅設置予定周辺の整備、農地・緑地の保全等土地利用を巡る課題に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の桶川北本インターチェンジや桶川インターチェンジ（仮称）周辺地域は、新たな産業集積地としての潜在能力が高まることから、計画的な企業誘致を図る必要があります。

基本方針

長期的な都市づくりの基本方針である都市マスタープランと整合性を図りながら、本市の特性である緑の環境のなかで、快適な住宅地を形成していくとともに、まちの活力を生む商業地、業務地の整備、圏央道の桶川北本インターチェンジや桶川インターチェンジ（仮称）周辺地域の最大限の活用を図り、バランスのある土地利用の形成を目指します。

主要施策

1 都市マスタープランに基づく都市づくりの推進

都市マスタープランに基づき、コンパクトシティの考えに立ち、質の高い都市づくりを推進します。

2 道路整備計画の策定

「第4章 第2節 道路・交通体系の整備」に掲載

3 計画的な土地利用の推進

(1) 住宅地の整備

良好な住宅の供給や住環境の維持、形成のため、土地区画整理事業や地区計画制度等により、既成市街地や新市街地において、緑豊かで質の高い住宅地を計画的に整備します。

(2) 商業・業務地等の整備

駅周辺は、引き続き商業・業務地の集積を行います。また、駅前広場の利便性の向上を図ります。

新駅予定地周辺については、民間活力を導入した商業施設の集積を図ります。

国道17号及び南大通線については、沿道型サービス施設の誘導を図ります。

(3) 高度地区等の指定

高度地区や地区計画制度等により、良好な市街地の維持や土地利用の増進を図ります。

(4) 産業集積地

圏央道と上尾道路の事業効果を活かして、圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川インターチェンジ（仮称）の周辺地域を複合的な開発地とし、また、宮内地区の工業地及び深井地区の土地利用誘導地の範囲を広げ、企業誘致を図ります。

4 緑地の保全

(1) 農地の保全

都市型農業の振興、農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。

(2) 緑地の保全

市民にうるおいとやすらぎを与える空間として、緑地の保全・活用に努めます。

第2節 豊かな住環境と都市景観の形成

現況と課題

本市の市街地は、民間の大規模開発や土地区画整理事業、地区計画等により計画的に市街地が誘導された区域と、急激な都市化の進展により無秩序に形成された区域があります。また、市街化の進行は、近年沈静化していますが、一部の民間開発等による住宅地の供給が見られます。

本市では、平成14年度に開発許可権限の移譲を受け、本市の実情にあった開発指導が可能になりましたが、豊かな住環境を形成するためには、各種都市計画、土地区画整理、地区計画、建築協定等の制度を積極的に活用する必要があります。

近年人々の意識は、身近な生活環境や自然、歴史も含め、地域の文化や個性を求める方向に変わりつつあります。平成17年6月には、景観法が全面施行され、今後ますます都市景観の形成が重要とされることから、一層景観に配慮したまちづくりに努める必要があります。

また、都市基盤整備を進めると同時に、住環境の整備・改善も地域や市民の視点で、あらゆる手法を用いてより良いまちづくりに努める必要があります。

基本方針

用途地域のみならず、土地区画整理事業による基盤整備や、地区計画、建築協定等によるきめ細かなルール作りや開発指導、建築指導等を行い、まちの歴史や緑豊かな北本らしさを活かした豊かな住環境の形成、更には良い都市イメージを与えられるような良好な都市景観の形成を推進します。

主要施策

1 緑豊かな住環境の形成

(1) 総合的な住宅政策の展開

住宅政策の根本となる住生活基本法の主旨を踏まえ、少子高齢化の進展や経済社会環境の変化により、住宅を取り巻く環境の変化に対応した、施策の展開に努めます。

(2) 建築協定・緑地協定の促進

地域の特徴を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、住民が自らルールを定め実践できるよう啓発に努めます。

(3) 地区計画制度の活用

それぞれの地区の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るため、地区計画制度の導入を検討します。

(4) まちづくり条例の活用

市民参加によるまちづくりの推進や市民と市が一体となった安全で快適な生活環境をつくるため、まちづくり条例の活用を推進します。

(5) 都市と田園が共生するまちづくり

一定の公共施設等が整備され、農業施策上支障のない市街化調整区域^{*1}については、都市計画法第 34 条第 11 号の区域指定の方向性を検討します。

(6) 安全・快適な住まいづくりの推進

住宅の耐震性向上のための支援や適切な建築指導に努めます。

2 都市景観の形成

(1) 魅力的な公共空間の整備

美しい街並を形成するため、道路・公園等の公共施設の景観に配慮し、民間の開発等においても景観に配慮するよう誘導します。

(2) 中山道地域の景観まちづくりの推進

中山道の歴史と文化を活かした景観に配慮した街並づくりを推進します。

(3) 良好な都市景観の啓発活動

地区の実情にあった良好な景観形成を進めるため、市民の意識を深める啓発活動に努めます。

(4) 良好な都市景観の誘導

地区計画制度等の活用により、地区ごとに特色ある良好な都市景観の誘導を図るとともに、景観行政団体の指定について検討します。

3 開発・建築行政との連携

開発・建築指導行政、農林行政、福祉行政、環境行政との連携の強化を図り、総合振興計画に即した住みよい地域づくりに努めます。

*1 都市計画法第 34 条第 11 号の区域指定

平成 12 年の都市計画法改正により、市街化調整区域におけるコミュニティの維持・再生のために、地域の実情に応じて一定の要件を満たす区域を指定することにより、自己用一戸建住宅等の建築が可能となる制度。

第3節 資源循環型の環境にやさしいまちづくり

現況と課題

本市は、環境基本条例及び環境基本計画を策定するとともに、地球温暖化対策実行計画やグリーン購入^{*1}推進ガイドラインを策定し、温室効果ガスの削減や環境配慮商品の購入の推進に率先的に取り組んでおり、これらの計画や施策を ISO14001 の規格に基づく環境マネジメントシステムにより、継続的に進行管理しています。

また、生活環境の保全については、自治会による環境美化運動や空き地環境保全に関する条例等による指導、不法投棄防止パトロールの実施等に努めていますが、市街地の空き地や山林等への不法投棄が後を絶たず、市民参加による解決に向けた取組みを進める必要があります。

ごみ処理については、法的整備が進み、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担を果たす新しいごみ処理体制の構築が求められています。

また、し尿処理については、公共下水道の普及に伴い、鴻巣市、久喜市、吉見町及び本市で構成する北本地区衛生組合での処理量は年々減少しています。今後、市街化調整区域については、合併浄化槽への転換を図り、生活排水の適正な処理に努める必要があります。

公共事業の環境問題への対応については、民間事業の手本となるべく、京都議定書や北本市環境基本計画に基づき、省資源や省エネルギーへの対応及び地球温暖化防止への諸対策を推進する必要があります。

東日本大震災による原子力発電所の事故を契機として、改めてその重要性について認識されている太陽光等の再生可能エネルギーのより一層の活用を推進する必要があります。

基本方針

環境基本計画に掲げた環境保全及び創造に関する施策を推進するとともに、長期的な視野に立ち、環境への負荷が少ない、持続的に発展することのできる、調和のとれた循環型社会の構築に努めます。

主要施策

1 環境基本計画の推進

環境基本計画に掲げた各種施策の進捗状況や目標の達成度を確認し、施策を推進します。

***1 グリーン購入**

北本市グリーン購入推進指針（平成16年度市長決議）に基づき、物品やサービスの購入における判断基準、購入目標を定めたもの。

2 地球温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画により、地球温暖化への負荷低減のため、公用車のEV、HV化、EV急速充電器の設置の取組を行う等、省資源や省エネルギー等の活動を推進するとともに市民への普及啓発に努めます。

3 環境にやさしいまちづくり

(1) 自然環境の保全

高尾宮岡の景観地をはじめ、雑木林、荒川沿い等の自然環境の保全と自然に親しめるまちづくりを推進します。

(2) 大規模プロジェクト（圏央道・上尾道路・高崎線新駅）の実施に対する環境対策

大規模プロジェクトが環境に与える影響について、十分な対策を図るとともに、環境への配慮を優先するよう、国や東日本旅客鉄道株式会社等へ要請します。

(3) 地球環境への配慮

公共事業実施時においては、環境に配慮した材料、工法等を採用するとともに、地球環境への負荷低減のため、省資源や省エネルギー利用の促進や、太陽光等の再生可能エネルギーに対応した設備等の設置を推進します。

4 人にやさしいまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者等が暮らしやすいまちづくりを進めるため、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例の普及、啓発を図るとともに、本市の各福祉計画に沿ったまちづくりを推進します。

(2) 公共施設の整備

高齢者、障がい者等すべての人々が安心、安全に公共施設が利用できるようユニバーサルデザインの視点で整備を行います。

5 生活環境保全の推進

地域の生活環境保全を目的とした環境美化運動の推進や、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止について、自治会等の協力を得て積極的に推進します。

6 ごみの減量化・再資源化の推進

環境への負荷の少ない地域社会を実現するため、関連団体とともに、ごみの減量とリサイクルを推進し、循環型のごみ処理を推進します。

7 し尿・生活排水処理の推進

浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、市街化調整区域については、合併浄化槽への転換を促進します。

第4節 公園・緑地の整備

現況と課題

平成23年3月末現在、本市には都市公園が90カ所(64.15ha)あり、その他の緑地として、都市緑地法による緑地保全地区1カ所、北本市緑化推進要綱による保護地区2カ所の計3カ所を指定しています。また、同要綱において、幹周り2m以上の樹木の保護を実施しており、現在53本を保護樹木として指定しているほか、市民緑地として2地区を指定しています。

平成16年度には、高尾宮岡の景観地を保全するため、ふるさとのみどりのトラスト基金を設置しました。更に、平成17年度には、同景観地が埼玉県の緑のトラスト保全第8号地に決定しました。

本市は、これらの公園や緑地、樹林地、農地、生産緑地等、緑の豊かさを活かしたまちづくりに取り組んでいますが、社会経済状況により緑地やオープンスペースは年々減少しつつあり、現在残されている貴重な緑を保全していくことが、環境保全や防災の視点からも、大きな課題となっています。

今後も、緑の基本計画に基づき、公園・緑地の充実に努める必要があります。

基本方針

緑の基本計画に基づき、市民が親しむことのできる都市公園の整備に努めるとともに、生産緑地の保全・活用も含め、市内に残されている貴重な緑の保全に努めます。また、市民が身近に緑を感じふれあうことができるよう、散策路の整備を図るとともに、桜や緑の育成・管理に取り組みます。

主要施策

1 緑の基本計画に基づく公園緑地等の整備

市内に残された緑地を総合的に保全・整備するため、緑の基本計画に基づき、都市公園の整備、緑地保全、公園・緑地の管理運営等、市民の協力のもとに推進します。

2 都市公園の整備

(1) 北本自然観察公園の整備促進の要請

北本自然観察公園の早期完成を県に要請します。

(2) 水辺の有効活用

荒川の旧河川の保全整備と湧水の保全に努めます。また、北本水辺プラザ公園（仮称）においては、周辺の施設との相乗効果により親しみやすい公園として整備します。

(3) 公園の整備充実

指定管理者による都市公園の管理に加え、都市環境の改善のための公園・緑地の保全・整備・充実に努めます。

3 緑地の保全

(1) 北本中央緑地の整備

市街地に残された貴重な緑である北本中央緑地については、市民と協働して保全に努めるとともに、引き続き整備に努めます。

(2) 高尾宮岡の景観地の整備

埼玉県の緑のトラスト保全第8号地として決定した高尾宮岡の景観地の保全と整備を進めます。

(3) 保護地区・保護樹木、市民緑地の指定

良好な自然環境及び貴重な緑を保全するため保護地区・保護樹木、市民緑地を指定します。

(4) 花いっぱい推進事業の充実

市民参加による緑化事業として花いっぱい推進事業の充実に努めます。

(5) 街路樹・雑木林の維持管理の充実

街路樹や雑木林の管理の充実に図り、緑の適切な保全を推進します。

(6) 緑化・緑地活動への育成・支援

市民による公園・緑地やトラスト保全地の愛護活動やボランティア団体を育成するとともに、市民団体の緑化・緑地活動を支援します。

(7) 緑と花のまちづくり基金の充実

緑化事業を進めるため、基金の充実に努めます。

(8) ふるさとのみどりのトラスト基金の充実

高尾宮岡の景観地の整備を進めるため、基金の充実に努めます。

4 散策路の整備

(1) 荒川・新谷田用水路沿いの散策路の整備

荒川沿いや新谷田用水路沿いを、市民が憩える散策路として整備を図ります。

(2) さくら植樹事業の推進

荒川河川敷や街路等に植栽した桜の適切な維持管理により、桜並木の育成を図ります。

(3) 緑のネットワーク形成

緑のトラスト地や北本水辺プラザ公園（仮称）等を結ぶ緑のネットワーク化を図ります。

5 生産緑地の保全・活用

生産緑地については農地として保全するとともに、公園や緑地、体験農場等としての活用について検討します。

6 桜の育成管理

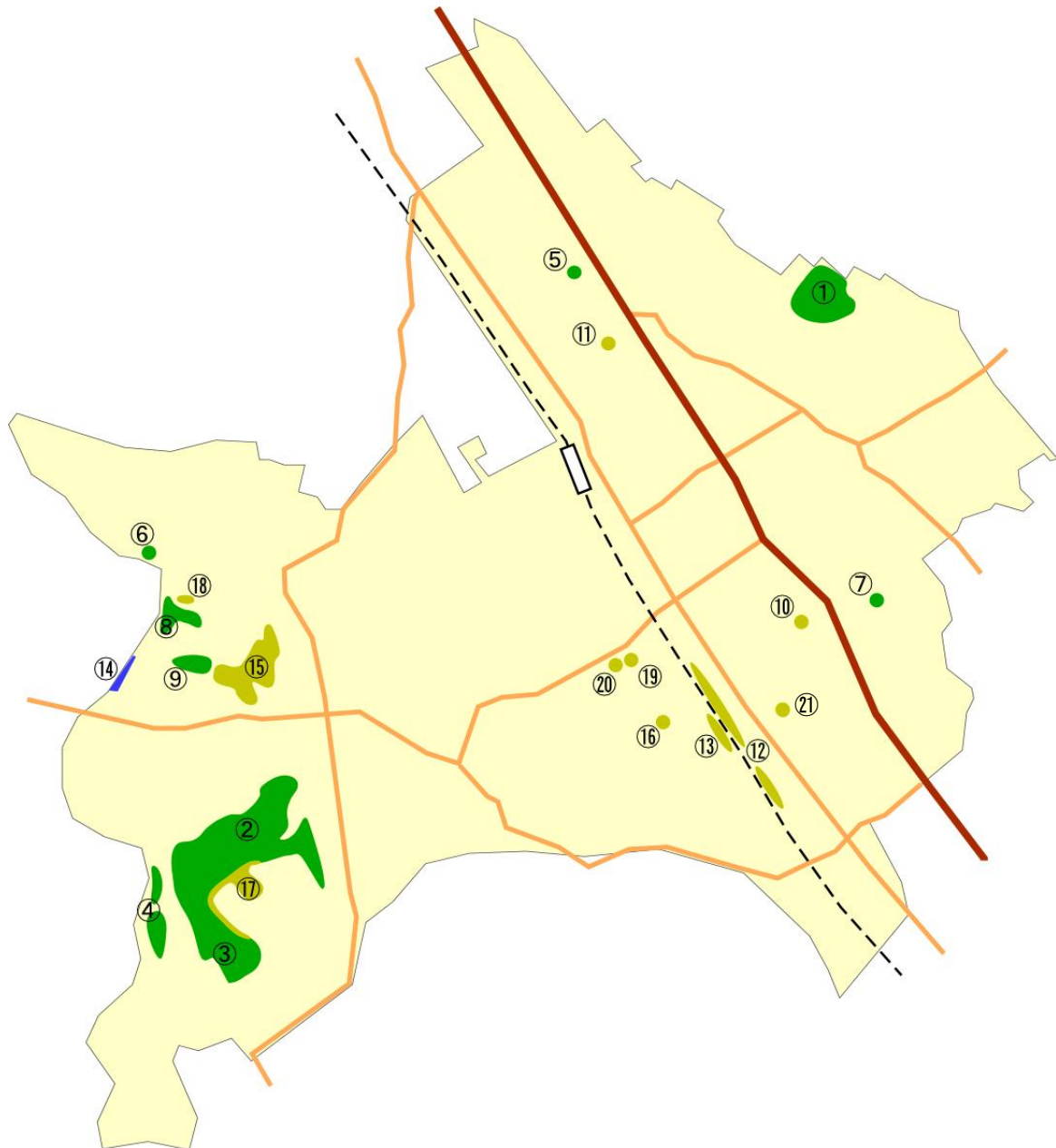
桜の適正な管理に努めるため、管理体制を充実します。

◆公園・その他の緑地

種 別	公園名	都市計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
総合公園	①北本総合公園	10.6	10.60
	②北本自然観察公園	32.9	26.70
近隣公園	③北本市子供公園		2.88
	④天神下公園		3.31
	⑤深井スポーツ広場		1.10
	⑥高尾スポーツ広場		2.15
	⑦中丸スポーツ広場		1.50
	⑧高尾さくら公園		2.43
	⑨野外活動センター		2.71
都市緑地	⑩中丸緑地公園		0.54
	⑪宮内緑地公園		0.65
	⑫北本中央緑地	3.2	2.04
	⑬下原緑地		0.13
街区公園	(78箇所)	0.7	7.41
合 計		47.4	64.15
※⑭北本水辺プラザ公園（仮称）は平成24年5月に暫定開設予定			

名 称	指定面積 (ha)	備 考	指定
⑮高尾宮岡ふるさとの緑の景観地	5.48	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	県
⑯西後保護地区	1.05	緑化推進要綱	市
⑰石戸緑地保全地区	5.10 (都市計画決定)	都市緑地法	〃
⑱高尾阿弥陀堂保護地区	0.35	緑化推進要綱	〃
⑲市民緑地 (1号)	0.21	緑化推進要綱	〃
⑳市民緑地 (2号)	0.19	緑化推進要綱	〃
㉑市民緑地 (3号)	0.64	緑化推進要綱	〃
生産緑地地区 (117地区)	38.57 (都市計画決定)	生産緑地法	〃

◆公園・その他の緑地位置図



第3章の目標指標

指 標	現 状	平成 27 年度目標	節
駅西口広場の整備	事業中	完成	1
地区計画内の区画道路整備済路線数	6 路線	22 路線	2
ごみの減量化に伴う排出量の削減 (市民 1 人あたりの年間排出量)	292kg	262kg	3
北本中央緑地の整備(開設面積)	2.04ha	2.17ha	4

第4章

快適で安心・安全なまち

第1節 市街地の整備

現況と課題

本市の市街化区域面積は721haで、その大部分は住宅系の土地利用が中心となっています。

今後も引き続き快適な市街地を整備していくためには、ライフステージに応じた住まいづくり、北本らしさを活かした愛着ある住まいづくり、だれもが安心して住み続けられる住まいづくりが求められています。このため、用途地域指定に基づいた土地利用を推進するとともに、土地区画整理事業等における民間活力等の導入や地区計画制度等の活用を検討していくことが望まれます。

また、市の南部地域においては、圏央道が事業化されており、隣接する圏央道桶川インターチェンジ（仮称）の事業効果を活かした周辺地域の整備と、JR高崎線の交差する箇所には新駅構想があることから、新駅設置と併せた周辺地域の整備を促進する必要があります。

基本方針

快適で住みやすい住環境を整備するため、用途地域の見直し、土地区画整理事業、地区計画制度等を推進します。

旧暫定逆線引き地区の解消に伴い市街化区域に編入した地区については、緑豊かな北本らしさの創出に寄与するとともに、計画的で安心・安全なまちづくりを進めるため、地区計画の策定により、地区施設の配置、建築物の規制、誘導を推進し、災害に強く、各地区の特性に応じ、良好な環境を有する市街地の形成を図ります。

更に、圏央道とJR高崎線の交差する周辺地域については、新駅を含む整備計画を策定するとともに、豊かな田園環境と調和した圏央道桶川インターチェンジ（仮称）周辺地域の整備について事業化に向けた取組みを行います。

主要施策

1 計画的な土地利用

用途地域に基づいた指導を行い、区域の実情に合わせた用途地域の見直しを検討します。

2 市街化区域編入地区の整備

新たに市街化区域に編入した、下原、台原、中丸南地区について、地区計画の活用により良好な住宅地を整備します。

3 土地区画整理事業等の推進

(1) 久保地区

住宅市街地を目指し、久保特定土地区画整理事業を推進します。

(2) 民間活力の導入

土地区画整理事業を行う地区は、民間活力等を取り入れた事業手法の検討を行います。

(3) 住宅環境・土地利用誘導地

基盤整備の遅れている地域の適正な整備手法を検討し、地区の特性に合わせた土地利用を推進します。

4 首都圏中央連絡自動車道整備に伴う周辺地域の整備計画等の検討

圏央道とJR高崎線の交差する周辺地域について、新駅を含む整備計画を策定します。また、豊かな田園環境と調和した圏央道桶川インターチェンジ（仮称）の周辺地域の整備についても取り組みます。

5 地名地番整備

未整備地区の地名地番整備事業の実施と土地区画整理事業の整備と整合を図りながら、地名地番整備を推進します。

第2節 道路・交通体系の整備

現況と課題

本市の認定道路は、平成23年4月1日現在、2,186路線、総延長333.3kmで、改良率は62.7%、舗装率は74.6%となっています。市道の整備は、住環境の改善、地域のまちづくりを図ることから市民生活に欠かすことのできないものであり、今後も計画的な市道の整備が求められています。

圏央道桶川北本インターチェンジが平成22年3月に開設され、今後は圏央道桶川インターチェンジ（仮称）や上尾道路が整備されることから、これら広域高速幹線道路へのアクセス向上を図るとともに、効果的、効率的な道路ネットワークを構築することにより、道路交通の円滑化はもとより、沿線都市間との連絡を強化し、地域づくりの支援や災害時の輸送路等の役割を担えるような道路整備が必要です。

本市の公共交通網は、市域の中央部を南北に通るJR高崎線と、中山道を南北に通る北本駅東口～鴻巣駅・免許センター・～桶川駅東口線、北本駅西口～北本団地線、北本駅東口～北本高校・富士重工業・工業団地（循環）、北本駅西口～北里研究所メディカルセンター病院・石戸蒲ザクラ線、北本駅東口～グリコ北本工場、三国コカ・コーラ、マリオン北本（循環）の5本のバス路線及び鴻巣市コミュニティバス、桶川市内循環バス、吉見町巡回バス、デマンドバスにより構成されています。

鉄道輸送については、JR北本駅の一日平均の乗車人員が20,000人前後で推移しており、交通便利性の向上の観点から輸送力の増強、新駅設置等が求められています。

バス輸送については、バスを利用できない地域や高齢者等の交通弱者対策としての公共交通の確保とともに、交通渋滞の解消、環境問題への対応及び自動車事故防止の観点からも市民のバス利用の促進を図ることが必要となっています。また、バス事業の規制緩和により、需給調整規制が廃止され、事業への参入が緩和されましたが、一方では不採算路線からの撤退も容易になったため、どのように市民の交通の便を確保していくかが大きな課題となっています。

基本方針

効果的で効率的な道路ネットワークを構築するため、骨格となる国、県道の整備を要請し、都市計画道路の整備を進めるとともに、圏央道や上尾道路へのアクセス向上を図ります。また、安全で利用しやすい道路の整備を行います。

公共交通では、JR高崎線の輸送力の増強等を要請するとともに、新駅設置を促進します。

バス輸送については、移動弱者・交通空白地対策等を通じ、更なる交通便利性の向上を図ります。

主要施策

1 道路体系の整備

(1) 幹線道路網の構築

幹線道路や土地区画整理事業の整備と併せて接続道路を整備し、道路網の体系化を図ります。

(2) 道路情報管理システムの充実

道路台帳整備を推進します。また道路に関する行政情報を適正に管理し、有効利用するため、道路情報管理システムの充実に努めます。

2 生活道路の整備

(1) 道路整備計画の策定

計画的な市道の整備を推進するため道路整備計画を策定します。

(2) 市道整備の推進

快適な生活環境を創出するため、市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。

(3) 交通安全施設等の整備

「第4節 防犯と交通安全の推進」に掲載

3 幹線道路の整備

(1) 国・県道の整備促進の要請

圏央道の早期整備及び、上尾道路の整備促進を国、県に要請します。また、中山道等の整備促進と南大通線の国道17号から県道蓮田・鴻巣線までの延伸を県に要請します。

(2) 都市計画道路の整備

中央通線及び西中央通線の早期完成に努めます。

(3) 電線類地中化事業の推進

中央通線、西中央通線の電線類の地中化を推進します。

4 公共交通の充実

(1) 鉄道輸送力増強の要請

市民の交通利便性の向上と快適な通勤・通学環境の創出のために、東日本旅客鉄道株式会社に対し輸送力増強を要請します。

(2) JR高崎線新駅の設置促進の要請

新駅設置に向けて、高崎線桶川・北本間新駅設置促進期成会と連携し、早期実現が図れるように東日本旅客鉄道株式会社に要請します。

(3) バス輸送の充実

近隣市町や関係機関等と連携し、路線の充実に努めるとともに、移動弱者・交通空白地対策の充実に努めます。

第3節 上・下水道、河川の整備

現況と課題

上水道については、平成23年3月末の普及率は99.5%、1日平均使用水量は20,0794 m³となっています。今後の課題としては、水需要に対し供給量の79.9%（平成22年度）を依存する県水の受水率を保持するとともに、災害時に対応するため自己水源である深井戸の保全に努めていくこと、更に水質については、安心・安全な水を供給するため新水質基準に対応した水質管理体制を強化する必要があります。

下水道については、平成23年3月末の整備済面積は583haで、市街化区域全体に対する整備率は80.9%です。また、人口普及率は74.5%となっています。今後も引き続き、久保特定土地区画整理事業地内の整備とともに、平成22年度に新たな下水道の事業認可区域の拡大により整備区域となった下原、考戸、台原地区及び中丸南地区の整備を進めていく必要があります。雨水排水対策については、集中豪雨時の浸水区域の解消を図るよう、雨水幹線の整備を推進するとともに、宅地内での雨水浸透方式の普及を図る必要があります。

河川については、一級河川として荒川、赤堀川、江川、準用河川として旧谷田川があります。この内、赤堀川については、近年の集中豪雨による浸水被害が頻繁に発生していたことから、流域関連市との連携により県に対する整備要請後、被害が緩和されています。

基本方針

上水道については、安心・安全な水道水を将来にわたって安定して供給しつづけるため、平成19年度に策定した「水道事業基本計画（地域水道ビジョン）」に基づき、県水の適正な受水量の確保とともに自己水源を保全・整備し、効率のよい供給に努めます。水質に関しては水質管理体制を強化し、また、安定した施設を堅持するための安全管理や施設更新を行います。

公共下水道（污水）については、今後も事業区域内の整備を推進するとともに、水洗化を促進し普及率の向上に努め、管理運営体制の充実を図ります。公共下水道（雨水）については市街化区域内における浸水区域の解消を図るとともに、宅地内の雨水浸透処理の普及を図ります。また、河川の整備・改修については荒川、赤堀川、江川の各河川管理者に要請します。

主要施策

1 安全な水道水の供給と安定給水の堅持

(1) 健全な水資源の確保

安定した給水を確保するため、埼玉県営水道の計画受水量の確保を行い、自己水源である地下水については、地盤沈下の防止及び災害時の水源確保の観点から今後も大切に保全します。

(2) 水質管理の徹底

残留塩素濃度管理や貯水槽水道の管理指導の徹底等、安心・安全な水を供給するため、水質管理体制を充実させます。

(3) 安定給水の堅持

水圧不足地域の解消や石綿セメント管等老朽管の更新等を行い、安定した供給体制を整備します。

2 非常時に万全な水道

(1) 予備水源の確保

渇水等の非常時に備えるため、継続して予備水源を確保します。

(2) 施設の耐震化

重要水道施設の耐震補強及び管路の耐震化を推進し、地震時に強い水道施設の構築を実施します。

(3) 指定給水所の整備

運搬距離や需要密度に見合った指定給水所の整備や、耐震性貯水槽の整備について、関係市と協議していきます。

3 次世代に継承できる水道システム

(1) 技術の保全と継承

技術面の共有や、保全、継承が可能な水道システムの構築を目指します。

(2) 環境への配慮

効率的な水運用等による省エネルギー化、備品や光熱等の節約により、更なるエネルギー使用の節約に努めていきます。

4 将来を見通した効率的な事業運営

(1) 効率的な事業運営

今後の水需要実態に即して、効率的な水運用システムの構築を目指します。

(2) 給水サービスの向上

より質の高いサービスの導入を検討します。

5 公共下水道（污水）整備

(1) 公共下水道整備の推進

久保特定土地区画整理事業地区及び下原、考戸、台原、中丸南地区の整備を推進します。また、市街化調整区域内の人口集中地区への整備について、調査・研究を進めます。

(2) 水洗化の促進

快適な都市生活環境を確保するため、処理区域内の水洗化を促進します。

(3) 維持管理及び運営体制の充実

下水道施設の適正な管理運営に努めるとともに、既設管等の調査を実施し、管渠更生工事等による不明水対策を推進します。

(4) 老朽施設の更新

老朽化した施設を更新し安全性の向上や耐震化を図ります。

6 公共下水道（雨水）整備

(1) 市街化区域雨水排水対策の推進

集中豪雨時の浸水区域の解消を図るとともに、雨水幹線の整備を推進します。

(2) 宅地内での雨水浸透方式の普及

集中豪雨時の浸水や河川の氾濫を防ぐため、雨水の宅地内浸透処理を促進します。

(3) 老朽施設の更新

老朽化した施設を更新し安全性の向上や耐震化を図ります。

7 一級河川の整備・改修の要請

一級河川の整備・改修について、河川管理者に要請します。

第4節 防犯・交通安全の推進

現況と課題

地域社会が持っていた自主防犯機能が低下し、身近な場所での日常生活に不安や脅威を与える犯罪が後を絶ちません。このため、「地域の安全は地域住民みんなの手で守る」という地域安全活動の趣旨を踏まえた、地域ぐるみによる自主防犯活動が各地で進められています。また、犯罪被害者の総合的支援を行うために関係機関、団体の連携を強化する必要があります。

交通安全については、地域や小・中学校等と連携し、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備してきましたが、自転車も利用が可能な幅員の広い歩道の整備や、自転車レーンの設置等が求められています。また、市街地内では新たな歩道の整備は難しいことから、区画線や路面表示により歩行スペースの確保が必要となります。更に、道路反射鏡や防犯灯についても、市民の安全をより確保するという面から計画的な整備が求められています。

基本方針

安全な市民生活を目指し、防犯指導や啓発活動により市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域防犯推進委員、自主防犯組織の支援、市内の各交番における体制強化の要請、防犯灯等の防犯施設の充実に努めます。

また、犯罪被害者支援組織の普及・啓発を行うとともに、犯罪被害者支援についての啓発活動を行います。

交通安全については、地域や小・中学校等と連携し、通学路や交差点を中心に点検し防犯灯も含めた計画的な交通安全施設の整備と維持補修に努め、交通安全の向上を図ります。

主要施策

1 防犯体制の充実

(1) 防犯意識の高揚

警察署及び防犯協会と連携して、防犯指導や啓発活動を進め、市民の防犯意識の高揚を図ります。

(2) 地域防犯組織の支援

地域防犯推進委員、自主防犯パトロール隊等の地域防犯組織を支援します。

2 防犯施設の充実

(1) 防犯灯の設置

夜間の安全確保のため防犯灯（LED灯）を計画的に設置し、市民生活の安全確保を図ります。また、交差点を中心に照度の高い防犯灯の設置を推進します。

(2) 交番の体制充実の要請

交番の機能を充実させるための警察官の人的な体制づくりを要請します。

3 犯罪被害者への支援

(1) 犯罪被害者支援組織の支援

犯罪被害者支援組織の活性化のため、広報啓発を実施するとともに、活動を支援します。

(2) 犯罪被害者支援意識の啓発

市民への犯罪被害者支援意識の普及・啓発を図ります。

4 交通安全の充実

(1) 交通安全意識の高揚

子どもから高齢者まで、幅広い市民の参加による実践型の交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 交通安全指導の充実

交通安全指導者の充実を図るとともに、市民と一体となった交通安全運動を実施し、自転車利用者等のマナー向上を図ります。

5 交通環境の整備

(1) 放置自転車の解消

歩行者や障がい者の通行の妨げとなる放置自転車を解消するため、自転車利用者のマナーの向上を目指します。

(2) 交通安全施設の整備

市民の交通安全を確保するため、地域や小・中学校と連携し、自転車レーン、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。

6 交通事故被害者の救済

(1) 交通災害共済の充実

交通事故被害者の救済のため、市民への啓発活動を積極的に行い、加入促進を図ります。

(2) 交通遺児対策の強化

交通遺児救済のため、遺児対策の強化を関係機関に要請します。また、交通遺児手当額の拡大や事故等にあった子どもの心の健康に対するケア体制を整備します。

第5節 防災・消防の充実

現況と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、甚大な被害が発生した東北地方比べ、本市は小規模ながら、住宅の屋根瓦等が破損する被害がありました。また大規模な停電や帰宅困難者受け入れ等の対応にあたりました。

この震災を受け、首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震等今後発生が想定される大地震の切迫性がこれまで以上に注目されていることから、地域防災計画を見直し、特に情報の収集・伝達体制、被災者の収容、物資等の調達、消防団・自主防災組織の充実強化、災害時要援護者の対策、自家発電設備や蓄電池をはじめとした災害対策設備等のより一層の充実を図っていく必要があります。

更には、武力攻撃事態や緊急処理事態等に対応するため、国民保護計画^{*1}の見直しや避難実施要領の作成を行い、関係機関と連携し取り組んでいくことが重要となっています。

消防救急体制については、今後更に、常備消防及び非常備消防の適正な人員配置、施設、設備等の強化に向けより一層の充実に努める必要があります。また、建物火災のうち住宅火災での死者を減らすことを目的とし、消防法で設置の義務化がされた住宅用火災警報器の100%設置を目指し、設置の推進に取り組んでいます。

住宅の耐震診断、改修については、近年では申し込み件数が横ばいの状況ですが、地震による被害として最も大きいのが住宅内での被害であることから、北本市建築物耐震改修等促進計画や北本市地震ハザードマップ^{*2}等を活用し、耐震診断、改修を促進するとともに、家具転倒防止金具の設置や震災対策についての普及促進を着実に進めていく必要があります。

基本方針

地域防災計画及び国民保護計画を見直し、危機管理・防災体制のより一層の強化を図ります。消防体制については、複雑多岐にわたる災害や救急救助に対応可能な資器材の整備等を充実します。各自治会に自主防災組織の設立を促進するとともに災害に対応する資器材の充実に努めます。住宅の耐震診断、耐震改修については、制度を周知し、住宅の安全性の向上に努めます。

*1 国民保護計画

日本が武力による攻撃を受けた場合や大規模テロ等があった場合に備え、国民保護法に基づき、国、都道府県、市町村が住民を守るためにあらかじめ定める計画。

*2 ハザードマップ

過去の災害履歴や地形特性等に基づき、自然災害による被害や危険箇所等の情報を地図上に示したもの。

主要施策

1 危機管理の強化

(1) 庁内体制の整備

災害時に即応できる体制のより一層の強化を図ります。

(2) 危機管理意識の高揚

いつ発生するか分からない災害に迅速に対応できるよう、訓練・研修を通じた危機管理意識の高揚を図ります。

(3) 危機対策の強化

危機管理指針の見直し、事業継続計画（BCP）の作成等、一層の災害対策強化を図るとともに、市民が災害時に適切に対処できるような方策を検討します。

2 防災（減災）基盤の整備

(1) 都市施設の整備

災害等に強い都市の構築を目指し、道路や公園等の都市基盤整備に努めます。

(2) 建築物の耐震・不燃化促進

公共施設の耐震化や不燃化を図るとともに、住宅の耐震化を促進します。

(3) 防災施設の整備

災害時の避難場所として広域避難所を充実するとともに、備蓄倉庫の設置と備蓄品の増量及び防災行政無線の更新と機能の充実を図ります。

(4) 地震・浸水対策の充実

大地震や集中豪雨時に対応できるハザードマップの見直しを行い、災害に備えます。

3 防災（減災）体制の強化

(1) ライフラインの確保

ライフラインの確保のため関係機関との連携を強化し、災害時の情報伝達、初動体制を充実します。

(2) 医療体制の充実

災害時に対応できる医療品等の備蓄を促進し、医療機関等の関係機関との連絡体制を強化します。

(3) 相互応援協定体制の強化

災害に備え、他の市町村との相互応援協定体制を充実します。

(4) 民間企業・事業所・団体との協定締結の推進

災害に備え、市内外の民間企業、事業所及び団体と被災者支援・災害復旧に向けた協定の締結を推進します。

4 防災（減災）活動の充実

（１）自主防災組織の育成・強化

自主防災組織の結成を促進し、育成を図ります。

（２）防災知識の普及

災害に強いまちづくりのため市民一人ひとりに対して防災意識の高揚を図ります。

（３）防災訓練の実施

災害発生時の活動を習得するため、東日本大震災の経験を踏まえた防災訓練を実施します。

（４）ボランティア等の関係機関との連携

災害に備え、消防署、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携体制を確立します。

（５）災害時要援護者名簿の作成と避難支援

高齢者や障がい者、妊産婦や幼児等、災害発生時の情報伝達や避難行動等に支援を要する方のために災害時要援護者名簿を作成するとともに、避難支援に向けた取り組みや具体的な避難支援計画の作成に向け取り組みます。

5 消防力・救急業務の強化

（１）常備消防体制の充実

複雑多様化する災害に対応できる常備消防体制の充実を促進します。

（２）非常備消防体制の強化

市内6消防分団の施設・設備の充実を進めます。

（３）消防水利の整備

消防水利基準による防火水槽や消火栓を設置します。

（４）救急体制の強化

救急体制の強化を図るため、救急救命士の育成や救急資器材の充実を促進します。また、AED（自動体外式除細動器）の民間施設や企業への導入促進、応急手当の普及、啓発を行います。

6 国民の保護のための措置の実施体制の整備

（１）国民保護実施体制の充実

国民保護計画の見直しや避難実施要領を作成し、国民保護実施体制の充実を図ります。

（２）国民保護訓練の実施

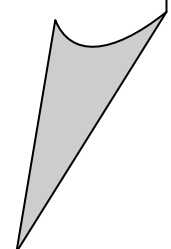
住民避難や大規模テロを想定した訓練の実施に努めます。

第4章の目標指標

指 標	現 状	平成 27 年度目標	節
土地区画整理事業等の推進（久保地区）	24.0%	42.0%	1
生活道路改良率	62.6%	63.0%	2
下水道整備比率（市街化区域内）	80.9%	83.3%	3
下水道人口普及率（市街化区域内）	74.5%	75.5%	3
自主防犯団体数	97 団体	112 団体	4
防犯灯の設置	4,916 基	5,300 基	4
道路反射鏡の設置	1,301 基	1,420 基	4
自主防災組織数	46 団体	60 団体	5
住宅の耐震診断数	134 件	184 件	5

第5章

「業」を耕す活力のまち



第1節 総合的な産業の振興

現況と課題

本市の産業別就業人口比率は、平成17年の国勢調査では、第1次産業が1.9%、第2次産業は25.6%、第3次産業が72.5%を占めています。

本市が活力のあるまちを形成するためには、産業を振興し、市民の働く場の確保や市民の交流を促進する必要があります。中小企業の経営基盤の確立支援や新たな企業誘致、中心市街地の活性化対策事業の推進を図るための新しい視点での産業政策の確立が急務です。

農業は、若い担い手を含む農業就業人口の減少と農業従事者の高齢化が進み、農地の遊休地化・荒廃地化が進む等、多くの課題を抱えています。

商業は、大型店の郊外進出、店主の高齢化や後継者の不足等により、中心市街地を中心に疲弊してきており、商店街の再生と活性化が課題になっています。

工業は、市民に雇用の場や食料品をはじめとした様々なサービスを提供していますが、景気の停滞等厳しい経済環境にあります。

このような状況のなかで、今後まちの再生・活性化を図るためには、産業振興ビジョンに示された基本方針に基づき北本らしい地域産業を形成し、農業・商業・工業と観光の産業循環による、自立した都市を実現していくことが重要であり、計画策定や事業・施策の推進にあたっては、各種の経済団体との連携を進める必要があります。

基本方針

農業・商業・工業と観光を複合的に連携させ、産業間のつながりを高め、波及効果の高い産業構造システムの形成を目指すため、「産業循環による自立都市の実現」をテーマに北本らしい地域産業の形成を推進します。

主要施策

1 産業振興ビジョンの推進

北本市産業振興ビジョンに基づき、北本らしい地域産業の形成を推進します。

◆農業指標（農業センサス）

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	農家数	構成比	農家数	構成比	農家数	構成比
農家数	486	100.0	381	100.0	328	100.0
専業農家	61	12.6	75	19.7	74	22.6
兼業農家	425	87.4	306	80.3	254	77.4
第 1 種兼業	43	8.8	30	7.9	55	60.6
第 2 種兼業	382	78.6	276	72.4	199	16.8

◆工業指標（工業統計）

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
事業所数(件)	92	81	81	94	84
従業者数(人)	3,046	2,926	2,878	3,049	2,819
事業所当たり従業者数	33.1	36.1	35.5	32.4	33.6
製造品出荷額(千万円)	8,922	10,323	9,427	8,763	6,565
一人当たり出荷額(万円)	2,929	3,528	3,281	2,865	2,329

◆商業指標（商業統計）

	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
商店数(件)	611	636	560	480	476
従業者数(人)	3,957	4,824	4,489	4,293	4,431
商店当たり従業者数	6.5	7.6	8.0	8.9	9.3
商品販売額(千万円)	11,189	12,442	9,912	10,614	10,905
一人当たり商品販売額(万円)	2,828	2,579	2,208	2,472	2,461

第2節 農業の振興

現況と課題

本市の農業は農家数の減少、後継者不足、従事者の高齢化といった状況にあり、農業産出額も減少を続け、平成19年で10億円となっており、平成14年から見ると年々減少しています。

生産物は、梨、ぶどう等の果樹類や露地・施設野菜、花き類等の土地集約型農業が中心で、生産物のほとんどが大宮、京浜方面の市場に出荷されてきました。しかし、近年は直売所や庭先を利用した直売方式が増えてきています。また、地場物産館「桜国屋」、地域食材供給施設「北本さんた亭」が整備され、トマトやそばをはじめとした地場製品の供給、消費拡大を進めています。

今後は、農業後継者の育成や農業労働力の確保について支援策を推進するとともに、市民が土に親しむ市民農園や地産地消の推進、観光・交流と結びつけた観光農業の振興が課題となります。

基本方針

農地の流動化、受・委託システムの推進、農道整備や用・排水施設等の基盤整備を充実するとともに、他の産業と連携し、トマトやそば等を活用した北本ブランドの育成に努めます。

また、後継者対策として、新規農業参入者等の育成について検討していきます。

主要施策

1 農業生産基盤の整備

(1) 農用地流動化の推進

遊休農地の地権者に対する指導を強化し、農用地の流動化を推進します。

(2) 農村生活環境の改善及び生産基盤の整備

農道、用排水施設及び田畑の整備を促進し、農村生活環境の改善を図ります。

(3) 農業生産支援体制の整備

請負耕作希望者や不耕作地の実態を把握し、農作業受委託等の支援体制を整備し、遊休農地の解消を図ります。

2 人材育成の支援

(1) 後継者等の育成

農業後継者団体の支援及び新規農業参入者等の育成を推進します。

(2) 農業生産組織の育成

生産コストを削減するための経営感覚を持った農業者の育成を推進します。

(3) 認定農業者の育成・支援

制度資金を利用した場合の利子助成等により認定農業者を育成、支援します。

3 農産物の生産と消費の拡大

(1) 地産地消の拡大

生産者の売り上げ増加につながる有利な販売が可能な直売施設等の充実を図るとともに、学校給食への供給等、地産地消に努めます。

(2) 観光農業の育成

消費者に対し、農業が体験できる喜びを提供するような農園の確保、整備を促進します。

(3) 有機農業の推進

食の安全向上を図るため、有機肥料を使用した土壌づくり、減農薬栽培の普及を促進します。

(4) 北本ブランドの育成

トマトやそば等を活用した北本ブランドの育成を図ります。

(5) 耕地利用率の向上

農地の生産性の向上、自給率の向上を図ります。

4 地域集落営農の検討

(1) 農業集落環境の整備

農作業の効率を図るため、農道や用・排水路を計画的に整備します。

(2) 景観の整備

景観作物の栽培を推進します。

第3節 商業・サービス業の振興

現況と課題

本市の年間販売額を見ると、平成19年で約662億円となっており、平成9年～16年の統計ではおおむね横ばいでしたが、やや増加がみられました。しかし、大規模小売店舗の郊外への出店の影響や商業経営者の高齢化、後継者不足等により商店数の減少が進み、商業を取り巻く環境は、依然厳しいものがあります。

商業は市民の買物が基本である立地産業として位置付ける必要があります、市民に支持される買物環境の整備が求められています。

このような状況のなか、商業地に人が集まるしくみや、買い物客を集客するしくみを構築することが最大の課題です。また、買い手である昼間人口を増やすために、交流人口を増やすことも必要です。

基本方針

商工会と連携を図りながら、個店への経営支援や商店街が実施する商業活動の支援を行い、各店の魅力アップを図り、本市の商業核としての機能充実に努めます。また、商業区域の拡充、空き店舗対策、空き地（駐車場、駐輪場を含む。）の高度有効利用の促進により、商業地域の再生と活用に努めます。新駅予定地周辺や主要幹線道路には、立地に応じた都市機能の導入を進めます。

主要施策

1 魅力ある商業地の形成

(1) まちの魅力づくりの形成

まちに人が集まるしくみづくりと個店の魅力（ブランド化）の推進により、売り手と買い手それぞれのニーズに対応した北本ブランドの形成を図ります。

(2) 中心市街地の再生と活性化

中心市街地の土地利用及び駅周辺の空き店舗対策や空き地（駐車場、駐輪場を含む）高度有効利用を推進するための方策を検討します。また、中心市街地に賑わいを取り戻すため、商工会と連携し、事業を展開します。

(3) 新駅予定地周辺の広域拠点づくり

南部地域の広域機能を有した拠点づくりのなかで商業・業務機能を誘導します。

(4) 沿道型商業施設の形成

主要幹線道路における沿道型商業施設の立地誘導を推進していきます。

2 経営の支援

(1) 既存事業者向け支援

店舗の特性づくりや店舗の再整備等に対する支援策を行います。

(2) 新規事業者向け支援

本市の立地特性を活かし、新たな起業の動きを促進するために、人の育成等、創業支援を行います。

第4節 工業の振興と新たな企業の誘致

現況と課題

本市の製造品出荷額は、平成21年で約656億円となっており、近年は減少傾向がみられます。本市は、首都圏40kmから45kmに位置しており、その立地条件や、圏央道桶川北本インターチェンジ、桶川インターチェンジ（仮称）整備による交通の利便性を活かし、積極的に企業誘致を行ってきました。今後も引き続き適正な土地利用を進め、企業誘致を行い、工業の振興を図る必要があります。

更に、県及び商工会等との協力により、異業種交流、企業全般の経営力・技術力等の向上を図るとともに、中小企業の経済的安定、創業機会を提供するための中小企業近代化資金融資事業等による育成・支援策の充実が必要です。

基本方針

土地利用の見直し等による都市基盤整備を図り、県や商工会と連携し、優良企業の誘致を促進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。また、中小企業の経営基盤の確立を支援するため、融資制度の充実を図り、商工会との連携のもと、経営診断や指導・支援を行います。

主要施策

1 工業の振興

(1) 環境整備の促進

周辺環境に配慮した企業の立地を促進します。

(2) 企業誘致の推進

広域交通網を活かした流通・工業等の産業系優良企業の誘致を、県等と連携を図りながら進めます。

2 経営力の強化

(1) 融資制度の充実

経営環境の改善を図るため、融資制度の充実を図ります。

(2) 経営診断の促進

企業経営の合理化、環境整備、経営基盤の安定化を図るため、経営診断を促進します。

(3) 企業間の交流促進

異業種交流を含め、企業間の交流、情報交換等をスムーズに行うための組織の充実を支援します。

第5節 観光・交流産業の振興

現況と課題

近年の国の成長戦略として、観光政策がクローズアップされており、観光、レクリエーション等の需要はますます増大するものと考えられます。

市内には、石戸蒲ザクラ、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地等の恵まれた自然環境や石戸城跡、一夜堤等の歴史的資産等の地域資源があります。しかし、これらの地域資源については、認知度が低いものもあり、市民を含め、多くの人にその魅力を積極的に情報発信することが課題となっています。また、地域資源の魅力を更に向上させるための施設整備や、地域資源を活用したイベントの開催等についても積極的に推進していくことが求められます。これらの積極的な観光・交流事業を推進することで、多くの交流人口を呼び込み、今後更に少子高齢化が進むなかで、本市の地域活性化を促すことが必要です。

また、福島県会津坂下町との姉妹都市交流については、今後も引き続き両市町の住民の相互理解を深め、産業等の発展に結び付けていくことが求められます。

基本方針

本市の生活や文化、自然環境や歴史的資源等に地域の人々が誇りと愛情を持ち、地域全体として盛り上げる地域密着型の観光を推進します。

地域資源の整備・活用、積極的な情報発信を行い、多くの人に本市の魅力を伝えることで、交流人口を増やし、地域の活性化を図ります。

また、産業、観光等の幅広い分野で、姉妹都市等との交流事業を推進します。

主要施策

1 観光資源の創出・観光施設の整備

(1) 観光施設の整備・活用

恵まれた自然環境や歴史的資産等を活用し、人（観光客）を呼び込むことを目的とした施設の整備・活用を図ります。

(2) 観光イベントの研究・開発

各種イベントの情報の共有化や統合等を検討し、市民に親しまれる市民参加型のイベントを開催します。また、地域や団体等との協力体制について検討します。

(3) フィルム・コミッションの展開

映画、テレビドラマ等のロケーションを誘致し、北本市の自然環境や歴史環境等を生かした撮影ができるよう支援し、北本市のPRをおこないます。

(4) 北本ブランド製品の開発・活用

北本ブランドの確立を目的に、地場産品、またそれらを活用した特産品の開発・PR・販売を支援します。

2 情報発信の強化

本市の自然環境、歴史的資産等の地域資源について、その魅力を市民を含めより多くの人に発信することで、本市の知名度・イメージを向上させ、交流人口の拡大を図ります。

3 観光関連団体の支援

観光・交流事業を振興するため、観光関連団体の支援と連携の強化に努めます。

第6節 就労対策

現況と課題

非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、経済の低迷、デフレの長期化等による厳しい経済状況、企業のセーフティネット機能の減退等、労働環境は依然厳しい状況にあります。

今後、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、障がい者の雇用促進等が重要な課題です。

また、本市には、中小企業が多く、そのため、勤労者住宅資金の融資等、勤労者の福利厚生を目的とした施策が必要です。

今後は、誰もが年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現のため、就労支援策を一層推進することが求められています。

基本方針

雇用機会の情報提供として、就労を希望する誰もがその能力を活用できるような就労支援体制の充実に努めます。

勤労者の生活を支援するため、勤労者住宅資金や小規模企業退職金共済制度の活用を促進します。

主要施策

1 就労支援の充実

(1) 労働相談の充実

関連機関と連携し、就労希望者や勤労者の態様に応じた情報の提供や相談機能の充実を図ります。

(2) 労働講座の開催

ニーズに応じた講座を開催し、学習機会の提供を行います。

(3) 内職相談の充実

家庭外での労働が困難な方の就労の場として、内職を推進するための相談事業の充実を図ります。また、内職希望者の増加に伴い、新規事業所の開拓を積極的に行い、事業の推進を図ります。

(4) 再就職・起業の支援

定年退職後の再就職・起業の支援等を行います。また、コミュニティビジネス講座等を実施し、再チャレンジへの意識の高揚を図ります。

2 勤労者厚生事業の充実

(1) 勤労者厚生事業の充実

勤労者のための住宅資金貸付制度の充実を図ります。

(2) 共済制度への加入促進

中小企業労働者を対象とした各種共済制度への加入の促進を図ります。

第5章の目標指標

指 標	現 状	平成27年度目標	節
市の産業水準 農家数 事業所数 商店数	328 戸 84 箇所 476 箇所	328 戸 84 箇所 476 箇所	1
認定農家数	46 人	50 人	2
昼間人口	54,000 人	59,000 人	3
年間商品販売額（小売業）	662 億 6,000 万円	730 億円	3
製造品出荷額	656 億 5,000 万円	720 億円	4
観光入り込み客数	711,000 人	1,000,000 人	5
就労斡旋者数	5 人/年	8 人/年	6

第6章

みんなで作る参加と交流のまち

第1節 暮らしと参加・交流の場としての 地域コミュニティづくり

現況と課題

これまで、各自治会や各地域コミュニティ委員会等を中心に福祉、防災、環境、生涯学習等を通じ、地域の特性を活かした様々な活動が展開され、地域のつながりが維持されてきました。未曾有の被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災によって、改めて地域の支え合いの重要性が認識されたところです。

しかし、価値観の多様化や少子高齢化の進行等の影響により、自治会の加入率の低下や自治会・コミュニティ活動への参加者の高齢化等が問題となっており、今後、地域とのつながりの希薄化が急速に進むことが予想されます。

豊富な知識と経験のある市民の主体的な参加を促し、コミュニティ活動をより一層振興することで、地域みんなで支え合い、地域の誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりを進める必要があります。また、市民参加に基づくまちづくりやコミュニティ形成を進めるためには、地域情報、まちづくり情報を提供し、地域住民の交流を促進することが必要となっています。

基本方針

地域住民が主体的に参加し、地域の支え合いのもと、安心・安全に暮らすことができるコミュニティづくりに向け、コミュニティ活動の支援と必要な情報の提供に努めます。また、コミュニティ活動にふさわしい施設の管理運営のあり方について検討します。

生涯学習活動、地域福祉活動との連携を促進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

主要施策

1 地域まちづくり活動の推進

(1) コミュニティ活動の支援

地域住民の暮らしやまちづくりの課題に対応し、地域特性を活かした活動を支援します。

(2) 地域と行政の連携

広報紙やホームページの活用等を通して、情報の提供に努め、地域と行政の連携を高めます。

(3) 住民相互の連帯意識向上

コミュニティ活動への理解を深め、住民相互の連帯意識の醸成や活動の促進を図ります。

2 セーフコミュニティの推進

セーフコミュニティ^{*1}の理念のもと、セーフコミュニティの周知・啓発を行い、認証取得に向けた取り組みを通じて、地域の誰もがいつまでも安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

3 コミュニティ施設の充実

(1) コミュニティ施設の管理運営の充実

コミュニティ活動にふさわしい施設の管理運営のあり方について検討します。

(2) 集会施設の整備

老朽化が進む自治会集会施設の改築・改修を支援します。

4 生涯学習・地域福祉活動との連携

学び合い、支え合うコミュニティづくりを目指し、生涯学習活動、地域福祉活動と連携し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

*1 セーフコミュニティ

事故やけが等は偶然起こるものではなく、予防できるという理念のもと、事故や犯罪等のデータを検証することで地域に潜む危険性を明らかにし、地域住民や各種団体が一体となって安心・安全なまちづくりに向けた対策を講じ、予防に繋げる取組であり、6つの認証基準を満たす地域に対して、WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが認証する。

第2節 平和と人権を尊重するまちづくり

現況と課題

21世紀こそ平和と人権の世紀にしたいという願いは、人類共通の思いであり、平和と人権を尊重するまちづくりは、すべての市民の願いです。

本市は昭和61年に世界連邦平和都市宣言、北本市非核平和都市宣言を、平成6年には人権尊重都市宣言を市民の総意として市議会が決議し、平和と人権を守るさまざまな事業を開催し、多くのメッセージを市民と共有し、発信してきました。

戦争を体験した世代が年々少なくなるなか、平和の大切さや尊さを市民と、そして次代を担う若い世代と実感し共有するための交流や啓発活動を引き続き進める必要があります。

今日においても同和問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等に対する差別や偏見が存在し、また、子どもや高齢者への虐待、女性に対する暴力等は深刻な社会問題となっています。

また、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重し合いながら、ともに生きていく明るい社会を築いていくためには、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権啓発や人権相談の充実、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図る必要があります。

基本方針

平和に関する2つの都市宣言の趣旨を踏まえ、国、県をはじめ市民並びに学校、各種団体等と連携を図りながら平和啓発事業や平和教育を推進します。

また、人権尊重都市宣言の趣旨を踏まえ、国、県をはじめ市民並びに学校、各種団体等と連携を図りながら人権啓発や人権教育を推進します。

主要施策

1 平和意識の高揚

(1) 平和啓発事業の充実

市民と行政の協働による「平和を考える集い」を継続して実施します。

市民団体、小・中学校、企業等の平和啓発事業を支援します。

(2) 平和教育の推進

市内の小・中学校、高等学校と連携し、平和啓発事業を推進します。

(3) 平和都市宣言の周知

平和の意義と尊さを広く市民に訴えるため、平和を考える月間と平和都市宣言の周知・普及を図ります。

2 人権意識の高揚

(1) 市民意識の啓発

市民一人ひとりが同和問題をはじめ、あらゆる人権問題に対して正しい理解と認識を深めるため、効果的な啓発活動を推進し、人権意識の高揚に努めます。

(2) 人権相談の充実

すべての市民の人権が尊重されるよう、人権擁護機関との連携を強め、相談事業を進めます。

3 人権教育事業の推進

(1) 学校人権教育の充実

学校ごとの人権教育上の課題を明確にし、教職員の共通理解のもと、児童生徒の発達段階に応じた人権意識の高揚と人権感覚の育成を図る教育を進めます。

(2) 社会人権教育の充実

人権課題に対応した講座や研修会等の学習機会を提供し、人権教育の充実を図り、人権問題の解決を進めます。また、人権教育の指導者を育成します。

(3) 集会所事業の充実

異年齢交流等を中心とした交流事業を進めます。また、地元の要望に沿った事業を実施します。

(4) 集会所の整備充実

集会所における備品や消耗品等の充実により、利用しやすい施設とします。また、施設の老朽化に対しては、必要箇所の修繕を行います。

第3節 男女共同参画社会の推進

現況と課題

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現については、国際婦人年を大きな契機として、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択等、国際社会における取組みと連動しながら進められてきました。本市においても、平成6年に北本市男女行動計画を、平成13年には第二次北本市男女行動計画を、そして平成19年には第三次北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきました。

また、平成18年には、北本市男女共同参画推進条例を制定するとともに、北本市男女共同参画都市宣言を行いました。

これらの取組みにより、いわゆる「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」とする人の割合が、平成11年の調査結果34.7%から平成23年の調査結果49.3%へと増加を示す等、成果が現れてきていますが、「同感する」という人の割合も依然として14.1%あります。また、本市の審議会等への女性の登用率については、平成17年の33.2%をピークに30%前後で推移しています。

このように、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンス（DV）が社会問題となる等、真の男女平等の達成には多くの課題が残されています。

一方、社会経済情勢は、少子高齢化の進展、情報化、国際化等、急速に変化しています。このようななかで、本市が将来にわたって発展していくためには、性別に関わりなく、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が重要であり、引き続き男女共同参画を推進することが必要となっています。

基本方針

男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進します。

主要施策

1 総合的・計画的な男女共同参画の推進

北本市男女共同参画プラン（第三次北本市男女行動計画）、北本市男女共同参画推進条例に基づき、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進します。

2 男女の人権の尊重

(1) 啓発活動、相談・支援体制の充実

男女の個人としての尊厳が尊重されること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等、男女の人権が尊重されるよう、意識啓発を図り、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント等の人権侵害に対応する相談や支援を進めます。

(2) DV防止基本計画（仮称）の策定

ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止や被害者に対する支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、DV防止基本計画（仮称）を策定します。

3 あらゆる分野への男女共同参画

(1) 政策等の立案及び決定への共同参画

市の政策、方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるように努めます。

(2) 仕事と家庭生活の両立

男女が仕事と家庭や地域生活等とを両立できるよう、事業者等と協働して取り組みます。

第4節 国際化への対応

現況と課題

本市に暮らす外国人は、平成16年以降400人前後で推移し、近隣市と比較するとその数は少ないものの、経済活動をはじめ、市民生活においても衣食住にわたる国際化が浸透し、今後も海外との関係は一層深まることが考えられます。

さまざまな国の文化や人々に対して開かれた地域社会を形成し、同時にグローバルな社会で活躍できる人材を生み育てるためには、国際社会の一員として自覚を持ち、国際理解に優れた人づくり、多彩な交流機会の創出、国際化に対応した地域コミュニティづくり等が必要です。

本市は、国際交流ラウンジを設置し、市内に居住する外国人と市民の国際理解学習・交流事業等に取り組んできました。今後も、市民レベルによる交流を基本に、関係機関との連携等により、多様な国際交流の機会を提供していく必要があります。

また、市内に居住する外国人が、安全で快適に暮らせる生活環境の整備や支援体制づくりが課題となっています。

基本方針

市民が国際社会の一員としての認識を高め、国際理解を深めていくために、国際理解教育や国際交流事業を推進します。また市民と外国人の多様な交流機会の提供に努めるとともに、外国人が暮らしやすい環境の整備に努めます。

主要施策

1 国際性豊かな人材の育成

(1) 国際理解教育の推進

「第1章 第2節 小・中学校教育の充実」に掲載

(2) 国際感覚の養成

市民の国際感覚を高めるため、啓発事業や語学教室を実施します。

2 国際交流の推進

(1) 多様な交流機会の提供

国際交流ラウンジの活用、ホームステイを希望する外国人等との多様な交流機会を通じ、国際理解を深めます。

(2) 民間交流の促進

民間団体の主体的な国際交流を促進するとともに、民間交流団体を育成・支援します。

3 国際化に対応したまちづくり

(1) 外国人が暮らしやすい環境整備

道路標識や公共施設の案内板等の外国語併記に努めます。

(2) 外国人への生活情報と学習機会の提供

外国人が安心して生活できるよう、関係機関と連携し生活情報の提供や日本語講座等の開催に努めます。

(3) 組織・体制づくり

外国人に対する行政サービスを充実するため、関係機関と連携し、多文化共生キーパーソン^{*1}を活用した相談事業を実施する等体制づくりを検討します。

***1 多文化共生キーパーソン**

埼玉県知事から委嘱を受け、外国人住民と県や市町村等との橋渡しをする人。行政情報等を外国人住民に提供しながら、生活相談にも応じる。

第5節 消費生活における安心の確保

現況と課題

食の安全と危機の管理、また、不当表示や製品事故、悪質巧妙化した販売手段、振込め詐欺等、多種多様な消費者問題が随所に見られ、大きな社会問題にもなっています。なかでも、行き過ぎた消費社会の弊害として深刻化する多重債務者等に対する相談と生活再建への支援の充実を図るとともに、消費者の安全と利益を保護し、消費者の立場からの情報提供と被害防止、救済を図ることが重要な課題です。

「生活者や消費者が主役となる社会」を目指した消費者行政が一元化されたことにより、消費者の身近なよりどころとして地方行政の役割がますます重要となっています。

市民が安心・安全に消費生活を送るために、国、県等と連携して消費者への情報の提供と相談機能の拡充強化に取り組む必要があります。

基本方針

消費に関わるリスクに対して、市民が適切な対応を図れるよう、消費に関する情報の提供、相談、苦情処理体制の充実に努めます。また、主体的に判断し行動する自立した消費者の育成を図ります。

主要施策

1 消費者保護の充実

(1) 情報の提供

定期的な消費生活情報の提供と消費生活セミナーの充実を図ります。

(2) 相談苦情処理体制の充実

市の法律相談や埼玉県消費生活支援センターと連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。

(3) 消費者被害の防止

消費者被害防止の積極的な情報提供と消費生活用製品安全法等、法令に基づく立入検査を実施します。

2 自立した消費者の育成

消費生活セミナーや消費生活展の開催を通じて、自立した消費者の育成を推進します。

第6章の目標指標

指 標	現 状	平成27年度目標	節
セーフコミュニティの認証取得	—	認証取得	1
生涯学習人権講座研修会参加者数	162人/年	250人/年	2
平和啓発事業の参加者数	842人	950人	2
市の審議会等への女性の登用率	31.7%	40.0%	3
国際交流ラウンジ登録者数	34人	50人	4
消費生活セミナーの実施	6回/年	10回/年	5

第7章

計画の推進に向けて

- I 都市経営体制の確立
- II 計画の進行管理

第1節 市民参加の促進と協働体制の強化

現況と課題

これからのまちづくりでは、市民と行政が互いをパートナーとし、それぞれが役割を担いながら取組みを進めることが求められています。本市においては、平成22年4月から、北本市自治基本条例が施行されました。この条例に基づき今後も多様な市民の意見、要望を的確に把握し、市政に反映するとともに、まちづくりのテーマに合わせた市民の参加を可能とする仕組みと体制づくりを進める必要があります。また、そのために、正確で迅速な行政情報の提供と時代に合った広聴制度を確立する必要があります。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されており、本市においても国、県等の動向を見極めながら、継続的な個人情報保護条例の見直しと実施体制の整備が必要となっています。

地方分権が進むなか、国が行ってきた事務や権限が地方に移譲されるとともに、地方の自己決定・自己責任に基づくまちづくりが求められています。地域の実情により、地域が必要とするサービスを地域自身が決めていけるような体制づくりが必要であり、市民と行政による協働のまちづくりが求められています。

基本方針

市民が主体的に参加し、意思決定を行うことができるまちづくりを進めるため、市民参加の仕組みと体制づくりを行い、行政のみならず、NPO、ボランティア団体、民間企業等多様な主体が公共を担う社会の実現に向け、市民と行政による協働体制の確立を目指します。

また、行政における情報公開を推進するとともに、開かれた審議の実現等を目指します。更に広報誌、ホームページをはじめ、多様な媒体による行政情報の提供を進めるとともに、さまざまな広聴手段を用いて市民ニーズを把握し、市民の声を市政運営に反映します。

個人情報の保護については、法律及び個人情報保護条例の遵守、また、情報公開・個人情報保護運営審議会の運営により制度の適切な運用に努めます。

*1 パブリック・コメント

行政が政策、制度等を決定する際に、その案を公表するとともに、それに対する住民等の意見を公募し、寄せられた意見等を考慮しながら最終決定を行うしくみのこと。

*2 メディア・ツール

広報誌やインターネット（ホームページ）等を始めとする媒体のこと。

主要施策

1 市民参加体制の充実

(1) 市民参加の充実

市民の意見が十分に反映される市政運営を行うため、市民参加のしくみと体制づくりのための条例を制定し、市民参加の充実を図ります。

重要施策の策定にあたっては、パブリック・コメント^{*1}制度等を活用し、広く市民等の参加を推進します。

(2) 広聴活動の充実

市政に関する意見や要望等を把握するため、広聴集会や市長への手紙、インターネットを通じた広聴制度等の一層の充実を図ります。

2 情報公開の推進

(1) 行政情報の公開・提供

行財政制度の改革に対応し、情報公開の総合的な推進を図り、確かな情報提供に努めるとともに、様々なメディア・ツール^{*2}の活用による行政資料の公表に努めます。

(2) 広報活動の充実

市政情報の積極的な提供として、親しみやすく魅力のある広報誌やホームページの作成に努めるとともに、新聞・テレビ等の情報媒体の活用を図ります。

(3) 会議の公開

審議会等の会議の公開を推進します。

3 個人情報保護の徹底

法律及び個人情報保護条例に基づき制度の適切な運営を図るため、職員研修の実施により、さらなる個人情報の適切な管理に努めます。

4 協働体制の強化

(1) 協働体制の強化

市民と行政とが対等の立場で共通の目標の実現に向けて取り組む体制を確立します。そのため、市民と行政の協働を推進するための条例を制定するとともに、市民公益活動団体相互の連携を促進して、市民が担う公共の部分の拡大を目指します。

(2) (仮称)市民公益活動支援センターの整備

市民公益活動を推進し、その活動を活性化させるために、市民公益活動の拠点施設となる(仮称)市民公益活動支援センターの整備について検討します。

第2節 行財政改革の推進、地方分権化 社会にふさわしい自治体制づくり

現況と課題

世界的な金融危機や円高の進行、輸出の減少、それに伴う設備投資や消費の落ち込み、雇用不安等の状況にあるなか、今後、市税収入の減少が続くことが予想されます。また今後も少子高齢化が進み、それに伴い社会保障関係費は年々増加傾向にあることから、自主財源の確保と効率的かつ効果的な予算執行は今後の行財政運営における基本的な課題であり、財政改革を強力に進める必要があります。

本市は国、県の動向と合わせ、長期的な視点から行財政改革に取り組んできており、平成22年8月に北本市行政改革戦略（第4次北本市行政改革推進計画）を策定する等、行財政改革に取り組んでいます。

また、地方分権の進展により、基礎自治体は、市民に最も身近な行政機関としての役割がますます重要となっており、市民サービスの向上を図るため、市民生活に関わる事務を一体的に処理していく必要があります。

基本方針

行政改革推進計画に基づき、簡素で効率的な行政、健全な財政運営、市民と行政の協働によるまちづくりに取り組みます。知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、権限移譲を推進するとともに、適正な財源配分を要請します。

主要施策

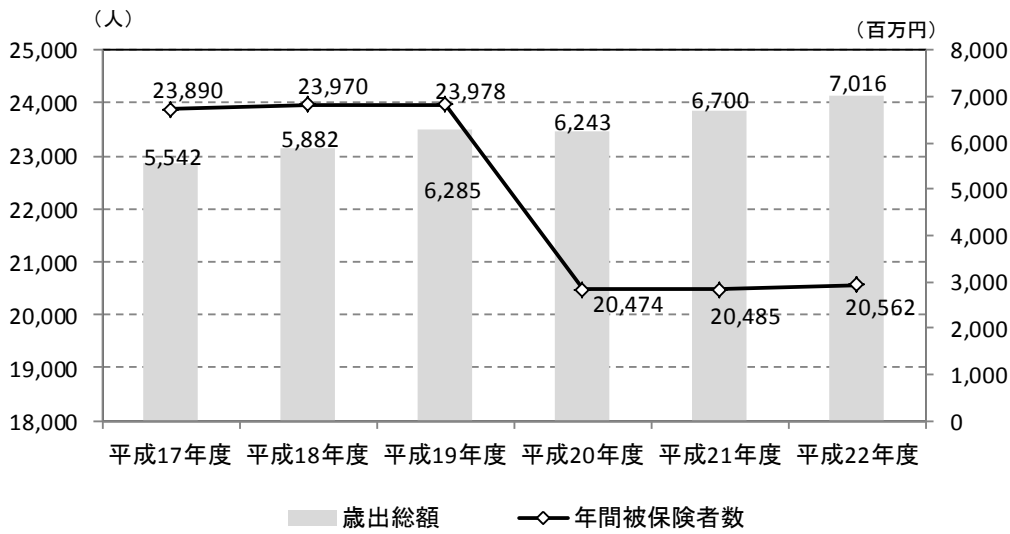
1 行政改革の推進

行政改革推進計画に基づき、簡素で効率的な行政の推進、健全な財政運営の実現を進めます。また、外部監査制度を導入し、行政運営の効率性、透明性の一層の向上を図ります。

2 地方分権の推進

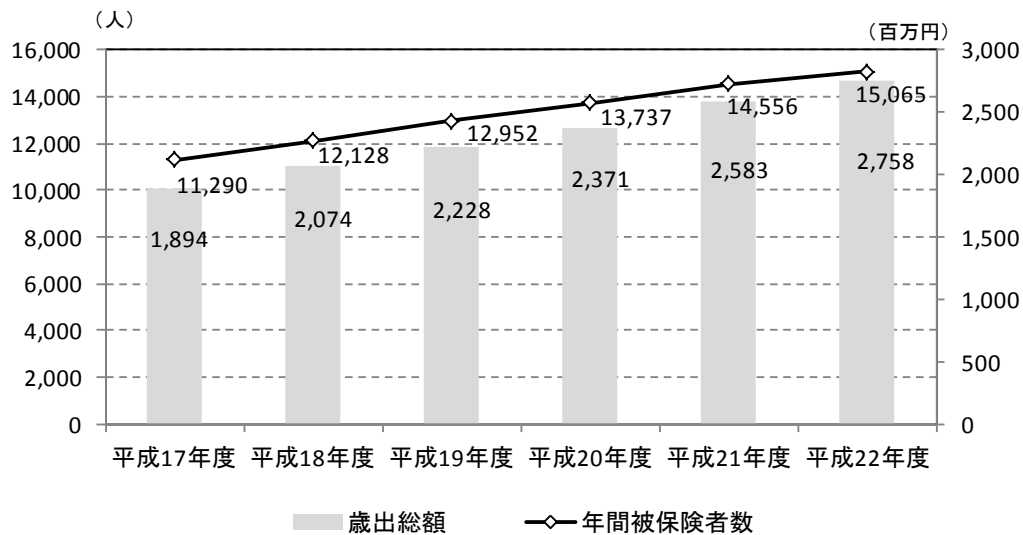
市民サービスの向上を図るため、計画的な権限移譲を進めます。

■国民健康保険被保険者及び歳出総額の推移



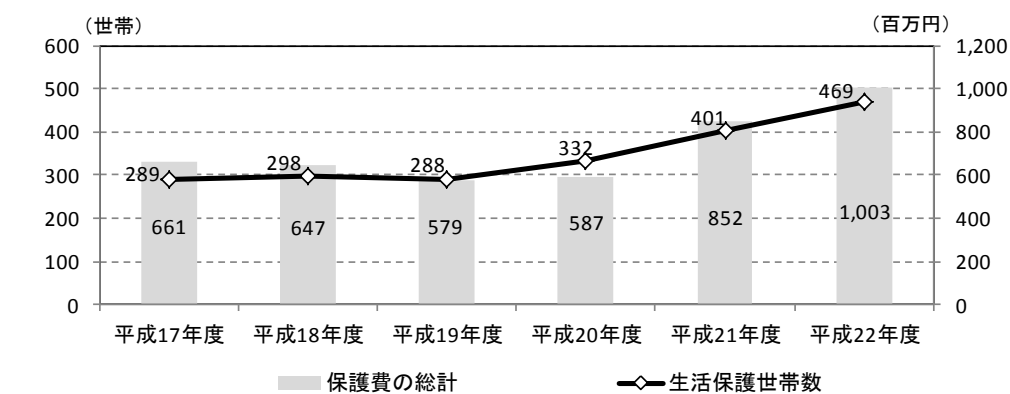
資料：北本市行政報告書

■介護保険被保険者及び歳出総額の推移



資料：北本市行政報告書

■生活保護世帯総数と保護費総計の推移



資料：北本市行政報告書

第3節 柔軟な行財政執行体制の整備と内部管理の充実

現況と課題

今後更に進むことが予想される少子高齢化、厳しい雇用情勢等社会・経済情勢の変化、多様化する災害等に的確に対応し、新たな行政課題と市民の多様なニーズに即応できる行政サービスを実現するためには、これらの要請に応え得る柔軟で機能的な組織を編成し、政策形成や総合調整等の機能の充実を図る必要があります。

人事管理については、定員適正化計画に示された定員管理を図ってきましたが、今後も引き続き適正な人員配置を行い、執行体制の強化を図ることが必要です。

また、財政における財源不足と収支均衡及び財政の健全化の維持は緊急度の高い課題です。行財政改革の成果を積み上げながら、中・長期の視点に立った計画的な運用に努めるとともに、単年度での自主財源や依存財源の確保、既存事務事業の見直しと財源の適正配分、良好な財政健全化判断比率の維持に努めることが課題です。

公共施設については経年劣化による改修時期を迎える施設も多く、安全性や防災、環境保全の面で緊急度の高いものから対応を図るとともに、人口構成や社会情勢の変化に対応し、将来を見据えた施設整備や運営の適正化が求められます。また、市民に開かれた庁舎の建設を進める必要があります。

市民に開かれた行政運営や迅速で効率的な行政サービスを実現するためには、情報通信技術を駆使した行政の情報化が、その成否を左右するものとして重要です。これからの行政運営においては、情報セキュリティの向上を図りつつ、急速に進化し続ける情報通信技術を効果的に活用し、きめの細かい情報処理に努めることが課題となっています。

基本方針

新たな行政課題と市民の多様なニーズに即応できる行政サービスの実現に向け、柔軟で機能的な組織の編成、政策形成や総合調整等の機能の充実を図ります。行政組織については定員管理を行いながら、組織を再編し、執行体制を強化します。また中・長期の視点に立った財政運用に努め、財源の確保、既存事務事業の見直しと財源の適正配分に努めます。公共施設については適正な維持管理に努め、配置と運営の適正化を進めます。

主要施策

1 人事管理の充実

(1) 定員管理の適正化

定員適正化計画に基づき、長期的展望に立って、適正な定員管理に努めます。

(2) 人材育成

職員の意識改革及び能力の向上を図るため、人材育成基本方針に基づき研修等を実施します。また幅広い視野と専門的知識の習得のため、人事交流を進めます。

(3) 人事評価システムの充実

公正で客観的な人事評価システムの充実を図り、職員の能力と実績に応じた評価、それに基づく処遇を行うことで、職員の意欲を高めます。

(4) 福利厚生・安全衛生体制の充実

職員が心身ともに健康で働ける職場環境を確保するため、福利厚生や安全衛生管理を充実します。

2 計画的な財政運営の推進

緊急行財政改革指針の財政推計を国の動向や市税収入の予測、歳入・歳出の実績等により毎年度見直しを行い、財政計画を策定します。財政運営は、健全財政を基本とし、最小の経費で最大の効果をあげられるように努め、長期的な展望に立った重点的かつ効率的な経費配分を推進します。また、財政状況について市民に対して正確な情報提供を行います。

3 財源の確保

(1) 自主財源の確保

自主財源の根幹となる市税の納付機会を拡大し、収納率の向上を図るとともに、優良企業の誘致を図り、税収の確保に努めます。また、受益者負担の原則に基づき使用料、手数料、負担金等の適正化を推進します。

(2) 依存財源の確保

国・県の補助金制度を研究し、財源を確保するとともに、国の外郭団体等の助成制度についても研究し、積極的な活用を図ります。また、地方債等については後年度の財政負担を考慮しながら有効に活用します。

(3) 事務事業の見直しによる経費削減と適正な予算配分

経費の節減合理化を徹底するとともに、事務事業の必要性、効果、市民ニーズ等から見直しを行い、新たな事務事業の財源を捻出する等、財源の有効活用を図ります。

4 財産の効率的な活用

基金については、現在高と条例の設置目的による事業計画を考慮し、効率的な活用を図ります。また公有財産の有効な活用を図ります。

5 執行体制の充実

(1) 行政組織の整備

複雑、多様化する行政需要に的確に対応し、市が取り組むべき課題の明確化、組織規模の適正化等必要な見直しを行い、柔軟で機能的な組織体制を確立します。

(2) 危機管理体制の強化

災害を含めた危機的な状況等から市民の生活を守り、より一層の安心・安全の確保を図るため、危機管理体制を強化するとともに総合的な危機対処施策を推進します。

(3) 公共施設の整備

市民サービスと行政運営の基盤となる新庁舎を建設します。

公共施設の統廃合や指定管理者制度の活用、PPP^{*1}事業等の検討を進め、公共施設のあり方や整備等を具体化します。

(4) 電子自治体の推進

旧式化した情報処理システムを更新し事務の効率化を図るとともに、庁内ネットワークを活用した情報の一元化と共有化を図ります。また、情報セキュリティポリシー^{*2}に基づき、セキュリティ対策を実施し、情報資産保護のレベル向上を図ります。

*1 PPP事業（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

これまでの行政主体のサービスを、多様な主体と連携して提供していく事業。またはその手法。

*2 情報セキュリティポリシー

市の保有する情報全般の取り扱い方針と対策基準を示したもの。

◆普通会計歳入・歳出決算の状況

(歳入)

(単位:千円、%)

区分	平成 16 年度		平成 19 年度		平成 22 年度		平成 22/16 年度の増減率
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
地方税	8,164,515	47.9	9,391,805	57.5	8,709,189	41.0	106.7%
地方譲与税	319,508	1.9	194,901	1.2	163,310	0.8	51.1%
利子割交付金	61,753	0.4	40,768	0.3	28,973	0.1	46.9%
配当割交付金	13,361	0.1	42,721	0.3	15,564	0.1	116.5%
株式等譲渡所得割交付金	15,909	0.1	23,963	0.1	5,228	0.0	32.9%
地方消費税交付金	531,260	3.1	516,446	3.2	523,488	2.5	98.5%
自動車取得税交付金	161,419	0.9	143,774	0.9	62,772	0.3	38.9%
地方特例交付金	330,930	1.9	52,368	0.3	112,553	0.5	34.0%
地方交付税	1,864,362	10.9	1,102,547	6.8	1,927,572	9.1	103.4%
交通安全対策特別交付金	13,717	0.1	14,384	0.1	11,865	0.1	86.5%
分担金及び負担金	53,671	0.3	73,415	0.4	54,426	0.3	101.4%
使用料	238,238	1.4	217,671	1.3	199,876	0.9	83.9%
手数料	47,114	0.3	44,424	0.3	41,912	0.2	89.0%
国庫支出金	1,509,486	8.9	1,301,024	8.0	3,902,236	18.4	258.5%
県支出金	585,987	3.4	787,820	4.8	1,193,356	5.6	203.6%
財産収入	19,288	0.1	35,580	0.2	62,113	0.3	322.0%
寄附金	45,699	0.3	16,208	0.1	54,321	0.3	118.9%
繰入金	497,566	2.9	162,791	1.0	60,893	0.3	12.2%
繰越金	442,724	2.6	771,612	4.7	906,963	4.3	204.9%
諸収入	405,157	2.4	396,021	2.4	337,043	1.6	83.2%
地方債	1,720,900	10.1	1,003,200	6.1	2,843,100	13.4	165.2%
合計	17,042,564	100.0	16,333,443	100.0	21,216,753	100	124.5%

(歳出)

(単位:千円、%)

区分	平成 16 年度		平成 19 年度		平成 22 年度		平成 22/16 年度の増減率
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
人件費	4,069,167	24.8	4,152,633	26.7	3,814,797	18.8	93.7%
扶助費	2,061,487	12.5	2,223,306	14.3	3,693,652	18.2	179.2%
公債費	1,652,186	10.1	1,610,588	10.4	1,615,822	7.9	97.8%
小計	7,782,840	47.4	7,986,527	51.4	9,124,271	44.9	117.2%
物件費	2,640,286	16.1	2,379,664	15.3	2,546,569	12.5	96.5%
維持補修費	62,217	0.4	87,824	0.6	97,250	0.5	156.3%
補助費等	2,079,638	12.7	1,935,358	12.5	2,051,356	10.1	98.6%
繰出金	1,793,539	10.9	1,792,134	11.5	1,756,287	8.6	97.9%
投資及び出資金・貸付金	179,321	1.1	62,399	0.4	43,400	0.2	24.2%
積立金	160,336	1.0	53,837	0.3	832,897	4.1	519.5%
投資的経費	1,702,270	10.4	1,238,983	8.0	3,889,759	19.1	228.5%
合計	16,400,447	100.0	15,536,726	100.0	20,341,789	100	179.7%

◆財政の健全化判断比率の推移

(単位：%)

比率 \ 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実質赤字比率 (13.10%)	—	—	—	—
連結実質赤字比率 (18.10%)	—	—	—	—
実質公債費比率 (25.0%)	10.5	9.6	8.3	8.4
将来負担比率 (350.0%)	26.2	28.3	23.7	21.3

※「実質赤字比率」＝一般会計等の収支が、黒字だったのか、赤字だったのかを判断する指標です。

※「連結実質赤字比率」＝全ての会計を合算して、市全体としての収支が、黒字だったのか、赤字だったのかを判断する指標です。

※「実質公債費比率」＝一般会計等の元利償還金、公営企業会計に対する繰出金や一部事務組合への負担金のうち元利償還金など、一般会計が実質的に公債費を負担したと考えられるものが、標準財政規模(交付税の算定に加味された償還金を除く)と比較し、その負担の大きさを示す指標です。

※「将来負担率」＝一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償など地方公共団体が将来支払う可能性のある負債額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すものです。

※()内は早期健全化基準です。各比率がこの基準を上回った場合には、財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めなければなりません。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となっているため、表示していません。

第4節 広域行政の推進

現況と課題

日常生活圏の拡大等により、一市だけでは対応が難しい事業と市民サービスが拡大しており、近隣市町との連携による広い視野に立った行政サービスが求められています。

本市では、昭和38年の上水道をはじめとして、し尿処理、ごみ処理、消防、火葬場等の事業について広域行政による事務事業を推進してきました。また、平成6年度から鴻巣市、桶川市及び北本市による公共施設の相互利用等の広域事業を進めています。更には、平成13年度から公平委員会を共同で設置し、事務処理を行っています。

平成20年4月1日には、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市及び伊奈町を所管区域とし、管内の市町と連携し、地域振興、県民生活、産業労働等の施策を推進することを目的とする埼玉県県央地域振興センターが設置されました。

このように広域行政による事務事業の処理が進み、成果が生まれているものの、一部事務組合による事務処理の複雑化やごみ処理の課題も見られます。今後は広域行政の効率化のため事務処理の複合化等を検討していく必要があります。

基本方針

有効かつ効果的な広域行政を推進するため、埼玉県県央地域まちづくり協議会を中心とした近隣市町との連携を図るとともに、広域行政計画に基づく適切な広域事務事業の推進に努めます。

主要施策

1 広域行政体制の推進

(1) 広域処理業務の拡大

広域処理業務の現状と成果を踏まえ、その充実を図ります。また、共同処理の有効な事務事業の拡大、事務処理の複合化、行財政強化のための市町村合併について引き続き検討します。

(2) 公共施設相互利用制度の充実

市民ニーズの多様化に対応し、効果的なサービスの提供を目指し、広域事務による公共施設の相互利用制度の充実を図ります。

(3) 交流事業の推進

埼玉県県央地域まちづくり協議会等を中心に交流事業を推進します。

2 広域行政計画の推進

広域的事業の効果的な実施に向け、必要に応じ広域行政計画を策定し、広域行政を推進します。

■広域行政の状況

名称	構成市町村	発足年	事業内容
桶川北本水道企業団	桶川市、北本市（2市）	昭和38年	上水道
北本地区衛生組合	鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町（4市町）	昭和39年	し尿処理
荒川左岸北部流域下水道事業推進協議会	熊谷市、行田市、鴻巣市、北本市、桶川市（5市）	昭和49年	下水道
埼玉中部環境保全組合	鴻巣市、北本市、吉見町（3市町）	昭和52年	ごみ処理
埼玉県央地域まちづくり協議会	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町（4市1町）	平成21年	施設の相互利用等に関する事務
埼玉県中央（北）地区第二次救急医療協議会	鴻巣市、桶川市、北本市（3市）	平成6年	第二次救急医療
埼玉県央広域事務組合	鴻巣市、桶川市、北本市（3市）	平成7年 加入(昭和50年発足)	消防事務、火葬場
埼玉縣市町村総合事務組合	川越市、川口市、さいたま市、行田市を除く全市町村(59市町村)、41一部事務組合	平成18年	退職手当、交通災害及び消防災害に関する事務
彩の国さいたま人づくり広域連合	埼玉県、県内全市町村	平成11年	職員研修
埼玉県後期高齢者医療広域連合	県内全市町村	平成19年	後期高齢者医療に関する事務
埼玉県央広域公平委員会	鴻巣市、桶川市、北本市、北本地区衛生組合、埼玉県央広域事務組合、埼玉中部環境保全組合、	平成13年	職員の利益の保護と公正な人事権の行使等に関する事務

第1節 総合振興計画の適切な進行管理

現況と課題

限られた行財政資源を有効に活用するなかで、様々な行政ニーズに的確に対応して、施策の効果的な展開を図っていくためには、行財政を効率的に運営していく必要があります。

これまで、総合振興計画実施計画の策定とその進行管理等を通じて、各種施策を計画的に行ってきましたが、今後、計画的な行政運営をより一層推進するためには、計画の進行管理体制を確立し、計画的な行財政運営を図る必要があります。

基本方針

総合振興計画に示された施策・事業と年度毎の行財政力のバランスの点検、また社会経済状況の変化等に対応した計画管理を行うため、適切な進行管理を行うとともに市民への説明に努めます。

主要施策

1 進行管理体制の整備

進行管理体制の確立と運用を図り、総合振興計画の適切な推進に努めます。

第2節 計画の実施・達成度評価や数値 目標の評価による計画管理の充実

現況と課題

少子高齢化の到来をはじめ、地方分権の進展、住民ニーズの多様化等、社会情勢が変化していくなかで、行政を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。

こうしたなか、貴重な行財政資源（人、物、金、情報）の確保と市民ニーズに合った最適な配分が、今後の行政運営には欠かせません。

将来にわたって自立的・持続的な発展を遂げていくには、簡素で効率的な行政体制の確立とともに、本市の実情に即した戦略性をもった行政運営を推進することが必要です。

基本方針

市民満足度等を含めた目標管理を重視した計画運用を実現するため、基本計画に掲げる施策・事業の実施・達成についての評価を行い、次年度予算及び次期計画に反映します。

主要施策

1 行政評価システムの導入及び執行

市民満足度を含めた目標指標等の導入、行政評価システムの導入と活用に努め、行政活動の成果を客観的に評価し、継続的に改善を行い、次年度予算及び次期計画に反映します。

第7章の目標指標

指 標	現 状	平成 27 年度目標	節
ホームページアクセス件数	349,621 件 (平成 21 年度)	380,000 件	1
行政改革の達成率 (取組み件数/計画件数)	91%	100%	2
経常収支比率	84.80%	90.0%以内	3
公債費比率	8.40%	10.0%以内	3
危機管理強化のための取り組み(危機管理マニュアルの見直し、研修等)	未実施	実施	3
目標指標の達成率	33%	100%	II-1
「市の行政施策に対する総合評価」の市民満足度 ^{*1}	16.20%	20.00%	II-2

***1 市民満足度**

平成 21 年 10 月に実施した市民意識調査において、市民満足度の調査を行った。

その中で、「市の行政施策に対する総合評価の満足度」では、「満足している」と「やや満足している」の合計が 16.20%であった。

「不満である」と「やや不満である」の合計は 13.40%、「どちらともいえない」は 41.80%、「無回答」は 28.50%であった。

第8章

地域別主要施策

この章では、第1章から第6章の施策事業を、関連のある地域について抽出し、地域別にまとめています。

1 中丸地域

- ・地域コミュニティ活動、地域福祉活動等を支援します。また、地域拠点施設（小・中学校の地域活動室を含む）等を中心に生涯学習活動や地域活動を促進します。
- ・地域拠点施設については災害時の避難所であることも考慮した改修を進めます。
- ・地域生活環境保全について目的とした環境美化運動の推進、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止策等を自治会等の協力を得て積極的に推進します。
- ・圏央道桶川インターチェンジ（仮称）周辺を複合的な開発地とします。
- ・市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。
- ・市民の交通安全を確保するため、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。
- ・地域防犯組織、（地域防災組織）の育成と支援を行います。
- ・防犯灯を計画的に設置します。

2 中央地域

- ・地域コミュニティ活動、地域福祉活動等を支援します。また、地域拠点施設（小・中学校の地域活動室を含む）等を中心に生涯学習活動や地域活動を促進します。
- ・地域拠点施設については災害時の避難所であることも考慮した改修を進めます。
- ・地域生活環境保全について目的とした環境美化運動の推進、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止策等を自治会等の協力を得て積極的に推進します。
- ・駅周辺は、商業・業務地の集積を図るとともに駅前広場の利便性の向上を図ります。
- ・北本中央緑地を整備します。
- ・中山道の歴史と文化を活かした景観に配慮した街並づくりを推進します。
- ・中央通線の早期完成と電線類の地中化を推進します。
- ・市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。
- ・市民の交通安全を確保するため、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。
- ・地域防犯組織、地域防災組織の育成と支援を行います。
- ・防犯灯を計画的に設置します。

3 東地域

- ・地域コミュニティ活動、地域福祉活動等を支援します。また、地域拠点施設（小・中学校の地域活動室を含む）等を中心に生涯学習活動や地域活動を促進します。
- ・地域拠点施設については災害時の避難所であることも考慮した改修を進めます。
- ・地域生活環境保全について目的とした環境美化運動の推進、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止策等を自治会等の協力を得て積極的に推進します。
- ・住宅環境誘導地の適正な整備手法を検討します。
- ・工業地の範囲を拡大し企業誘致を図ります。
- ・新谷田用水路沿いを市民が憩える散策路として整備します。
- ・市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。
- ・市民の交通安全を確保するため、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。
- ・地域防犯組織、地域防災組織の育成と支援を行います。
- ・防犯灯を計画的に設置します。

4 東間深井地域

- ・地域コミュニティ活動、地域福祉活動等を支援します。また、地域拠点施設（小・中学校の地域活動室を含む）等を中心に生涯学習活動や地域活動を促進します。
- ・地域拠点施設については災害時の避難所であることも考慮した改修を進めます。
- ・地域生活環境保全について目的とした環境美化運動の推進、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止策等を自治会等の協力を得て積極的に推進します。
- ・土地利用誘導地の適正な整備手法を検討します。
- ・市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。
- ・市民の交通安全を確保するため、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。
- ・地域防犯組織、地域防災組織の育成と支援を行います。
- ・防犯灯を計画的に設置します。

5 南部地域

- ・地域コミュニティ活動、地域福祉活動等を支援します。また、地域拠点施設（小・中学校の地域活動室を含む）等を中心に生涯学習活動や地域活動を促進します。
- ・地域拠点施設については災害時の避難所であることも考慮した改修を進めます。
- ・地域生活環境保全について目的とした環境美化運動の推進、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止策等を自治会等の協力を得て積極的に推進します。
- ・新駅予定地周辺は民間活力を導入した商業施設の集積を図ります。
- ・久保特定土地区画整理事業を推進するとともに、その事業地区を中心に周辺地区も合わせ公共下水道の整備を進めます。
- ・圏央道とJR高崎線の交差する周辺地域について、新駅を含む整備計画を策定します。
- ・市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。
- ・市民の交通安全を確保するため、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。
- ・地域防犯組織、地域防災組織の育成と支援を行います。
- ・防犯灯を計画的に設置します。

6 本町西高尾地域

- ・地域コミュニティ活動、地域福祉活動等を支援します。また、地域拠点施設（小・中学校の地域活動室を含む）等を中心に生涯学習活動や地域活動を促進します。
- ・地域拠点施設については災害時の避難所であることも考慮した改修を進めます。
- ・地域生活環境保全について目的とした環境美化運動の推進、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止策等を自治会等の協力を得て積極的に推進します。
- ・西中央通線の早期完成と電線類の地中化を推進します。
- ・市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。
- ・市民の交通安全を確保するため、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。
- ・地域防犯組織、地域防災組織の育成と支援を行います。
- ・防犯灯を計画的に設置します。

7 西部地域

- ・地域コミュニティ活動、地域福祉活動等を支援します。また、地域拠点施設（小・中学校の地域活動室を含む）等を中心に生涯学習活動や地域活動を促進します。
- ・地域拠点施設については災害時の避難所であることも考慮した改修を進めます。
- ・地域生活環境保全について目的とした環境美化運動の推進、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止策等を自治会等の協力を得て積極的に推進します。
- ・圏央道桶川北本インターチェンジ周辺に周辺農地等との調和を図りつつ、産業施設の誘導を図ります。
- ・住宅環境誘導地の適正な整備手法を検討します。
- ・高尾宮岡の景観地の保全と整備を進めます。
- ・荒川沿いを市民が憩える散策路として整備を図ります。
- ・北本水辺プラザ公園（仮称）を周辺の施設と相乗効果により親しみやすい公園として整備します。
- ・西中央通線の早期完成に努めます。
- ・市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。
- ・市民の交通安全を確保するため、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。
- ・地域防犯組織、地域防災組織の育成と支援を行います。
- ・防犯灯を計画的に設置します。

8 公園地域

- ・地域コミュニティ活動、地域福祉活動等を支援します。また、地域拠点施設（小・中学校の地域活動室を含む）等を中心に生涯学習活動や地域活動を促進します。
- ・地域拠点施設については災害時の避難所であることも考慮した改修を進めます。
- ・地域生活環境保全について目的とした環境美化運動の推進、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止策等を自治会等の協力を得て積極的に推進します。
- ・市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。
- ・市民の交通安全を確保するため、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。

資料編

1. 第四次北本市総合振興計画基本構想

第1章 将来都市像とまちづくりの目標

第1節 将来都市像

これまで本市が掲げている将来都市像は「緑にかこまれた健康な文化都市」であり、第四次総合振興計画においても本市の変わることのないまちづくりのテーマとして位置付けます。

将来都市像 緑にかこまれた健康な文化都市

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、誰もが“ずっと暮らし続けたいまち きたもと”といえる、次のようなまちの姿を表したものです。

- ・市民が安心して北本に住み、学び、働き、遊び、充実した生活を送っています。
- ・様々な人が北本に集い、交流しています。
- ・環境と共生した産業が展開し、まちの活力と魅力につながっています。
- ・誰もが健康でそれぞれの個性と能力を発揮し、将来の夢を育み、夢の実現に向け自分を磨いています。
- ・一人ひとりの市民がまちづくりに魅力を感じ、故郷として誇りを持っています。

第2節 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、市民と行政の協働を基本理念に次の3つの目標に取り組みます。

「人を育み支え合う都市」の実現

「緑が活きる快適な都市」の実現

「活力あふれる交流都市」の実現

☆「人を育み支え合う都市」の実現

まちをつくり上げるのは人であり、まちは市民の創意、情熱、愛着に支えられ成り立つもので、まちづくりの原点は人づくりといえます。家庭教育、学校教育、社会教育において、市民自らが学び、お互いを高め合う生涯学習のまちづくりを進めます。

次代を担う子どもたちを産み・育てることをみんなで応援します。また、誰もが健康でいきいきと暮らせるように、保健や医療の充実を図るとともに、地域で支え合う福祉のネットワークをつくり上げます。

誰もがまちづくりの重要な担い手であり、みんなの豊かな知識や経験を活かしたまちづくりを進めます。

○未来につなぐ夢のある学びのまち（生涯学習・教育）

○心かよう健やかなまち（保健・医療・福祉）

☆「緑が活きる快適な都市」の実現

本市の貴重な財産である緑と共生した住宅都市として、緑の保全と環境や景観にも配慮したまちづくりを目指します。また、市民が生活を楽しみ豊かさを実感できる魅力ある市街地の形成を図ります。

市民が安心して安全に暮らせるように都市基盤の整備と災害に強い都市づくりを進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、人にやさしいまちづくりを目指します。

○緑輝くうるおいのまち（環境・景観）

○快適で安心・安全なまち（都市・生活基盤）

☆「活力あふれる交流都市」の実現

農業・商業・工業を振興するとともに、観光を新たな交流型産業として育成します。また、圏央道のインパクトを効果的に吸収するため、立地条件を活かした新たな企業の誘致を図ります。自治会や地域コミュニティ、NPO等を核に、市民の参加と交流を促進し、元気なまちづくりを進めます。

また、一人ひとりの市民が地域や家庭でも個性と能力を発揮できる社会づくりを目指します。

- 「業」を耕す活力のまち（産業）
- みんなでつくる参加と交流のまち（市民自治）

第2章 将来フレーム

第1節 将来人口

人口減少の時代を迎え、このまま推移すれば本市の人口も減少していくことが予想されます。その中で、本市は選ばれ続けるまちづくりを目指し、住みたくなる・交流し合う・暮らし続ける施策展開を図り、将来人口は71,000人を目標とします。

第2節 土地利用構想

1 土地利用の基本的な考え方

- ・コンパクトシティの考え方に立ち、『暮らし続けたいまち』としてのレベルアップを図ります。
- ・昼夜間人口構造の変化、世帯数の増加、交流人口の拡大を見込み、既存の開発用地や都市施設の活用を軸に、安全・快適・活力を備えた効率的な土地利用を目指します。
- ・市の活力維持に資する一層の土地の有効利用の推進、地域の良い自然資源の保全と活用を進めます。
- ・健康で文化的なまちを目指す上では、まちの景観の重視、土地利用の適正化、環境や人にやさしいまちづくりなど、質重視の視点を強化します。

2 都市軸と拠点づくりの考え方

・北本の都市軸（東西・南北軸）の形成

本市の都市軸として、まほろばの郷、北本自然観察公園～市役所・文化センター、北本駅～北本総合公園を結ぶ『東西軸』と、中山道や北本中央緑地によって形成される『南北軸』を中心に、都市軸を人の交流軸として形成します。

・拠点とゾーンの明確化

◆行政文化拠点

市役所、文化センターを中心に、市民の交流の核として機能を充実します。

◆健康・スポーツ拠点

体育センター、北本総合公園を中心に、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点として利用を促進します。

◆環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、まほろばの郷、荒川等の自然環境を活かし、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

◆南部地域の拠点づくり

圏央道の整備に伴い、本市の立地条件を活かし新駅構想周辺の商業・業務地、複合的な開発地を位置付け、各拠点の適切な土地利用と特色ある機能の導入を図ります。

◆北部地域の拠点づくり

深井地域の商業施設の立地に伴い、農地、商業地、住宅地の位置付けを明確にし、特色を活かした土地利用の誘導を図るとともに、交通環境の改善を進めます。また、地産地消の拠点施設である農業ふれあいセンターは、市民交流の拠点として役割を充実します。

3 土地利用別整備方向

土地利用別の整備方向は次のように定めます。

区 分	整備方向
住宅地	・美しい景観を重視し、緑や花を育てるなど、快適でゆとりある住宅環境の整備を推進します。
商業・ 業務地	・北本駅周辺の中心市街地として、駅前空間の交流や道路沿道の有効活用などをふまえた賑わいづくりとともに、新駅（構想）周辺に「まちの駅」的な機能の導入を検討します。
工業地	・圏央道のインパクトを効果的に吸収するために、工業導入促進のための条件整備を進めます。
農地	・優良農地の保全や観光農業等の推進を図るとともに、今後の動向を見極め、適正な土地利用に努めます。
公園・緑地	・景観、健康づくり、レクリエーション、防災、交流の場等多面的な利用を推進します。
複合的な 開発地	・交通利便性向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。
住宅環境 誘導地	・市街化調整区域で住宅が集中しており、既存の住宅地の環境整備に努めます。
土地利用 誘導地	・市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。
公共施設 利用地	・市役所、文化施設、教育施設等の用地として、環境整備の充実に努めます。
沿道サー ビス地	・国道 17 号及び南大通線については、沿道型サービス施設の誘導を図ります。

第3章 施策の大綱

第1節 未来につながる夢のある学びのまち（生涯学習・教育）

◆市内全域を学びの場とするまちづくり

“人づくりはまちづくり”の考え方から、本市の学校、自然、歴史、生活、産業などを市民の豊かな学びの場（キャンパス）として活用するとともに、市民の知識や技術、学習成果をまちづくりに活かす機会をつくり出します。

◆家庭・学校・地域で子どもたちを育むまちづくり

子どもたちが、健康で楽しく学びながら個性と能力を伸ばし、生きる力と将来の夢を育てていくことができるよう、地域・家庭とも連携し、安全で快適な学校づくり、地域に根ざした教育を進めます。

1 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学び、個性や能力を磨くための様々な学習環境づくりを進め、その成果が地域での福祉活動やコミュニティ活動、教育活動などに活かされるよう（仮称）生涯学習市民大学を支援します。そして、市民が主体者となって幸せを実感できる生涯学習のまちづくりを進めます。

2 学校教育の充実

就学前からの教育や子育て支援ニーズに対応するため、幼稚園の支援を図るとともに、幼児期から学齢期への連続性のある教育を目指し、保育所、幼稚園と小学校との連携に努めます。

児童・生徒一人ひとりが心身を鍛え、学力を高められるよう、各学校の教育力の向上、教育内容の充実、小・中学校の連携、施設・設備の整備を進めます。家庭、地域と連携して子どもたちを育み、地域に根ざした教育を進め、開かれた学校づくりを推進します。

3 青少年の健全育成

少子化や核家族化が進む中で、青少年一人ひとりが豊かな人間性や社会性を育めるよう、家庭教育の支援や青少年活動団体の支援、指導者の養成に努めます。また、家庭、学校、地域、企業、行政が連携して、様々な参加・体験機会を充実するとともに、社会環境の浄化活動を推進します。

4 社会教育の充実

市民の多様な学習ニーズに応え、公民館や図書館等の機能の充実と社会教育団体や指導者の養成、人権教育の推進等、市民との協働により社会教育を推進します。

5 文化・スポーツ活動の推進

市民が文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を実践、交流する機会の充実を図り、生きがいや健康づくりを支援するとともに、すぐれた芸術や文化、スポーツにふれ、学び、創る機会を拡充し、市民参加によるきたもと発の新しい文化、市民スポーツを創出します。

6 文化財の保護・活用

本市に所在する埋蔵文化財、民俗文化財、郷土芸能などの文化遺産を後世に引き継ぐため、収集・保存するとともに、市民に公開・展示し、活用を図ります。また、雑木林、湧水などを保全し、文化的資産とのネットワーク化を図り、文化に親しめる環境をつくります。

第2節 心かよう健やかなまち（保健・医療・福祉）

◆やさしい心がかようまちづくり

市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉のまちづくりを推進するとともに、多様な福祉ニーズに対応できる体制の確立に努めます。

◆健やかに暮らせるまちづくり

健康に対する意識がますます高まる中、市民一人ひとりが主体的に自らの心身の健康を維持・増進していくことができるよう支援するとともに、生活習慣病の予防対策や保健・医療の連携体制を充実します。

1 地域福祉の推進

市民が住み慣れた地域社会で生涯を通じて安心して暮らせるよう、市民や関係機関との協働による地域福祉の充実を図ります。そのために、地域福祉を担う主役としての市民の意識啓発に努めます。

社会福祉協議会や自治会、NPO、ボランティア等の地域活動・福祉活動に対する支援を行うとともに、市民、地域、行政が一体となった総合的な地域ケアシステムの構築を図ります。

2 保健・医療の充実

市民自らが健康の維持・増進のための主体的な健康づくりに取り組むよう、健康意識の啓発と地域の組織づくりを推進するとともに、生活習慣病等の予防対策に重点をおいた保健・医療対策の充実を努めます。乳幼児から高齢者まで多様な保健・医療ニーズに対しては、医療機関等との連携強化を図り、疾病の予防、早期発見、早期治療を推進するとともに、生涯にわたる健康づくり体制の確立に努めます。

3 子育て支援の充実

次代を担うすべての子どもたちを安心して健やかに育てられるよう、「次世代育成支援行動計画」に基づく相談体制や子育て支援体制の充実を努めます。

ライフスタイルの多様化に対応した保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策など、子どもが安全に豊かな時間を過ごすことができる環境づくりに努めます。

4 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、自主的な地域活動や社会参加などへの支援の充実を努めます。

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携強化に努めるとともに、「高齢者保健福祉計画・介護保険計画」に基づく介護予防対策や認知症対策等を推進し、福祉・介護サービスについては、継続的な基盤整備とともに、その向上を目指した高齢者福祉体制の充実に努めます。

5 障害者（児）福祉の充実

障害の有無、程度に関わらず誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。そのため、ともに生きる社会づくりの理念に基づき市民意識の啓発を図るとともに、ハード面・ソフト面のバリアフリー化に努めるなど、障害者が自立した生活ができるよう支援していきます。障害の早期発見、療育環境の整備に努めるとともに、障害福祉サービス・施設や指導体制等の充実に努めます。

6 社会保障制度の充実

すべての市民が安心して暮らせるよう、国民健康保険制度等の社会保障制度の充実とともに、制度の普及、啓発に努めます。

国民健康保険制度、介護保険制度については、保険税、保険料の収納率の向上に努め、事業の安定的運営体制の確立を図ります。

第3節 緑輝くうるおいのまち（環境・景観）

◆緑輝くまちづくり

本市の財産である緑の環境の保全・活用を基調に、バランスある土地利用と、都市景観の形成を通じ、美しい住宅都市としての魅力を高めます。

◆環境にやさしいまちづくり

豊かな緑を次代へと引き継いでいけるよう、多様な生物が棲む市内の自然環境を知り、守り育てていくとともに、資源を大切に、ごみの減量やリサイクルを推進するなど、環境にやさしいまちづくりを進めます。

1 バランスある土地利用の推進

緑の環境の保全を基本に、本市にふさわしい産業の配置、良好な市街地の形成など、北本市都市マスタープランに基づき、計画的な土地利用を図ります。

2 豊かな住環境と都市景観の形成

うるおいのある都市空間を創出するため、緑地や農地などと調和した緑豊かな住環境の整備を進めるとともに、地域特性を活かした都市景観の形成を図ります。

そのためには市民一人ひとりの景観やまちづくりへの意識が大切であり、生涯学習活動などとも連携した啓発事業等を推進し、住宅都市にふさわしい住環境の質を高めます。

3 資源循環型の環境にやさしいまちづくり

環境への負荷の少ない地域社会を実現するために、ごみの減量・再資源化を推進するとともに、快適で美しいまちをつくるために、環境美化運動を市民ぐるみで取り組みます。市民生活や産業活動のあらゆる場面で、資源・エネルギーの使用抑制、環境負荷の軽減を進めるとともに、ごみ処理については、広域による体制づくりを推進します。

また、公共下水道未整備地域については、水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

4 公園・緑地の整備

市街地の身近な公園、緑地空間を整備、保全するとともに、生産緑地の活用を図ることにより、緑の空間を形成していきます。また、緑化意識の高揚を図り、市民が多様な動植物の棲む緑の自然環境を知り、守り、楽しみ、学ぶ活動を支援するとともに、市民が緑を創出していく活動を全市的に広め、緑のネットワークを形成します。

第4節 快適で安心・安全なまち（都市・生活基盤）

◆快適・便利なまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが快適で、便利な生活を送ることのできる都市環境づくりを進めます。

◆安心・安全なまちづくり

防災・防犯面の強化と、高齢者や子ども、障害者等へのやさしさを備えた、安心・安全なまちづくりを、市民とともに進めます。

1 市街地の整備

住宅系利用を中心とする快適な市街地形成とともに、駅周辺や中山道及び国道17号沿線の買い物・交流環境を整備し、住む人に便利、訪れる人に魅力的な都市づくりを推進します。

圏央道とJR高崎線の交差する周辺地域には、新駅の開設等新たな賑わいの形成や適切な企業導入を目指し、土地区画整理事業等の整備を進めます。

2 道路・交通体系の整備

圏央道、上尾道路及び県道の整備促進を関係機関に要望します。都市計画道路の事業化路線の早期完成に努めるとともに計画的な整備を図ります。生活道路につきましては、交通安全施設等を配置し、安全性に配慮した整備を図ります。

市民の足を支えるバス路線の維持・拡充に努めるとともに、高崎線の新駅設置や輸送力増強など、公共交通ネットワークの充実を目指し、交通の利便性向上を高めます。

3 上・下水道、河川の整備

安全な水の安定供給を維持するため、水源の確保、施設の整備を図るとともに、公共下水道の整備、雨水の再利用化の促進などを図り、上・下水道の管理運営体制の充実、望ましい水利用環境づくりに努めます。

河川については、関係機関と連携しながら災害に強い整備・改修、水質保全、水辺環境の活用等に努めます。

4 防犯・交通安全の推進

警察その他の関係機関と連携し、市民の防犯意識の高揚、地域防犯組織の育成など地域ぐるみの活動を支援するとともに、安心・安全なまちづくりを進めます。また、犯罪被害者の支援に努めます。

子どもや高齢者を対象とした交通安全教育を推進し、交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備、交通規制の見直し等を推進します。

5 防災・消防の充実

災害から市民の生命と生活を守るため、防災施設の充実を図るとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成、関係機関との連携、危機管理体制の確立に努めます。

第5節 「業」を耕す活力のまち（産業）

◆地域産業・交流産業を振興するまちづくり

本市の立地や緑の環境を活かし、既存の農業、商業、工業の活性化と新たな産業の育成を図るとともに、それらの複合的な展開を促進し、個性のある地域産業を形成します。

◆「業」を育むまちづくり

勤労者が時代の変化に対応し、仕事を確保・継続していくための支援を図ります。異業種交流、産学官共同体づくりとともに、市民の豊富な知識・技術・意欲を活かせる体制づくりを進めます。

1 総合的な産業の振興

圏央道のインパクトを効果的に吸収するために企業の誘致、中小企業や個人の市場対応力の強化、産業間の連携など、本市の特性を活かした新たな産業と既存産業双方の育成体制を築くための産業振興ビジョンを明確にするとともに、産業関連団体との連携を強化します。

2 農業の振興

首都近郊の農業地域として、立地特性を活かした作物の産地形成、高齢化・兼業化に対応した効率的な営農体制の確立を図るとともに、観光との連携、地産地消の促進に対応した営農体制を推進します。

3 商業・サービス業の振興

北本駅周辺については、商業基盤の整備を図り、商業・サービス機能の充実に努め、観光客も訪れるような魅力あるオリジナル商品開発や個性ある店舗づくりを推進します。また、新駅予定地周辺には、新たな商業・業務地としての整備を図るとともに、国道や南大通路へのサービス業を適切に誘導します。

4 工業の振興と新たな企業の誘致

圏央道や北里研究所等を活かした新たな企業の誘致を積極的に図るとともに、既存工業の先端技術化や高度情報化を図り、工業の質的転換を図ります。また、中小企業に対して、経営指導・人材の育成等により経営環境の改善を促進します。

5 観光・交流産業の振興

本市の恵まれた自然環境を活かし、産業間の連携を図り、総合的な交流型産業として観光を捉えていきます。そのため、関連団体との連携のもとに、市民、来訪者が自ら楽しめるまちづくりを推進します。

6 就労対策

雇用の安定と拡充を図るとともに、働く人の健康管理の充実及び子育てや介護にも対応できる柔軟な勤務体制の推進など、勤労者・自営業者の福祉向上を目指します。特に、若者が働くことに意欲を持てるよう、学校、家庭、企業と連携し、子どもの頃から働くことの大切さを学ぶ機会の拡充に努めます。

第6節 みんなでつくる参加と交流のまち(市民自治)

◆互いが尊重し合い、参加・交流の中で力を引き出す協働のまちづくり

様々な立場の市民やまちを訪れる人々が互いに尊重しあいながら参加・交流し、力を活かしながら、暮らしやすい協働のまちづくりを進めます。

◆それぞれが理解し尊重し合う、開かれたまちづくり

性別、生い立ち、国籍、障害の有無などの差異に基づく偏見や誤解をなくし、市民一人ひとりが尊重し合うことができる、開かれたまちづくりを目指します。

1 暮らしと参加・交流の場としての地域コミュニティづくり

地域コミュニティ活動の活性化を図り、それぞれの圏域の課題解決や安全で心が通い合う近隣社会の形成を促します。このため、地域コミュニティをこれからのまちづくりの受け皿として捉え、参加・交流活動を支援していきます。また、地域組織の連携の強化を図りつつ、特色ある地域コミュニティと行政による協働体制の確立を目指します。

2 平和と人権を尊重するまちづくり

平和と人権の尊重は市民をはじめすべての人々の願いです。世界連邦平和都市宣言、非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言の決議を踏まえ、関係機関や団体と連携しつつ、平和と人権を守るための意識啓発や教育等を充実することにより、互いが尊重し合うことのできるまちづくりを進めます。

3 男女共同参画社会の推進

男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

4 国際化への対応

市民の国際理解を深め、国際社会の一員としての認識を高めることができるよう、国際理解教育や交流機会の提供に努めます。外国人にも暮らしやすい環境づくりや国際交流の促進を図ります。

5 消費生活における安心の確保

市民一人ひとりが豊かに安心して消費生活を営むことができるよう、消費者意識の啓発に努めるとともに、複雑化する消費生活の中で消費に関わる被害を防止し救済が図られるよう、消費生活相談・苦情処理を充実します。

第4章 計画の推進に向けて（行財政）

第1節 都市経営体制の確立

◆市民・行政による協働のまちづくり

「市民と行政はまちづくりのパートナー」という認識を育て、市民と行政の協働のまちづくりを進めます。

◆行財政改革の推進

新しい地方自治・都市経営を担うための行財政システムを構築していきます。

1 市民参加の促進と協働体制の強化

これからのまちづくりには、市民の参加、市民と行政によるパートナーシップの発揮は不可欠です。このため市民のまちづくりへの参加に必要な情報の公開と提供、広報・広聴等の充実を図るとともに、幅広い市民の参加体制づくりを進めます。

市民が自ら地域課題を解決できる体制づくりとして、コミュニティ活動の促進、NPO等の育成や連携など市民活動への支援を図ります。

2 行財政改革の推進、地方分権化社会にふさわしい自治体制づくり

厳しい行財政の現状と見直しに対応するため、行政改革推進大綱及び計画に基づき施策の重点化、業務の効率化、健全性を重視した財政運営、市民との協働などを進めます。また、新しい公共のあり方を模索するとともに、今後の国・地方における改革への対応と合わせ、地方分権社会にふさわしい自治体制づくりを目指します。

3 柔軟な行財政執行体制の整備と内部管理の充実

市民ニーズの複雑・多様化に対応し、これからの公共を担う組織にふさわしい効率的で機能的な組織づくりと職員の資質向上、適正な定員管理と適正配置に努めます。また、市民サービスと行政運営の基盤となる新庁舎を整備し、総合的かつ弾力的な行財政運営に向けた情報通信基盤の整備、事務処理の電算化を進めます。

4 広域行政の推進

生活圏の拡大や行政ニーズの多様化に対応するため、埼玉県中央広域行政推進協議会や埼玉県央都市づくり協議会等の活動を中心として、事務事業の広域対応を進めるとともに、行政情報の交換、交流、公共施設の広域利用や管理事務の共同化などを進めます。また一部事務組合については、事務の合理化、広域的に取組む必要性のある事業の連携を要請します。

今後の行財政需要の高まりに対しては、市民の意向を確かめつつ、近隣市町村との合併を含む望ましい行政のあり方を探ります。

第2節 計画の進行管理（進行管理）

◆総合振興計画の適切な進行管理

市民と行政が共有するまちづくりのマスタープランとして、総合振興計画の適切な実行に努め、また市民への説明に努めます。

◆総合振興計画の評価と運営管理

各基本計画の適切な実施とその評価、施策事業の見直しと次期計画運営への反映などに努めます。

1 総合振興計画の適切な進行管理

総合振興計画に盛り込まれた施策・事業と年度毎の行財政力のバランスの点検、また経済社会環境の変化等への対応を含む計画管理を行うため、適切な進行・管理システムの導入と計画実施への反映、市民への説明に努めます。このため、市民と行政による進行管理体制の確立と運用を目指します。

2 計画の実施・達成度評価や数値目標の評価による計画管理の充実

目標管理を重視した計画運用を実現するため、基本計画に掲げる施策・事業の実施・達成についての評価を行います。また、市民意識調査による市民満足度の把握や数値目標の検討などを行い、次期計画策定に反映します。

第5章 地域別まちづくりの方向

1 中丸地域

中丸地域は、地域の中心部を南北に国道17号が走り、東側が市街化調整区域で農地が広がり、西側が市街化区域で住宅地となっています。地域の特徴は、農地や生産緑地をはじめ、北本中央緑地、中丸緑地公園、中丸スポーツ広場としての緑が多いこと、健康増進センターや中丸公民館、中丸東小学校など公共施設が中丸ふれあい通りにまとまっています。

このようなことから、地域の緑地や農地と調和した住環境の整備として市街地の整備、道路・交通環境の改善に努めます。特に、隣接する桶川市内に圏央道インターチェンジが整備されることから、周辺の土地利用の適正化と都市基盤整備を進めます。

地域としては、地域の祭りや防犯活動などのコミュニティ活動を活発にするとともに、子どもから大人まで祭りや遊びを通じて交流を深めます。

2 中央地域

中央地域はJR高崎線を挟み両側に広がる地域で、北本駅を中心に市街地を形成、市の中心部に位置しています。長年の懸案であった駅東口広場の完成により、市の玄関として東西の駅前広場が整いました。地域の特徴は、駅を中心に商業地が広がりスーパーなどのショッピングセンターやマンションが立地しています。寺社等の緑や文化財が地域の憩いの場となっています。

このようなことから、北本駅周辺地区を商業・業務の拠点として商業・サービス機能の充実を図り、人が出会い、集える場として活力と魅力あるまちづくりに努めます。また、地域の幹線道路である中山道と中央通線の整備、市街地の生活道路の改善や緑地の保全などの環境整備、まち並みの景観に配慮したまちづくりを進めます。

地域としては、コミュニティ活動が地域の資産という考えから、地域防犯活動を通じて市民の交流を深め、若い人、新しい住民の地域活動への参加を促します。

3 東地域

東地域は、市の東部に位置し、国道17号が南北に走り西側が市街化区域、東側が市街化調整区域となっています。地域内には、北本総合公園や体育センターをはじめ、宮内スポーツ広場、宮内公園、宮内緑地公園など市

民のスポーツや健康づくり、憩いの場になっています。また、優良な農地を活用したハウス園芸や露地野菜の生産が盛んであるとともに、地域の東部周辺に工場が立地しています。

このようなことから、市としての生産活動、特に農業、工業の振興を図るため、農業・工業系の土地利用を明確にし、適正な土地利用を誘導します。また国道 17 号東側で住宅が集中している地域は、住宅地の環境整備に努めます。

地域としては、北本総合公園や体育センターを活用した“歩け歩け運動”や地域防犯活動が盛んになってきており、“地域住民の健康増進”を目標に自治会やコミュニティ活動としての定着を進めます。

4 東間深井地域

東間深井地域は市域の北部に位置し、国道 17 号が地域の中央を南北に走っています。土地利用は、農業、工業、住宅系が中心ですが、工業系の土地利用は、工場等の移転等から住宅地利用となっています。また、北部の深井地域には、商業系の利用も進んでいます。

このようなことから、住宅地、農地、商業地としての適正な土地利用の誘導を図ります。特に、国道 17 号西側の市街化調整区域は市街化の進行が見られる区域でもあり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を目指します。また、生活道路や交通環境の整備と緑地の保全に努めます。

地域としては、コミュニティ活動が活発なことから地域の防犯活動等を通じて子どもたちの安全対策に取り組めます。

5 南部地域

南部地域には南北に J R 高崎線が走り、市街地としては北本中央緑地をはじめ、雑木林や屋敷林が点在し緑が残されています。この地域には、土地区画整理事業、新駅構想、圏央道の整備といった大規模な事業が計画されています。二ツ家地域の中山道沿いには、商業系の進出もあり賑わいを見せています。

このようなことから、土地区画整理事業、都市計画道路等の基盤整備を進めます。また、新駅予定地周辺を新商業・業務地としての新しい機能を導入します。さらに地域内には、住宅地の一部に建築協定を締結して良好な住環境を形成している地区があることから、住民の意向に沿って地区計画制度や建築協定等の活用を図ります。

地域としては、緑の多く残る住宅地であり、住民の若さ、賑やかさ、活気もあることから、住民参加を地域の目標に、地域活動を活性化して防犯活動や地域のまちづくりに取り組みます。

6 本町西高尾地域

本町西高尾地域は J R 高崎線の西側に位置し、北本駅から近いこともあり地域の大部分が市街化区域の低層住宅地となっています。住宅地は、大規模団地として開発された地域や建築協定を結んでいる地域もあり、生垣等も整備され、良好な住環境を形成しています。また、市役所や文化センター等があり、行政文化の拠点ともなっています。

このようなことから、市役所、文化センター等を中心に行政・文化の拠点機能を充実するとともに、良好な住宅地として、生活環境の整備や緑地等の保全を図ります。

地域としては、防犯・防災活動を推進するとともに、高齢化率の高い地域でもあることから、身近な場所に高齢者等の交流の場を設け、地域支援を進めます。

7 西部地域

西部地域は西側に荒川が流れ、武蔵野の面影を残す雑木林と農地が広がる地域です。また、荒川沿いの地域には、国指定の天然記念物の石戸蒲ザクラや歴史的文化財が多く点在するとともに、自然観察公園、高尾さくら公園、野外活動センター、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地など公共施設や緑地も豊富です。

このようなことから、荒川沿い周辺を環境保全・交流ゾーンとして位置付け、市民と来訪者の憩いと交流の場として環境整備に努めます。また農地を活用した観光農園等を充実します。さらに石戸地域で住宅地が集中して

いる地域を住宅環境誘導地として位置付け、住宅地の環境整備に努めます。

地域としては、観光農園等を振興し、桜や文化財を守るとともに、防犯・防災活動の推進等、地域の取り組みを幅広い交流活動につなげます。

8 公団地域

公団地域は昭和 46 年に現在のUR都市機構によって建設された北本団地と平成 6 年に建設されたグリーンハイツ北本によって形成されています。地域内は樹木も多く自然環境は良い地域ですが、賃貸住宅の世帯が 2 千世帯以上を占めていることから、転入転出が多いことが特徴といえます。

このようなことから、地域の安全性を高めるため、生活道路の保全と交通環境の充実に努めます。また、高齢者が増加している地域でもあり、高齢者の支援体制を充実します。

地域としては、“安心・安全・快適”を目標に子どもたちの見守り活動など防犯活動の推進、防災対策としての自主防災活動を充実します。また地域活動により子どもから大人まで幅広い交流を進めます。

2. 北本市総合振興計画審議会規則

平成 21 年 9 月 30 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)第 3 条の規定に基づき、北本市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、諮問する事項が生じたときに、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定により委嘱された日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

3. 後期基本計画諮問

北総政発第 97 号

平成24年1月24日

北本市総合振興計画審議会

会長 高橋重光様

北本市長 石津賢治

第四次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

北本市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、第四次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

4. 後期基本計画答申

北総計審収第 1 号

平成24年2月15日

北本市長 石津 賢治 様

北本市総合振興計画審議会

会長 高橋 重光

第四次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

平成24年1月24日付け北総政発第97号で諮問のありました第四次北本市総合振興計画後期基本計画(案)について、当審議会で慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

当審議会は、市長から諮問された第四次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、おおむね妥当であると認める。

今後、計画の推進にあたっては、本市の将来都市像である「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に向け、市民と行政の協働を基本理念に今後のまちづくりに努めるとともに、別紙の当審議会意見に十分配慮され、計画の実現に努められたい。

1 「未来につなぐ夢のある学びのまち」について

地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、青少年のさらなる健全育成に向け、行政も含め横断的に他の関係団体等との連携を深め、行政と市民との協働の理念の基に、施策の一層の推進に努められたい。

2 「心かよう健やかなまち」について

今後さらに少子高齢化が進む中で、全ての市民が安心して生活できるよう、産科医療機関等の減少問題への取り組み、地域の実情に合わせた多様なニーズに対応した子育て環境の整備、地域みんなで支え合う体制の整備など総合的な施策を展開し、高齢者にやさしく、若い世代に魅力あるまちづくりに努められたい

3 「緑輝くうるおいのまち」について

土地利用構想に掲げている「コンパクトシティ」の考え方に基づいたまちづくりを今後も推進するとともに、農地や自然環境の保全、美しい景観の創出、更なるごみの減量化に努められたい。

4 「快適で安心・安全なまち」について

東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生することが予想されている首都圏直下型地震等を想定したより実践的な訓練を行うとともに、災害時における行政と市民の役割を明確にし、市民の生命・身体を守る施策の推進に努められたい。

5 「「業」を耕す活力のまち」について

農業後継者の問題や、遊休農地の活用等多くの自治体も同様に抱えている諸問題について、行政、市民、農業関係団体と連携し、課題の解決に向けた施策の推進に努められたい。

6 「みんなでつくる参加と交流のまち」について

東日本大震災を契機に地域のつながりが重要視されてきており、市民が主体的に参加し、地域みんなで支え合い、誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりに努められたい。

7 「計画の推進に向けて」について

市民に分かりやすい情報提供を進め、更なる市民参画・協働の推進、効率的な行政運営を進めるため、合併を含め広域行政について検討されたい。

5. 第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議設置要綱

(目的)

第1条 第四次北本市総合振興計画後期基本計画を策定するにあたり、市民参画を推進し、北本市が抱える課題等について広く市民から提言を求め、これを計画に反映させることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(設置期間)

第3条 市民会議の設置期間は、市民会議の開始の日から終了する日までとする。

(構成)

第4条 市民会議の委員は、別表のとおりとし、市長が委嘱する。

(所掌事務)

第5条 市民会議は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 北本市が抱える課題について意見を述べること。
- (2) 今後重点的に実施する必要がある施策・事業等について意見を述べること。

(会長及び副会長)

第6条 市民会議に会長及び副会長を置き、会長については委員の互選により、副会長については会長の指名によりこれを定める。

2 会長は会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、市長が招集し、会長が市民会議の議長となる。

(謝礼)

第8条 市民会議に出席した委員には、予算の範囲内において謝礼を支給するものとする。

(事務局)

第9条 市民会議に関する事務は、総合政策部政策推進課が所管する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は平成23年7月15日から施行する。

6. 第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会等の設置に関する要綱

(設置)

第1条 第四次北本市総合振興計画後期基本計画（以下「計画」という。）の策定のため、第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の補助機関として、第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること。
- (2) 計画の最終的な総合調整及び策定に関すること。
- (3) その他、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、別表第1に掲げるとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長の職にあるものをもって充て、副委員長は委員長が指名したものをもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半が出席しなければ開くことができない。

(幹事会の事務)

第7条 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の素案を作成すること。
- (2) 委員会に意見を述べること。

(幹事会の構成)

第8条 幹事会の構成員は、別表第2に掲げるとおりとする。

(幹事長及び副幹事長)

第9条 幹事会はそれぞれ幹事長及び副幹事長を置き、別表第2に定める者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第10条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第11条 委員会及び幹事会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

7. 国・県への要請

後期基本計画の実現にあたり、財政の援助及び公共投資などを、国・県及び関係機関に要請する。

(1) 国に対するもの

- ・ 妊婦健康診査臨時特例交付金の継続
- ・ 子ども医療費助成の新設
- ・ 国民健康保険財政基盤の強化
- ・ 国民年金制度の改善・充実
- ・ 首都圏中央連絡自動車道の早期開通
- ・ 上尾道路の建設促進
- ・ 荒川の整備・改修
- ・ 浸水対策の要請
- ・ 交通遺児対策の強化

(2) 県に対するもの

- ・ 子ども医療費助成の拡充
- ・ 国民健康保険制度の広域化推進
- ・ 中山道地域の景観まちづくりへの支援
- ・ 北本市自然観察公園の早期完成
- ・ 中山道の早期整備
- ・ 県道の整備促進
- ・ 南大通線（県道下石戸上菖蒲線）の国道 17 号以東への延伸
- ・ 赤堀川・江川の整備・改修
- ・ 交番体制の充実

(3) 公共企業体に対するもの


- ・ J R 高崎線の輸送力増強
- ・ J R 高崎線の新駅設置
- ・ バス路線網の充実

8. 第四次北本市総合振興計画後期基本計画期間内に策定する計画一覧

計画名称	内 容	掲載章節
第三次北本市 生涯学習推進計画	生涯学習によるまちづくりを総合的・計画的に推進するための計画	1 章 1 節
北本市 教育振興基本計画	教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	1 章 2 節
北本市 スポーツ推進計画	スポーツ基本法第 10 条に基づき、北本市におけるスポーツ活動を推進するための基本的な方向性を定める計画	1 章 5 節
地域福祉計画	地域社会における住民福祉の向上のため、市民と行政の協働により、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための計画	2 章 1 節
健康増進計画、 食育推進計画	市民の健康づくりを総合的に推進する指針として策定するもので、健康づくりや食育に関する正しい知識の普及・啓発をおこない、既に実施している事業との連携を図りながら、積極的に事業を推進するなど、乳幼児から高齢者までの幅広い世代の市民の健康づくりを推進することを目的として、食育推進計画と併せて作成する。	2 章 2 節
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	平成 27 年度から平成 30 年度までの北本市における総合的・計画的な高齢者施策を推進するための計画、同年度における介護保険の安定的事業運営を目的とする計画	2 章 4 節
第四期障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み、提供体制の確保に関する計画	2 章 5 節
北本市 第 2 期特定健康診査等 実施計画	国の参酌基準である①特定健康診査受診率②特定保健指導実施率③メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率を達成するために行う、平成 25～29 年度 5 カ年の特定健康診査、特定保健指導等の実施計画	2 章 6 節
北本市男女共同参画プ ラン(第四次北本市男 女行動計画)	男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するための計画	6 章 3 節
北本市市民公益活動 推進計画	地域における最良のサービスと活動が行われるよう、また、市民の力が存分に発揮される地域社会を築くための計画	7 章 I 1 節
第五次北本市 行政改革推進計画	平成 25 年度からの行政改革を具体化する計画	7 章 I 第 2 節
第五次北本市 総合振興計画	まちづくりの総合的・基本的な計画	7 章 II 2 節

9. 策定経過

平成23年	
5月 19日	計画策定業務委託契約締結
6月 15日	市民意識調査（開始）
7月 4日	市民意識調査（終了）
7月 19日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会
9月 27日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議
9月 29日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議
10月 5日	第3回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議
10月 12日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（教育部門）
10月 19日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（教育部門）
10月 25日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（教育部門）
10月 26日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（福祉部門）
11月 2日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（福祉部門）
11月 8日	第3回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（福祉部門）
11月 9日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（環境・都市・産業部門）
11月 16日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（環境・都市・産業部門）
11月 22日	第4回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（環境・都市・産業部門）
12月 19日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（総務部門）
12月 22日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（総務部門）
12月 27日	第5回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（総務部門）
平成24年	
1月 16日	議会全員協議会（後期基本計画（案）の説明及び意見照会）
1月 17日	パブリックコメント（開始）
1月 24日	第1回北本市総合振興計画審議会（諮問）
2月 7日	第2回北本市総合振興計画審議会
2月 15日	第3回北本市総合振興計画審議会（答申）
2月 15日	議会からの意見聴取・パブリックコメント（終了）
2月 24日	第6回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会
3月 16日	市長決裁



第四次北本市総合振興計画後期基本計画

平成24年3月発行

発行：北本市

編集：総合政策部政策推進課